

このような農業を取り巻く暗い情勢の中での本法律案の審議であります。この法律案は肯定できる部分もないわけではありませんが、詰めて言えば、米価の大幅引き下げが改正の目的だと言えるのではないかというふうに思います。法案の中身に入る前に、先ほど申し上げたように、農民は先行き暗い気持ちの中で営農しております。

大臣が七月末に札幌に行かれたときに、「財界さつぱる」という本がござりますが、先ほど大臣にもちよつとごらんになつていただきましたが、この雑誌の薩社長と対談された記事がこの九月号に載っております。その中で「天下を取つたら北海道に全力傾斜」、「北海道農業は希望の星だ」、こういうような見出しがあります。が、その中で大臣が言われていることは、

北海道は本州に比べると、農業の先進地です。米作では転作率四八パーセントで日本一でした。が、今年は二番目で幾らかでも地元の負担を軽くしたいと、配慮しました。

北海道の場合は何と言つても酪農なんですね。これをさらに評価して、酪農以外の畑作物、特にガットが提唱するチーズなど十二品目についても、北海道独特の産業だけに、北海道の皆さんのが強いわけです。こうした北海道独特の産業が生き残つて、日本の希望の星である北海道の農業が、国際的な競争力のある農業として自立する方向に持つていただきたいと思います。そのためには、積極的に生産性を向上させ、コストを安くする。

米が高い、高いと言われますけど、世論調査

国際競争力もついていくと思います。なにしろ、北海道が駄目なら、日本の農業は全部駄目ですからね。それから、畑や木田はじめ、特に酪農などでも、北海道の場合は負債問題が大きくなっています。

そこで、煙や木田はじめ、特に酪農などもやられていただいて、兄弟で北海道開発庁長官をやつたのは初めてじゃないか。そういう意味で北海道に非常な愛情、愛着を持つておると自分でも思つております。

それからまた、北海道の総合開発計画、これも手がけ、勉強してきた私にとりましては、何としても北海道が我が國食糧の供給基地として、あるいはまたいろいろな面において前進的、主導的役割をしてもらわなくてはならない。そういう中で、北海道の農業、林業、漁業、そして石炭産業あるいは造船というものが大変な不景気で地盤沈下いたしております。雇用問題、初めいろいろな問題が起きております。そういう中で、何とかして農林水産大臣として北海道の農業を振興させ、意欲を持ってもらひ、多くの農林水産関係者を励まし、激励し、応援していかなくてはならないという考え方を持っておりまして、あらゆる場合にもそういう点は私の脳中から離れたことはございません。

そうして、負債問題についても、北海道の今申し上げましたような農家の種類による負債問題も随分勉強させていただきまして、今一部お読みになりました。ところが負債負担の限界かなと。それを超えたものに対しては、逆に働けど働けど希望がない。そこら辺を何とかしなくてならない。もちろん、これらの国営事業あるいは都道府県事業等、あるいは団体営、いろいろなもの負債負担問題いろいろな方法を講ずることができますけれども、過去のものについて、これは今まで当委員会においても御質疑があつたこともありますけれども、一つは各省庁との横並びの問題、一つは原資でありますものの関係、例えば今いろいろ問題になつておりますけれども、住宅金融公庫の過去のもの、我が方で見ますと農林漁業金融公庫、農林中金の過去の分、それから財投による分、特にその財投による分が郵便貯金が原資であつたり、あるいは年金が原資であつたり、

そうしますと、それぞれの運用計画その他をもつて郵便貯金に対し、あるいは年金の給付に対してもいろいろな長期計画を立て、それに従つてこうやってきておるものでございますから、大変横並び等もございまして政府関係金融機関とともに苦惱をいたしておるわけでございます。特に、こうい低金利時代でござりますので、政府関係金融機関のありがたみといいますか、過去を伴つてきておる金利という問題は何ともならない。

そこで、農水省独自でできないものか、農水省としては自作農維持資金あるいはそういういろいろなものもあるわけでございますが、それ以外も含めて何とかならないものかということで、本年度の予算に際しましても県、団体等と協力して、ある特定の地区に對しましては債務償還を延長したり、あるいは新しいものをしたり、やつたことはあるわけでございますが、これをより普遍的に、よりいいものとして何かができる方法はないか、今鋭意検討し、六十三年度の概算要求におきましても利子補給金的な性格のものを何とかできないものかというので、きょうは構造改善局長来ておりませんが、に命じまして概算要求の中にやらしておつたり何かいたしておるわけでございます。ただ、私としましては、全体的な振興策と北海道の農家の債務の問題、今申し上げた自作農維持資金もありますが、もう一つは、もう少し系統がよく當農指導その他をやつてもらつて、やらないからぬといふ、そちらの面と、今申し上げました政府関係に伴う資金の面と両方の問題点もあると思います。

そういう点、一生懸命知恵を出し汗を流しまして、日本全体の農業の振興、そういう中で最も事業が多い、そして一戸当たりの耕作面積が多いということになりますと、先ほどおつしやつた一戸当たりの経営面積も非常に多いということだと思います。北海道は日本全体に比べまして専業農家の比率が非常に多いということ、あるいは今まで当委員会においても御質疑があつたこともありませけれども、一つは各省庁との横並びの問題、一つは原資でありますものの関係、例えば今いろいろ問題になつておりますけれども、住宅金融公庫の過去のもの、我が方で見ますと農林漁業金融公庫、農林中金の過去の分、それから財投による分、特にその財投による分が郵便貯金が原資であつたり、あるいは年金が原資であつたり、

北海道が頑張つてもらうということが一番大切な

だ、こう思つておるところでござります。

○菅野久光君 大臣もいろいろ氣を配つていただいていることは、北海道としてみれば大変ありがたいことだと思ふんですが、牛、肉、オレンジの自由化が出たときに、当山村農林水産大臣でありましたが、それを受け入れるときに、中曾根総理あるいは当時の竹下大蔵大臣のいるところで、とにかく足腰の強い農業をやるために金融対策を含めていろいろな対策をやらなければならぬ、そのことについては十分な配慮をしてもらえたという約束で牛肉、オレンジの一定枠を受け入れたという、そういう経過があるわけですよ。これはあれでしたら、大臣御承知だと思いますが、会議録にもそれはきつと載つてゐるわけあります。が、残念ながら今までそういう具体的な問題といふのはさっぱりなされてこないんですね。

何か委員会のときにはそういう非常にいいことを言つてますが、次の予算とかそういうときには

さっぱりそれが生かされてこない。だから、その

意味でも農民の人たちはやはり農政不信というこ

とに陥つてゐるのではないかとそういうふうに思はざるを得ない。農業過保護だとがんとかいろいろなことを言つられておりますが、やはりただでもう金というのはだめだ、人間を怠け者にするということを農家の人たちも直接言つていますよ。ですから、今大事なのはやっぱり金融対策ですね。借りたものは返さなければならぬ、そのため一生懸命汗流して頑張る、そういう方向で今農民の組織の人たちも話し合つてゐるんですが、その金融対策をやはりしっかりとやつてもらわないと下げるといつても、負債だとかあるいは金利にかかるそういう面の負担が大きいものですから、なかなかコスト低減というところまでいかないということがありますので、これは林業なんかも相当長期な資金ができましたから、農業もひとつ長い目で、加藤大臣のときにやはりそういう制度をきつとしたというような足跡をしつかり残して

いただきたいということをまず要望を申し上げておきたいと思います。

二つの配慮の中で、生産性の向上、これが大変配慮しなければならないことということになつておりますが、生産性と収益性の向上のためにどのような施策を講じようとしておるのか、その点をまずお伺いたいと思います。

○政府委員(浜口義曠君) 先生御指摘の麦作の生産性向上の問題でございます。この対策といたしましては、近年ドリルまき等省力多収栽培の普及、さらには暗渠の設置等によります排水対策の徹底等基本技術の励行、さらに機械でございますが、コンバイン等高性能機械の整備、あるいは土地問題でございますが、区画の拡大等圃場整備の進展、あるいは組織の問題でございますが、期間借地等による麦作規模の拡大、生産の組織化等によりまして、最近十年間、五十一年から六十一年まで平均単収、全国的な平均でございますが、二百八十三キロから三百二十八キロ、約一六%増になつております。

また、労働時間につきましても、反当十アール当たりで、この期間二十三・四時間から十一・〇時間と五割程度の減少になつております。生産性は着実に向上去してきているというふうに我々考えております。しかしながら、近年の麦作の生産が増加する中で、実需者サイドからの品質改善に対する要望も高まつておりますので、生産性の向上とあわせまして需要のニーズに即した品質の改善を図ることが重要な課題となつておるという認識を持つておるわけでございます。

今後の生産性の向上につきましては、したがいにして地域の条件に即しました合理的な土地利用方法の確立、さらには施肥技術等麦作技術の改善化。第二番目といいたしまして、作業単位の拡大に応じました高性能機械のさらに一層の整備。三番目といいたしまして、排水条件の整備等土地基盤

に合わせまして期間借地あるいは作業受託の推進によりまして、中核農家を中心いたしまして規模拡大あるいは生産組織の育成によりまして作業単位を大型化していくくという各般の施策を総合的に推進していかなければならないというふうに考えております。

○菅野久光君 今、局長が答弁なさつたことは、これは当然といえば当然のことですね。ここ何年か大変な努力をされてきたんだろうというふうに思いますが、コンバインを使うということは作業能率、それから麦の場合には刈り取りの適期を逃したら、これはもう品質ももちろんでございますが、その適期を逃した後、雨でも降られるともうすぐ芽が出るというようなことで、非常に刈り取りの時期というのが大事な問題なわけであります。が、全国的な状況の中でコンバインの普及といふんですか、それは全面積の中での程度コンバインを使った収穫をしているか、その辺はわかりますか。

○政府委員(浜口義曠君) 私ども現在持つております数字、ちょっと端数の数字で申しわけありませんが、昭和五十二年でコンバインの普及率でございますが、全国で五六%でございます。これが六十一年に大体九一%にはほぼ普及が高まつたというふうな数字を持ております。

○菅野久光君 それから、転作麦でありますけれども、これは個々の農家で減反したところに麦を

といふことは、なかなか作業能率の問題、機械化の問題なんかを含めて大変だと思いますが、その辺は全国的な状況というのはどのようになつておりますか。

○政府委員(浜口義曠君) 麦の場合には、先生御指摘の転作も含めまして、あるいは畑作あるいは

転作以外の水田の裏作というのがあるわけでございますが、今先生御指摘の点を六十一年産について見ますと、作付面積で畑作が全国的に三一%、

○菅野久光君 集団化という、ほとんどのところは集団化した形で栽培されているのかどうか。特に水田の転作麦の場合ですね。その辺の状況はわかりますか。

○政府委員(浜口義曠君) 最近の、先生御指摘の以前で個別の経営の場合もございますが、全国的には、それが規模が大きいものですから、集団化的に見ますと、麦の生産組織について五十一年に、これは私どもの数字でございますが、四百十五集団ございまして、六十一年の数字ではこれが五千十一集団ということでお一倍強になつております。それから、この基幹作業であります収穫作業におきまして生産組織がそれぞれの段階でいろいろな段階でございますけれども、収穫段階のカバー率は水稻五百一十一集団といふことで十倍強になつております。ご存じですか、それは全面積の中での程度コンバインを使つた収穫をしているか、その辺はわかりますけれども、麦の場合は三二%の水準に達しております。

そこで、先生御指摘の、もう一つのところの数字でございますが、生産の団地化でございますが、団地化の転作のシェアを見ますと、転作全体では二九%になつておりますが、そのうち麦だけでは五九%といふことでございますので、大体倍ぐらい麦の場合には生産の団地化といいましょうか、集団化が進んでいると見てよいのですが、そこには、どうして機械を導入する場合には、どうしても団地化ということを図らなければ麦の品質そのものにもまた影響するといふことが結果的にこのようないふ数字になつているんだどうと思いますが、それにしましても五九%といふのはちょっとまだ大変だなという私は印象を受けております。

内麦の生産といふものが特に減反の問題を含め、着実に回復しておますが、これは一毛作地帯においても大変重要な輪作作物であります。

二毛作地帯においても、裏作作物としては農業経営の安定化と所得の増大を図る上で大変重要な作物となつておるわけでありまして、この点から言えば、つくる作物が先ほどもないという私ちよつとお話をいたしましたが、麦の連作ですね。これは連作による障害といふのが私は出でくるといふうに思うんですが、その辺の連作障害の点についてはどのようにお考えでしようか。

○政府委員(浜口義晴君) 先生御指摘のように、麦と申しますか、一般的に畑作物の場合には、水田の場合と比べましてやはり連作障害が極めて大きいというふうに考えております。この連作障害につきましては、いろいろ微量元素の欠乏であるという考え方ござりますけれども、連作をすることによりましていろいろな微生物等の病原が発生するといったようなことも総合的に出てまいるわけでございまして、先生御指摘のようにやはり畑作物を中心と考えました場合には稻科の植物とあるいは豆科、豆類の植物、あるいは根菜類の植物等々を組み合わせました合理的な輪作体系というものを組みまして対抗するのが一番正しい方向ではないかというふうに考えております。

○菅野久光君 前に私も栃木県にちよつとピール麦の関係でありましたか、連作障害で、しま葉枯れ病が大変出たことで調査を行つたことがあります。ですが、品種改良品種改良ということと病気に強い品種を次々に開発していくても、やはり次にまた連作障害がくるというような状況になつておりますから、先ほど申し上げましたように畑作地帯あるいは二毛作地帯の裏作作物としても、これはもう輪作体系の中で欠かせない作目ということではあるけれども、後つくる作物との関係、組み合わせ、先ほど局長からお話をありましたけれども、果たして局長が言つておられるような形でうまく輪作の組み合わせが農家経済ということともいろいろな考え方について、できるのかどうかという問題が私はあるのではないかというふうに思つんですよ。

理想は確かにそうなんですね、収益たとかそういうことを考えていく場合に必ずしもそういう状況になつていかないということもあるので、土地利用型農業の確立という面からいって、この麦の役割あるいは今後の作付拡大、転作麦の定着化、こういったようなこと等を考えた場合にどのようないくつかの対策を立てなければならぬというふうにお考えか、あるいは既に立てられておると思うんですけども、その辺をお聞かせいただければと思います。

○政府委員(浜口義曠君) 御指摘のように、具体的な地域に応じましてどういう輪作体系の基幹的な作物を選ぶかというのは極めて重要な難しい問題を含んでおります。ただ、水田農業と言われておりますと、今回の農政審の御報告の中に、いわば理想的な形で七十年を見通しまして、現下の機械というものの、一つの麦とかあるいは大豆とかそういうものの輪作体系を含む形を提起されているわけでございますが、そういったものにおきまして、今先生御指摘の地域の実情さらに経済状況等を勘案いたしまして、足腰の強い経営の方々がそれに対応していくくといふような方途を選び取つていただきたいというふうに我々考えるわけですがございまして、私ども行政部局といたしましては、そういった中で北海道の場合には、抽象的でございますが、稻科の作物と豆類あるいは根菜類と組み合わせた合理的な四年輪作体系といったようなものも一つは想定をしております。

そういう中で私どもの一つの施策としては、今後の麦の生産に重点を置きますと、次のような四点が挙げられるのではないかというふうに考えます。

一つは、やはり加工適性の高いわせ、多品種の育成、さらにそのいい品種ができるだけ早く普及していくことういうことが第一点でございます。それから第二点目は、先ほども触れましたけれど

にまた、気候等によりましてかなり変動がござりますので、麦作技術の改善によりまして地域の条件に即した技術をつくりまして、高位安定化を図つていかなければいけない。第三番目は、やはり収穫のところでございますが、共同乾燥施設といつたようなものを普及いたしまして、あるいはばら流通の推進等によりまして品質の均一化を図るようにしていかなければいけないんじやないか。最後に、第四番目でございますが、これは先ほど先生お触れになりましたけれども、現代の集団化とかそういうふた組織がございますけれども、できる限り期間借地とか作業受委託によりまして中核農家を中心とする集団に土地を集中していただきまして、その中で作業規模を拡大していただくといふような、以上四点が今後のキーポイントではないかというふうに考えております。

ますと、それそれ三十万八千ヘクタール、百三十二
万トンという数字になつておりますので、私ども
の考え方、その達成率と申しますか、以上のよう
な見通しに対する実施率といったようなものはそ
れぞれ七五%、七三%の水準になつてきている。
ほぼ一つのこの六十五年見通しといったようなも
のに大体沿う形で生産がこのところ伸びてきて
いるというふうに考えているわけでござります。
したがいまして、私どもいたしましては、こ
れらの今申し上げました五十五年に公表された見
通し、さらには昨年十一月に公表されました「二
十一世紀へ向けての農政の基本方向」と題されま
す農政審議会の報告の趣旨に沿いまして、日本め
ん類を中心とした総需要の一定程度の国内生産を
確保することを旨として生産の振興に努めていか
なければならぬといふふうに考えております。
○菅野久光君 次に、品質改善の問題についてお
尋ねをいたしますが、品質向上ということは喫緊
の課題であるということはだれしもが認めるこ
とだというふうに思いますが、そのため栽培管理
技術の開発だとか、あるいは品種改良等の試験研
究体制、あるいは技術の普及などの改善対策とい
ふことが求められるわけであります、この点に
ついてどのよくな状況になつておるのか、まずお
尋ねいたしたいと思います。

の高い品質のものができておりますし、先ほど先生がお触れになりました萎縮病に強い品種としては、最近六十年、六十一年でミサトゴールデンとかニシノゴールドとか、大変強い、それに耐え得る品質が出ておるわけでございます。これからも六十二年に私ども大型のプロジェクトを組まして、これ以降も今までの品質の点を一ランク上げたような形で品質重視の品種の育成というようなものに努めていくことにしておるわけでございます。

それからまた栽培面におきましても、品質といふ点では、うのは品種だけではなくてやはりつくり方なり、あるいは今お話をございましたようなやつぱり機械で適期にきちっと刈り取るというようなことでも大変大事でございますので、そういうた機械化適性を備えた品種をつくるとともに、そういうた機械類の開発とか、あるいは麦だけではなくて汎用的に使えるコンバインの開発とか、そういうたようないものを今試験研究機関で今後とも積極的に進めていくことにしておるわけでございます。

○菅野久光君　米の場合にはかなりそういうたよくな新しい品種を開発するための育種の研究なんか各地の試験場で一生懸命やられておりましたのが、米と大体同じぐらいの、何というか、力点を置いた形で麦の品種改良というものについて取り組んでおられたのかどうか。その辺をちょっとお伺いいたしたいと思います。

○政府委員畠中孝晴君 国の試験研究の研究室の数とかあるいは人數とかそういった意味で見ますと、大体麦と米というのは同じぐらいの規模で取り組んでおるわけですからけれども、麦の場合には小麦だとあるいは大麦とか裸麦とか、それぞれの種類がございます。それからまた、国公立、私立の試験場の場合ですが、麦は私どもが委託をして試験をやつていただいているいわゆる指定試験の県だけござりますけれども、米はそれ以外の県独自で研究を進められるといふようなこともありまして、国公立合わせた全体のボリュームとしては稻の方が多いだらうと思いますが、国の分野

としては大体同じぐらいの研究者の数で研究をやつておるわけござります。

○菅野久光君 これは米の場合も食味のいいものということで、先ほど北海道のことと厄介道米なんて大臣がかつては言われた話をされておりましたが、そうであつてはいけないということで、食味のいい米をということで最近はほとんど本州の米と変わらないような米の開発をやつてきてるわけですね。ところが、麦の場合それと同じような、何というんですか、力点を置いてやられたのかどうか。ちょっとこの間から参考人の意見聴取をした中でも、どうも、いわゆる育種でいい品質のものをということで品種を開発されても、それが、何というんですか、農家に伝わつていかないというのかな。栽培にそれがすぐ生かされないという面があつたのではないかというふうに思われるを得ないんですよ。いわゆる耕作者と実需者との間に何かうまくないものが、きちっとなつていかないものがあつたのではないかといふうに思われるを得ないんです。

製粉協会の「国内産小麦に関する問題点と要望」というのをこの前の参考人の意見聴取のときにつきましては、その中でページに書いてあります、

顧みるに、農林六十一号の出現が、それまでに実需者から好ましい品種として見られていた江島神力、或いは、農林二十号、農林二十六号などを駆逐し、その後の早生多収品種の開発・普及の結果、現在では、その農林六十一号を比較的好ましい品種として挙げざるを得なくなつてゐることも賢察いただきたい。

といふうに書いてあるんですが、この辺ですね。品種改良と実需者との間の問題というのは一體どのように考えたらいいのかなというふうに思ふんですが、どうなんでしょうか。

○政府委員 稲中孝晴君 品種の開発をする場合に、こういう加工用の品種でございますので、最近では試験場だけがその結論を出すということではなくて、ある程度の規模になつてしまります

と、それを粉にひいて、製粉協会の試験関係の方とかあるいは実需者の方、そういう方に集まつていただいて、そういう方の評価も取り入れながら今は育種をやっておるわけでございますが、稻の場合と違いまして、なかなか麦は我が国でつくりにくい条件というのいろいろございまして、先ほど名前を挙げられましたような品種というのは、品質的には確かにいいわけですからども、非常に不安定なわけですね。昔の品種というのは西の方の品種ですと、大体丈が高くて、そして熟期が今よりは少し遅い。ここにも書いてありますけれども、やっぱりわせで多収でかつ赤カビ病にかかるない、あるいは穂発芽をしない、そういう栽培上非常に適性を持つた品種というものをつくりきませんと、農家の経営が非常に不安定になつてまいりますので、そういうところへ重点を置いて随分やつてきたわけでございます。

○菅野久光君 これは稻なんかの場合でも同じで
すけれども、同じ品種のものでも土地が違うと、
気候風土が違うとまた違うといいますか、振れが
大きくなるというんですか、そういうことがある
わけですね。ですから日本全国それぞれの地域に
ある試験場、試験研究機関の中で育種ということ
をやつていかないとい、今の減反政策とのかかわり
でうまくないんじやないかというふうに思うんで
すが、その辺の減反とのかかわりの中での品種の
開発ということはきちっと、何というんですか、
統合的になされているのかどうかということをお
尋ねいたしたいと思うんです。

○政府委員畠中孝晴君 減反政策の問題と品種
開発というのは、直接的には減反をやつて麦がや
はりたくさんつくられるようになつてくる。そ
ういう問題、あるいは水田のところにつくりますの
で、どうしても耐湿性といいますか、今度は穂の方
ではなくて根の方の問題でございますが、耐湿
性、そういったものが非常に重要な因子となつて
くると思いませんけれども、あとは地域的に北海道
から九州まで麦の場合にはつくられておりますの
で、それをそれぞれの試験場で分担をいたしまし
て、その地域に適する品種をつくっていくという意
見の試験場、それから中央は農業研究センターと
いう筑波にあるものがやつております。それから
北の方で東北地方は東北の農業試験場もございま
すし、また関東は長野県の試験場に委託をしてつ
くるとか、あるいは大麦とか裸麦については四国
の農業試験場が中心になつてやる。それから九州
の方で非常に病氣の多い地帯は九州農試が担当を
する、あるいは福岡県の試験場がやるというよ
うな、そういう、作物でございますので、それぞれ
の地域地域によつて特徴がありますので、そういう
特徴を生かして試験場がそれぞれに分担をしな
がらやっていくというような体制をとつておるわ
けでございます。

りそのところまできちっと何というんですか、配慮されるというか、組み立てられた形でこういう政策策というもののがなされていかなければならぬのではないかということでお聞きをしたわけなんですね。ですから、減反だ、さへ何をつくるかということで農家の人たちが迷うことのないような、そういう形で、先を見越した形で政策といいうものがなされないと、現場の人たちが迷うことがありますか、大変な苦労をするとことになるんじやないかというふうに思うんですね。

それから、第二点といったましては、それを補完する意味で、これは行政的な意味での対応でございますが、一つの典型的なとありますか、モデル地域の育成といったようなものが必要でございましょうし、あるいは麦作技術の基準園の設置といったようなものも、これにあわして行わなければいけないと考えております。さらに、具体的な意欲を高めるというようなことで、実物を農家の方々に知つていただくという意味で、やや伝統的な手法でございますが、麦作共励会というようなものを催しております。その会におきます優良事例といったようなものを紹介をさせていただこうということをございます。

れもやはり二年ないし三年はかかるでありますので、どうしても交配してから世に出るまでのうのは、今の状態では十年以上かかるというような状況でございます。

○菅野久光君 非常に時間のかかるものなんですね。ですから、実需者と生産者との間で相当、何といふのですか、その辺の意見調整というのは、やっぱり難しい問題だなということが今のお答えでよくわかるわけです。

そこで、そういうような実需者の要求に見合うような新しい品種の開発というものが今の段階では、全くなされていないとは言いませんけれども、まだ相当その辺については離隔があるんじやないかなというふうな思ふんですけれども

なかなか右から左にできるといふわけにはいきませんけれども、先ほど申し上げた六十二年度から十一年がかりのプロジェクトの中ではそれぞれ段階を置きまして、一段階一段階品質のいいものをつくっていこうというようなことでやつておるわけでございます。急にできませんけれども、ただ、これからはいろいろな育種方法というのが従来以上に進歩してくると思いますので、以前のように交配をしてから必ず十年なり十五年たたなければいい品種が出てこないという、そういう状態ではなくて、もう少し早いものもこの何年かのうちには出てくるのではないかというふうに思つておるわけでござります。

私は農業界のこれなんかも出でておりますが、相当前からかなり品質の問題については要望されているわけですね。しかし、実際農家の人のたちは実需者の要望に必ずしもこたえるような形での生産ではないというところに今いろいろな問題が出てるわけなんですよ。流通の問題なんかがもばらの問題なんかがありますが、ばらなんていふことになれば品種が違つたら全くばらにはならないわけですね。ただ団地化がこうしていくといふことになれば、ある程度品種の問題もそういう中で解決はしていくのかなというふうには思うのですけれども、やはりその地域地域に合つた品種、それを開発して、その地域でやはり一定量の生産を上げていく、それが流通のばら化をより推進していくことになるのではないかというふうに思ふのですが、その辺の見通しといいますか、お考えをお聞きしたいと思います。

○政府委員(畠中季晴君) 大体十年か、十年以上は普通はかかるつておるわけでござりますが、最近はできるだけ初期段階の世代を温室を使って一年に何作かつくつていくとか、そういうところをでかけるだけ縮めてやつております。そういういろいろな手法を使つて、割合短いのでは七、八年で品種として出てきているものござりますけれども、やはりある程度物になりそうな品種につきまして、今度は各県にお願いをして各県の適応条件のいろいろな試験をしていただいておりますが、そ

A.S.W.というオーストラリアの基準の品種でございますけれども、そういうものが非常に現代のそういう嗜好に合っているということで、そういうものをつくつてほしいという希望が大変強いわけございます。

それを、直接例えればオーストラリアの品種を私どものところに入れましても、日本ではできませんので、そういうものを親にしたり、あるいはそいつたA.S.W.の持つている性質を日本でできる麦の中に探し出して交配をしていくという、大変手間のかかる状況になつてゐるものですから、な

的に大体二分の一の補助制度があるわけござります。そのほかに例えば機械等の問題、特に今までそれ専用の機械でございましたけれども、機械化研究所の開発によりまして昨年から実用化されております汎用コンパイン、こういうことにつきましては、御指摘のような金融措置で行うということございます。この場合もちろん地域地域の農協からの借入金といたることもございますが、これについては国の利子補給の助成の近代化資金であるとか、そういう補助金ではなくて金融措置

○菅野久光君 非常に時間のかかるものなんですね。ですから、実需者と生産者との間で相当、何というのですか、その辺の意見調整というのは、やっぱり難しい問題だなということが今のお答えでよくわかるわけです。

そこで、そういうような実需者の要求に見合って、ような新しい品種の開発というものが今の段階であります。全くなされていないとは言いませんけれども、まだ相当その辺については乖離があるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(畠中孝晴君) なかなか、いわゆるどんというのは日本の食品でございますので、菅野君は日本の各地域でつくった小麦で各地域で特徴のあるうどんというのができていたわけでございますが、もともと外国の小麦でできたのをうどんといふ言つていたわけではないでございますが、たゞ、最近の消費者の好みといいますか、昔はもうちょっととくさんだ色のものだったんですけれども、色が非常に白くなきやいけないとか、それから歯ざわりとか、そういったものも以前よりは変わってきておりますので、そういう消費者の好みに私どもの方も合わせていかなければいけない。それが、今実需の団体の方から言われておりますASWというオーストラリアの基準の品種でござりますので、どうしても交配してから世に出るまでといふのは、今の状態では十年以上かかるというような状況でございます。

○政府委員(浜口義曠君) 先生御指摘の高性能の機械の導入等につきましては、もう一つおつしやつたカントリーエレベーター等々の施設等につきましては具体的に予算等におきまして、米と麦の共通のものでございますが、補助金の制度、基本的に大体二分の一の補助制度があるわけでござい

けでございます。

○菅野久光君 減反を強化するということによつては、先ほど言つたように、そこに植えるものといえば、やはり麦が大変多くなつてくるというこ

とですから、麦を植えれば当然それに伴う機械の問題、あるいは乾燥施設の問題、こういつたようなものが出てくるわけですね。これらの機械の購入あるいは乾燥施設をつくるといったような場合についての融資といいますか、何かその辺についての施策というものはどのようなものがあるでしょか。

で行うということです。

また、規模等に制限ございますが、全体の中での計画を出していますと、無利子の改良資金が利用できる場合もございますので、個々具体的なことについて私どもまだ用意しておりませんけれども、各地域地域において農協の方と御相談の上、農協系統の原資を利用する近代化資金であるとか、あるいは国の資金と県の基金に基づきます改良資金等を使っていただければこの近代的な高能率の機械も導入できるのではないかとうふうに考えております。

○菅野久光君 時間が参りましたので終わりますけれども、品種の改良一つとつても時間がかかる。それから減反に伴う作付の問題なんか、そういうことを考えていきますと、急激な変化といいますか、そういうことが農家の経済に非常に大きな影響を与えるものでありますから、前もつてどうしますか、ある程度こういう方向でいくよというような、そういう前段の働きかけといいますか、話し合いといいますか、そういうものがなきれども申し上げましたけれども、米の値段も下がる。それから法律というものをえていくと、いうようなことが私は必要ではないかといふうに思っています。そういう意味では、もう本当に先ほども申し上げましたけれども、米の値段も下げられ、そしてこれにははつきりは書いてありますねが、大幅引き下げになることはほぼ間違いないというふうに思っています。

ですから、何といううんでしょう、もちろん実業者と生産者の問題もありますけれども、やはり農政を実際に担当している農林水産省と農民との間の意思疎通といいますか、そういうものがある程度なされて、もうこういう方向でいくんだなとう覚悟といふんですか、そういうものが年々の農業經營の中に少しづつ変化をさせて、こういうことに対応していくというような施策というものが

が私は必要ではないかというふうに思うのです。

そんな点で、今回のこの法案については先ほど最初に申し上げましたけれども、肯定できる部分もあるけれども、今回このことを決めるということについては問題があるということを申し上げて私の質問を終わります。

○稻村稔夫君 私は、きょうはかなり細かくいろいろとお伺いをしたいというふうにして準備をしておりましたが、しかし、きょうの私の待ち時間の関係等もございますので、若干通告をしておりました項目のうち、お答えが簡単であれば簡単に済むであろう、こういうものから入らせていただきながら、また今菅野委員からいろいろと御質疑がありました。その中でかなり解説をされたものについてはもう省略をさせていただきたりといいますか、その辺のところをまず確かめたいと思っております。これは生産費調査は、あのときたしか今村先生は、もう一つの指摘事項の一つとして、サンプリンングが非常に少ないというふうなことも言つておられましたが、その辺のところもあわせてお伺いをしたいと思います。

○政府委員(後藤康夫君) サンプリンングの問題は後ほど統計情報部長からお答えあると思ひますけれども、今村参考人のお話の中にございました農産物価格についてのお考へでござりますけれども、かなり原理的な考え方を述べられたというふうに私理解をしております。社会的な需要に見合った限界的な標準經營の生産費というのが、といいましょうか、コストが農産物価格の基準になると、それが農産物価格の基準になります。同時に、今村教授御自身も、標準經營といふものがどういうものであるか、あるいは社会的な需要というものがどういうものであるかといふこと、そのものが大変難しい問題だということをわせて言つておられたと存じます。

私も、社会的な需要といふことにつきましては、先ほど農藝園芸局からお話しございましたように、現在昭和六十五年の見通しといふことで、あとバリティ価格を今度は廃止するといふことについては、なおこれはいろいろと御答弁によつて時間かかるんじやないかと思います。そ

標準農家の生産費というようなことを言われたと

いうふうに思いますけれども、そういう標準農家ということには私はちょっとひつかかるところもありますが、それは別にいたしましても、そうした限界生産値の經營と、そして現在の調査をしている生産費の価格算定の基礎になつてゐる生産費との格差というものは一体どのくらいあるんだろか、その辺のところをまず確かめたいと思っております。

○稻村稔夫君 私は、きょうはかなり細かくいろいろとお伺いをしたいといふうにして準備をしておりました。その中でかなり解説をさせておりました項目のうち、お答えが簡単であれば簡単に済むであろう、こういうものから入らせていただきながら、また今菅野委員からいろいろと御質疑がありました。その中でかなり解説をされたものについてはもう省略をさせていただきたりといいますか、その辺のところをまず確かめたいと思っております。これは生産費調査は、あのときたしか今村先生は、もう一つの指摘事項の一つとして、サンプリンングが非常に少ないというふうなことも言つておられましたが、その辺のところもあわせてお伺いをしたいと思います。

○政府委員(後藤康夫君) サンプリンングの問題は後ほど統計情報部長からお答えあると思ひますけれども、今村参考人のお話の中にございました農産物価格についてのお考へでござりますけれども、かなり原理的な考え方を述べられたというふうに私理解をしております。社会的な需要に見合つた限界的な標準經營の生産費というのが、といいましょうか、コストが農産物価格の基準になります。同時に、今村教授御自身も、標準經營といふものがどういうものであるか、あるいは社会的な需要といふものがどういうものであるかといふこと、そのものが大変難しい問題だということをわせて言つておられたと存じます。

私も、社会的な需要といふことにつきましては、先ほど農藝園芸局からお話しございましたように、現在昭和六十五年の見通しといふことで、あとバリティ価格を今度は廃止するといふことについては、なおこれはいろいろと御答弁によつて時間かかるんじやないかと思います。そ

討していただくということになろうかと思つております。

○説明員(松山光治君) 小麦の生産費調査のサンプル数についてのお尋ねでございますが、私ども御案内のように生産費以外にいろいろな調査を行っております。したがいまして、限られた予算なり員なりを有効に活用しながら各種の調査を的確に実施していく、こういう観点から、それぞれの必要度をにらみながら必要な標本数を確保していく、こういう考え方で決めておるわけでござりますが、小麦につきましては、これまでのところ六十二年産の麦までは標本数を二百二十五戸といふことを進めまいりました。ただ、昨今の、今回の法改正もその一つでございますが、麦をめぐる事情を頭に置きまして、六十三年産からはこれを二百六十戸にふやしまして、統計表章も階層区分なんかもよりきめ細かな区分にするといったような改善措置を予定しながら現在調査を続けておるところでございます。

○稻村稔夫君 長官の御答弁については後でもうちょっと伺いたいと思いますが、そこで、二三百戸といふこと、そうすると全部で今麦作の農家一千戸といふこと、そういう中で現生産量を確保している現在の生産の中で一番条件の悪いところといふことは経費がどのくらいかかっていて、その経費、どのくらいと言つて具体的にはあれでけれども、要するに標準生産、価格算定の基礎になつてゐるその生産費との価格差がどのくらいあるか、これをお聞かせいただきたいと思います。

○説明員(松山光治君) 販売農家を対象にした生産費といふことで考えておりますので、大体そういう意味での母集団になりますのが小麦で約三十二万戸でございます。したがいまして、抽出率といふことをそれに見合つて具体的にどういふりますと、ここは非常にいろいろ難しい問題がございますが、限界生産の標準經營のコストと麦を充てていきたいという気持ちを持っておるわけでございますが、限界生産の標準經營のコストといふことで考えておりますので、大体そういう意味での母集団になりますのが小麦で約三十二万戸でございます。したがいまして、抽出率といふことをそれに見合つて具体的にどういふりますと、ここは非常にいろいろ難しい問題がございます。こういった問題点も含めまして、米価審議会の小委員会での算定方式の御検討の際に、いろいろの学者の方々の御意見などを承りながら検討しております。

なお、限界生産費というお話をございましたけ

れども、個々の生産費をとらえますと、当然のことながら相当大きな格差があるわけでございますので、私、今村先生の公述をお聞きすることができなかつたわけでござりますけれども、長官からお話をございましたように、原理論といたしましても、いわば限界地における標準的な生産費というのがある議論のベースにあるわけでござります。

○今村義夫君 松山部長うまく逃げられましたけれども、長官、おっしゃるように非常に難しい問題であるから、確かに原理論的だということになるんですけども、しかし原理論的なものが私はやはり十分に踏まえられておるかどうかといふのが一つ一つは基礎にあって、それでそれをどう現状に合わせて判断していくか、こういうことにもなるなんんであります。その辺のところが私はやはり十分に踏まえられておるかどうかといふことが大変気になるんです。これが一つ。

それからもう一つは、社会的必要量といふように言つたけれども、現在生産をされてあれ正在するもの、あるいはことしこれだけのものを生産するという一定の目標数量が、本来は目標数量が立てられなきやいかぬでしょ。その目標数量が立てられた中での、やはりそうした限界生産地を配慮した価格検討といふことがさてしかるべきだと、こういうふうに思つておるんですけども、その辺はいかがですか。

○政府委員(後藤康夫君) 先ほど申し上げましたように、農作物価格につきましての農業経済学上の原理的な考え方として、一つの考え方として今村先生がおつしやつたような考え方があるわけでございますが、その考え方の基本と申しますのはやつぱり農産物に対して一定の需要量がある、需要量が小さくなれば、それに従つて耕種と申しますか、比較的肥沃度の高い、あるいはまた地代み

たいなものも高いところで生産が行われているけれども、だんだん必要生産量が大きくなつてくれて困つちゃつたなと思ひますが、そのことはまだ時間があつたらやりましよう。

そこで次に、やはり参考人のお一人の意見の中でも、生産費もさることながら同時に基盤整備とか等地における、また標準的な経営の生産費用といふことでござりますから、これを具体的な概念として、数字として取り上げるということは非常に難しい問題でござります。

例えは米価につきましてもかつて、米の供給が非常に不足であります時代に、いろいろなやは

りこういつた考え方に基づいての議論がございまして、たけれども、限界地での標準的な生産費といふものをなかなかつかまえられないというようなことで、一種の便宜的な手法としてかつて一時期、十アール当たりの生産費を割りますところの単収に、平均单収ではございませんで、その標準偏差

相当量を引いて、これがそういう限界生産費的な考え方を盛り込んだ算式というふうに理解をされたいというような時期もあるわけでございまして、その負担分は借り入れをして金利がついてます。そういう意味で、原理論としては一つの理論としてござりますけれども、これまで価格算定の上で、私、そういつた考え方をストレートに数字にきちんととめたものというの、我が国においてはとてもなるわけであります。

それから社会的な需要量、これも私ども、先ほどちょっと出ておりましたけれども、菅野委員のあれで、新しいものは利子を安くされたとしても古いものは古い体制のままだと、こういうこ

とにもなるわけであります。

そういうふうにも思うわけです。特に田畠転換、あるいは田畠輪換、地域輪作農法なるもの、なるという言葉を使って大変申しわけないけれども、どうしても私、これ農法という言葉に

ど申し上げましたように、できるだけ専用の需

要の高い比率を内麦で賄つていただきたいというふうに考えておるわけでござりますが、そしてそのための各般の生産政策を含めての努力をしてまいらなければいけぬと思つておりますが、先ほど来御

指摘ございますような品質の問題といふことに重要な問題になつてきております。こういつた

品質問題にどれだけ対応できるかということ

いうところでございます。

○稻村義夫君 どうもこれやるとまた時間取りそうで困つちゃつたなと思ひますが、そのことはまだ時間があつたらやりましよう。

そこで次に、やはり参考人のお一人の意見の中でも、生産費もさることながら同時に基盤整備とかその負担といふものもかなり経営にとっては重大な影響を持つてると、こういうようなことが述べられました。そこで、農地造成とか基盤整備等、これらの負担といふものがこれが大きな問題なんですね。ところが、これには必ず地元負担、それこそ受益者負担というのがついて回るわけであります。これらは負担といふものがこれが大きな問題なんですね。ところが、これには必ず地元負担、それこそ受益者負担といふのがついて回るわけであります。そこで、その負担分は借り入れをして金利がついてと、こういうことになるわけであります。その金利はまた、前に借りたものは前の高い金利のまま、新しいものは少しはいろいろと配慮をされ、先ほどちょっと出ておりましたけれども、菅野委員のあれで、新しいものは利子を安くされたとしても古いものは古い体制のままだと、こういうことにもなるわけであります。

そういうふうにも思うわけです。特に田畠転換、あるいは田畠輪換、地域輪作農法なるもの、なるという言葉を使って大変申しわけないけれども、どうしても私、これ農法といふ言葉にたしましても、そうしたやり方をやっていくとすれば、かなりまだこれから基盤整備なり、そういうものをやらなきやならないものがあるんじやないかと思うんです。その辺のところ、基盤整備とのかわりがどうなるかというようなことも伺いたいんです。

ただしかし、また農業園芸局長から長々と答えられますと私の時間がまたなくなつてしまつますので、そこで、まず今のそうした土地改良事業といふものの進捗状況がどうなつておるか、そしてめながら量についてのめどもつけてまいりたいと

その中で、特に麦作とか転作にかかるわざが必要とされて今取り組んでおられるのはどのくらいのものがあるか、それをお聞かせいただきたい。

○政府委員(鴻巣健治君) 麦の作付面積の中で、畑は大体三二%。それから水田が大体六八%となっております。したがいまして、麦作の振興を図るためにには、畑の土地基盤整備とともに水田の汎用化を進めていくことが大事だと考えています。

まず畑の方の土地基盤整備の状況ですが、これは御承知のとおり、農道を整備する、あるいは排水改良を主とするというようなことで実施いたしますが、畑の方の整備率は、六十一年の三月現在で全国で四二%というふうになつていています。それから、今私どもの預かりいたしております土地基盤整備費の中では水田と畑とどちらが多いかというと、畑の方が多くなつておりますが、それから水田に対するものが三八%、残りはその他となつておりますが、昔、昭和四十年代のころは水田に非常にウエートがかかるようになりましたが、今はむしろ畑の方にウエートをかけた基盤整備をやつております。

その中で、今度は水田の汎用化のためにどんなことをやつておるのかといいますと、これは水田は排水改良が大切でござりますので、まず汎用化を、つまり何でもできるよう汎用化をしなければいけない。その汎用化された水田というのは、これは冬の間に地下の水位が七十センチよりも低くなければいいわけですが、冬の間の地下水位が七センチより低い水田の面積が約百九十万ヘクタール。百九十万ヘクタールと申しますと、これは全体の水田のちょうど六六%、三分の二に当たるわけです。そのうち大型機械あるいは中型機械の導入が可能な区画整備済みの面積は六十一年の三月末で約百九十万ヘクタール、これは全水田の三七%と見ております。今回成立いたしました補正予算でもこの水田の汎用化に関連いたしまして予算

は八百二十億円、うちNTTの資金闊連が二百六十五億ございますが、六十二年度予算合わせまして四千三百四十億の予算を計上いたしております。前年の六十一年度の補正後の金額と対比して、一八%アップ、約二割アップと格段の拡充を図っております。こんな形で畠と水田の基盤整備をやりながら麦作の振興も図つてしまいりたいと考えております。

○福村稔夫君 構造改善局長の御答弁もなかなか御丁寧なんですが、問題は、まあ私の方の問題意識を申しますと、これからとの今までのとあります。転作をするために今の汎用できるものに変えていく。そうすると、そのための経費がかかつてまいります。それが一体どの程度そういうものが全体の中にあるのか。今までのこととは別にして、これからそういう転換をしなきゃならないというものはどのくらいあるのか。それは先ほども申し上げたように転換をすれば必ず経費がかかるんです。この経費負担というものが生産費の中に入らないといふところにもう一つ問題があるんですけれども、その辺のところがどのくらいあるのかということを聞きたいと思うんです。

○政府委員(鴻臚健治君) 今申し上げましたよう

に、私ども土地改良長期計画で一応五十八年から十年間の目標を持つておりますが、全体の水田面積のたしか七割ですか、整備しようと思つておりますが、とりあえず今言いました地下水位が七センチ以下のものが百九十万ヘクタールございますので、全体の水田の約三分の二ございますが、それの半分程度しかまだ機械が入らない。やはり生産性の高い麦作をやるためにも私は少なくともこういちばん九十万ヘクタール、地下水位は低いけれどもまだまだ区画が小さいところを、とにかく区画を大きくして、大型、中型の機械を入れなければいけないのだというように考えておりまして、私たちもそういう意味で全力を投入いたしておりますわけでございます。

それから、確かにお話をのように負担が高いものでございますから、これからやる水田についてでは

整備水準を地元が選択できるようにしようと思つています。つまり幹線水路あるいは支線水路を舗装するかしないか、それから幹線の道路あるいは支線の道路を舗装するかしないかでかなり事業費が違います。用水路も排水路も道路も全部舗装した場合と、用水路も排水路も道路も末端まで含めて、例えば砂利とか素掘りに近いような状態でしめた場合とでは、反当たりの事業費あるいは最終的な農家負担も半分程度になつてしまふ。「一対二分の一ぐらゐに大分違つてまいりますので、ことしの七月に構造改善局長名で通達をして、六十三年度から新規に採択をいたします圃場整備の地区では、今言つたよに整備水準をさまざまにバリエーション、変化を示しまして、そうすると事業費が高い整備水準なら幾ら、安い整備水準なら幾ら、したがつて農家負担も幾らというのをやつれから道普請にも来られないから高い整備水準が欲しいところはこのくらい、

〔委員長退席、理事高木正明君着席〕

中核農家がいて多少整備水準が低くともちゃんと維持管理ができるというところなら低い整備水準の選択が幾らになるかというような形で整備水準の選択制を入れようと思つていまして、そういう形で六十三年度新規からやつていきたいと考えているのが一つ。

それからもう二つは、六十三年度予算で今までにやつていた地区で負担がかなり重いということころについては、償還期に入つてなかなか金が払えないという土地改良区については、土地改良区が農家から全額徴収しないで一部は自分で立てかえて償還をしておいて、立てかえたところは農家が後でゆっくり延べ払いをしていく。この延べ払いに対しては、国と県で利子補給をしていくといふことで大蔵省に要求をいたしておりますが、これもなかなか難しいのですが、一生懸命努力をして予算折衝で何とか実現をしたいと考えているところ

考人の意見を聞いていまして、あれは大麦でありますけれども、大体十アールにして八万円くらいの収入になつて、そしてそのうち二万円が償還になります。こういう具体的な経営の内容が話されました。八万円の中の二万円、これを持たなきやならないのとなくして済むのとではこれは随分大きな違いなんでありまして、まさにこうした田畠転換でもって麦の生産をということでやつていくなれば、私はそこでこうした負担というのではなくして、そういう、そのくらいの決意があつてしかるべきではないか、こんなふうに思うんです。

その辺のところは、この際麦の生産のために一定の水準が上がるまで、先ほどのあれじやないで、されども相当品種改良も時間がかかるんです。というようなこともありますて、それまで当面の間、それじや転換をする者は積極的に全額国庫でやってやろうか、このくらいの意気込みがあつていいと思うんですけれども、その辺はいかがでありますか。

○政府委員(鴻巣健治君) 現在の土地基盤整備の補助率というのは、やはり事業の性格もございますし、それぞれのその地域地域の農家の収益性も総合的に織り込みながら補助率といふものを決めていると考えております。したがいまして、例えばこれは先生の地元ではなくてあるいは北海道のことかもしれません、北海道の畑作の場合ですと畠地帯総合土地改良という形で麦作地帯の土地改良をやつておりますが、水田の場合ですと大体反当平均百万ぐらいかかるのが圃場整備の現在の事業費でございますが、

(理事高木正明君退席、委員長着席)

北海道の場合、大体畠地帯の土地改良で事業費が十アール当たり二十万ぐらい、水田ですと今言いましたのように百万ぐらいかかるところが十アール当たり大体二十万前後……

○福村稔夫君 隨分安上がりになつてゐるんですね。

卷之三

考人の意見を聞いていまして、あれは大麦でありますけれども、大体十アールにして八万円くらいの収入になつて、そしてそのうち二万円が償還になります。こういう具体的な経営の内容が話されました。八万円の中の二万円、これを持たなきやならぬとのとなく済むのとではこれは随分大きな違ひなんもありまして、まさにこうした田畠転換でもつて麦の生産をということでやつていくならば、私はそこでこうした負担というのではなくなります。そのくらいの決意があつてしかるべきではないか、こんなふうに思つてます。

その辺のところは、この際麦の生産のために一定の水準が上がるまで、先ほどのあれじやないでそれとも相当品種改良も時間がかかるんです。
というようなこともあります。それまで当面の間、それじゃ転換をする者は積極的に全額国庫でやつてやろうか、このくらいの意気込みがあつていいと思うんでありますけれども、その辺はいかがでありますか。

○政府委員(鴻巣健治君) 現在の土地基盤整備の補助率といふのは、やはり事業の性格もございますし、それぞれのその地域地域の農家の収益性も総合的に織り込みながら補助率といふものを決めていると考えております。したがいまして、例えばこれは先生の地元ではなくてあるいは北海道のことかもしませんが、北海道の畑作の場合と畠地帯総合土地改良という形で麦作地帯の土地改良をやっておりますが、水田の場合ですと大体改反平均百万ぐらいかかるのが圃場整備の現在の事業費でございますが、

路と排水改良が主な中心になつています。したがいまして、十アール当たりの地元負担額については、北海道のそういう畑作の収益性も考えて国が六〇%を負担し、道が二〇%負担して残り二〇%を地元が負担するという形になつておりますので、十アール当たりの地元の負担金額は大体四万円から五万円程度というようになつております。したがいまして、十アール当たりの年償還額も六・五%で二十五年としますと大体五千円ないし六千円という形で、それを麦あるいはビート、あるいはパレインショットといったよな輸作の中の収益で支払える、可能なよな形にいたしておりますので、ほぼ私どもとしては今のが費率あるいは補助率でおおむね妥当だというように考えております。

○稻村稔夫君 経費のうんと安く上がるところ、安上がりのところだけを特に説明されたのではこれは困るんでありますけれども、逆にそうだったら、けちけち言わないのでそのぐらいのものだったら全部国で持つたらしいじゃないか、こういう言い方だつてできるわけでありまして、それは今のが政府の方針の中でなかなか無理だということなんでありましよう。がしかし、私はこうして日々とて麦作を続けさせるということであれば、やはりそういういろいろな細かい配慮が必要だということふうに考えておりますので、その辺はひとつ今後のことには、またいろいろ工夫をしていただきたい、こんなことも要望申し上げておきたいと思います。

路と排水改良が主な中心になつていています。したがいまして、十アール当たりの地元負担額について、北海道のそういう畑作の収益性も考えて国が六〇%を負担し、道が二〇%負担して残り二〇%を地元が負担するという形になつておりますので、十アール当たりの地元の負担金額は大体四万円から五万円程度というようになつております。したがいまして、十アール当たりの年償還額も六・五%で二十五年としますと大体五千円ないし六千円という形で、それを麦あるいはピート、あるいはバレイショといったような輪作の中の収益で支払える、可能なような形にいたしておりますので、ほほ私どもとしては今の国費率あるいは補助率でおおむね妥当だというように考えております。

○稻村稔夫君 経費のうんと安く上がるところ、安上がりのところだけを特に説明されたのではこれは困るんでありますけれども、逆にそうだったら、けちけち言わないでそのぐらいのものだったら全部国で持つたらいいじゃないか、こういう言い方だつてできるわけでありまして、それは今のは政府の方針の中でなかなか無理だということなんでありましよう。がしかし、私はこうして日々として麦作を続けさせることであれば、やはりそういういろいろな細かい配慮が必要だといふふうに考えておりますので、その辺はひとつ今後のことにも、またいろいろと工夫をしていただきたい、こんなことも要望申し上げておきたいと思います。

時間の関係もありますので次に入らせていただきますが、これも順番ちょっと変えますので大変失礼でありますけれども、ますきのうの通告いたしました段階で担当者並びに大臣、それから厚生省の方にも一応あらかじめ読んで御感想をいただきました。それは、八月二十七日の朝日新聞の夕刊に載つておりました「子ザルは何を訴える」という記事であります。もう賢明な皆さんでありますから、私がこれから先何を聞きたいかということは

考人の意見を聞いていま
すけれども、大体十アノの
収入になつて、そしてそこ
なる、こうう具体的なま
た。八万円の中の二万円、
ないのとなく済むのと
いなんでありまして、まさ
もつて麦の生産をとい
ば、私はそこでこうしたた
るという、そのくらいのゆ
ではないか、こんなふうに
その辺のところは、こ
定の水準が上がるまで、牛
すけれども相当品種改良
というようなこともあります
それじや転換をする者は總
てやろうか、このくらいの
と思うんでありますけれど
ありますか。

卷之三

考人の意見を聞いていまして、あれは大麦でありますけれども、大体十アールにして八万円くらいの収入になつて、そしてそのうち二万円が償還になります。なる、こういう具体的な経営の内容が話されました。八万円の中の二万円、これを持たなきやならないのとなくて済むのとではこれは随分大きな違いなんありますて、まさにこうした田畠転換でもつて麦の生産をということでやっていくならば、私はそこでこうした負担というのにはなしにするという、そのくらいの決意があつてしかるべきではないか、こんなふうに思うんです。

その辺のところは、この際麦の生産のために一定の水準が上がるまで、先ほどのあれじやないでそれども相当品種改良も時間がかかるんです。というようなこともありますて、それまで当面の間、それじゃ転換をする者は積極的に全額国庫でやつてやろうか、このくらいの意気込みがあつていいと思うんでありますけれども、その辺はいかがでありますか。

○政府委員(鴻巣健治君) 現在の土地基盤整備の補助率というのは、やはり事業の性格もございますし、それぞれのその地域地域の農家の収益性も総合的に織り込みながら補助率というものを決めていると考えております。したがいまして、例えばこれは先生の地元ではなくてあるいは北海道のことかもしませんが、北海道の畑作の場合ですと畠地帯総合土地改良という形で農作地帯の土地改良をやっておりますが、水田の場合ですと大体改反平均百万ぐらいかかるのが圃場整備の現在の事業費でございますが、

卷之三

路と排水改良が主な中心になつていて、したがいまして、十アール当たりの地元負担額については、北海道のそういう畑作の収益性も考えて国が六〇%を負担し、道が二〇%負担して残り二〇%を地元が負担するという形になつておりますので、十アール当たりの地元の負担金額は大体四万円から五万円程度というようになつております。したがいまして、十アール当たりの年償還額も六・五%で二十五年としますと大体五千円ないし六千円という形で、それを麦あるいはピート、あるいはパレインショといったような輸作の中の収益で支払える、可能なような形にいたしておりますので、ほほ私どもとしては今の国費率あるいは補助率でおおむね妥当だというように考えております。

○稻村稔夫君 経費のうんと安く上がるところ、安上がりのところだけを特に説明されたのではこれは困るんでありますけれども、逆にそうだったら、けちけち言わないでそのぐらいのものだつたら全部国で持つたらいじやないか、こういう言い方だつてできるわけでありまして、それは今のが政府の方針の中でなかなか無理だということなんでありましよう。がしかし、私はこうして日々とをして麦作を続けさせることであれば、やはりそういういろいろな細かい配慮が必要だといふうに考えておりますので、その辺はひとつ今後のことには、またいろいろと工夫をしていただきたい、こんなことも要望申し上げておきたいと思います。

時間の関係もありますので次に入らせていただいたますが、これも順番ちょっと変えますので大変

多分お察しになつてゐると思いますので、ひとつまずこの記事を読んでどういうふうにお感じになつたか、それを伺いたいと思います。大臣のお考へは最後に伺うといたしまして、まず直接その防疫等に当たつておられます植防課長の感想から伺いたいと思います。

○説明員(岩本毅君) 先般の新聞の記事でござりますけれども、農薬と狼の奇形の問題でございます。私もこれまでいろいろ調査をしたことがござりますけれども、農薬が狼の奇形に直接関係があるという知見は得られておりません。しかしながら、農薬の問題は何と申しましても安全性を確保するということが大変重要なことは認識しております。これからも僅奇形性の問題を含め農薬の安全性の確保に十分力を入れていく必要があるというふうに感じております。

○政府委員(浜口義曠君) 農蚕園芸局長でございますが、今担当課長が申し上げましたけれども、私はこの新聞を見まして、率直に申しまして狼が極めてかわいそうであるというふうに思いました。ただ役所柄、じや、しからば農薬との関係はどうだというお話をございますが、そういう意味で私のう一日かかつていろいろと文献をあさつてみました。これにつきましてはやはり数年前にこの議論があつたようですが、農林水産省として一定の補助金を出しまして財団法人残留農薬研究所にいろいろとデータを集めていただき、それからいろいろの知見をお持ちの方々に集まつていただいて御議論をなさつた。これは今植防課長から申し上げましたことと大体同じでございますけれども、まず日本農業学会で昨年これは公表されております、発表されております。さらに分厚いものではございませんが、サマリーも、稻村先生御案内のとおりだと思いますが、いろいろなデータ、有機肥料等々を用いまして一つの結果を出しておられます。それは私どもいたしましては、農薬との関係ということでござりますけれども、今申し上げましたような形でこの調査の結果、小麦やサツマイモからは残留農薬は検出され

なかつた。また、大豆等の一部からは有機塩素系殺虫剤等が微量検出されたが、これらの残留農薬の検出状況と奇形発生状況とは関係が認められず、狼の奇形発生と残留農薬との間には相関があると予想させるような知見は得られなかつたというがこの一つの結論でございます。

この対象となりますのは、いわゆるえずけをしておりまして、これからも僅奇形性の問題を含め農薬の安全性の確保に十分力を入れていく必要があるというふうに感じております。山、兵庫県の淡路島、長野県の地獄谷、静岡県の波勝崎、それから奇形の発生していない群のよう

でございますが、高崎県の幸島、それから岡山県の勝山神庭滝でございます。そのときに、くだんの淡路島につきましては、現地関係者の協力が得られなかつたため調査できなかつたということです。ただ昭和五十七年から奇形の発生している群として広島県の宮島を加えて行つたよう

でございますが、高崎県の幸島、それから岡山県の勝山神庭滝でございます。そのときに、くだんの淡路島につきましては、現地関係者の協力が得られなかつたため調査できなかつたということです。ただ昭和五十七年から奇形の発生している群として広島県の宮島を加えて行つたよ

うでございます。

最後にもう一つ、繰り返すようですが、私がやはりこの前提の一つの感じというようなことを、私もいろいろな新聞記事でこういうふうに出されておりますけれども、今後とも残留農薬が狼の奇形発生の原因であると疑われることのないように、担当の農業取締法の厳正な運用と農業安全の徹底に努めることが重要だという感想を深くしたものでございます。

○政府委員(後藤康夫君) 私どももこの問題につきまして承知をいたしておりまして、大変痛ましいことでござりますので、その原因が一日も早く究明されることを望んでおるところでございま

りますけれども、いろいろな人の手を通つてといふ可能性も全くないではございません。そういうことで、実は同センターに対しましてえさに小麦も使用しているというふうに聞くけれども、その入手先なり現物の提示をしてもらいたいということで、数回にわたりまして要請をいたしましたが、協力が得られませんで、残念ながら使用されると言われます小麦がいかなるものかということが確認ができるないという状況でございま

す。

○稻村稔夫君 厚生省お願いいたします。

○説明員(内山義紀君) 新聞に述べられております動物の僅奇形性につきましては、その原因が何であれ重要な問題であると承知しております。そうした僅奇形性の問題を含めましてその安全性の確保には今後ともさらに一層努力していくたいと考えております。

○稻村稔夫君 厚生省お願いいたします。

○説明員(内山義紀君) 新聞に述べられておりまして、私が聞こうとしている意味のこととは、いざれにしても輸入の農産物というものが非常に農薬に汚染されているのではないかという心配をするから聞いています。このような状況があるからまた事前にお渡しをして読んでいただきました。今の答弁等をお聞きになつたことを含めて大臣はどういうふうにお感じになりましたか。

○国務大臣(加藤六月君) えずけ狼の問題、特に淡路島のモンキーセンターにおける奇形狼の問題、同園が発表しておるパンフレットあるいはまたそれに関連した多くの識者のまとめた本等も今まで読みましていたのであります。大変痛ましい氣持ちがいたすわけでございます。そして、この奇形の原因が何であるか、単一なものがあるか複雑な要因であるのか、こういう原因を一日も早く解明しなければならないと、こういう気持ちと、また農林水産大臣として農業取り締まりの厳正な運営ということをさらにやらなくてはならぬのじやないだろうかと、こういう気持ち等が入りまじつておるところでござります。要は関係省

府相協力してそこら辺の究明をはつきりしたい、そしてまた関係者の方も政府側の要請に對して協力をしてもらいたい、こう考えるところでござります。

○稻村稔夫君 それぞれありがとうございました。お答えを聞いた中で、私は一つは、狼がかわいそなだとか気の毒だとかという問題意識では、これは困る。というのは、これは靈長類なんです。人間は何類ですか。狼に影響が出るということはどういうことか。これを深刻にやつぱり考えてもらわなきゃならない問題なんだと思っています。農蚕園芸局長がいろいろと言われたようなことは私も承知をしております。ただ問題は、これがまだ原因がわからぬといふ事が事実なんですよ。やつぱり實際のところはわからないということであれば、これは早急に説明をされなければならない問題、靈長類であるだけに

ですね。そして、この使用されではならない、使はれてはいけないはずの有機塩素系のものが、これが狼の解剖した結果、その死体からかなりの量が出てきているわけですからね。これは、ここにも随分問題があるわけですね。どうしてこれが出てきたのかということですね。ということにもなっているわけであります。

そこで、農産物を扱つていく、特に日本人のところ最近の小麦の消費量というのは非常に大きくなつて、私は農業のチエック体制というのがどうなつてているかということ、これは非常に大きな問題だと思うんです。そこで、少し具体的にお伺いをしていきたいと思います。

農林水産省にまず伺いますが、海外、特に小麦の輸入の相手国における農薬の使用状況というものはどういうふうに把握をしておられますか。特に小麦について栽培段階でどういう農薬が使われていて、どういう時期にどういう農薬が使われて、そして保管段階でどうであるかというようなことについて掌掻をしていたら教えてください。

○政府委員(後藤康夫君) 私どもアメリカ、カナ

ダ、豪州から小麦を輸入いたしておりますが、食糧庁としてこの麦の輸出国における農薬の使用状況について常時つぶさに把握しているわけではありません。しかし最近この安全性の問題といふのは私どもも非常に重要な問題だというふうに認識をいたしておりますので、輸入される麦につきましては厚生省が食品衛生法に定められた基準に基づきましてチェックを行っているというふうに聞いておりますけれども、食糧庁といたしましても、私どもの立場から食品安全性の重要性にかんがみまして、輸入時にサンプルを抽出いたしまして残留農薬の検査をいたしておりますが、これもまた、厚生省の方でチェックをしておらるるということも今言わされましたけれども、厚生省はこの海外での農薬の使用状況というの御存じですか。

○説明員(内山壽紀君) 私どもの方は、農薬の規制状況、各国でどのような規制をしているかということについては把握してございます。しかしながら、具体的にどのように使い方をしているかについては存じおりません。

○稲村稔夫君 次に、輸送してくるわけですね。ワープ航法でもつていきなりアメリカから日本にぽんと小麦を買つたら来る。カナダから来るというわけじゃありません。輸送してくるわけであります。この輸送時間というのはどのくらいかかるんでしよう。そして、その輸送の期間で農薬を使われるという可能性というのはありませんか。また、そのことについて何か事実農薬がどういうふうに使われてきているかということを掌握しておられますか。これをまず農水省伺いたい。

○政府委員(後藤康夫君) アメリカ、カナダ、それからオーストラリアから輸出される小麦につきましては、それぞの国の法律とかあるいは規格といふものがございまして、輸出をいたします際に害虫が入つてはならないということになつております。これまでは船積み前の検査で害虫が発見された小麦は船積みをされないということになつ

ております。各国の制度を詳しく調べてみますと、例外的に本船積み込み後において蒸煮する場合とすることもあり得ないことはないという、ございません。しかししておられますけれども、これはみんな出港前でございますけれども、という場合が例外的にあるわけでございますが、私どもは、本船積み込みの後で蒸煮した場合には、その旨を通報させるとということにいたしておりますが、近年こういった本船積み込み後に蒸煮されたという例は、私ども輸入しておるものについてはございません。いずれにしましても、先ほど申し上げましたように、輸入小麦につきまして、農薬の残留について食糧庁といたしまして本邦到着時に検査を行つておるところでございます。食品衛生法に基づきます基準値等に適合しないものが輸入されたことはないということがあります。

○稲村稔夫君 そのことをもう少し後で少し詳しく伺いましょう。

先ほどのあれで、海外でのことも、特に使用状況等については厚生省の方は掌握をしておられないと、こういうことでありました。これはそうすると、今のような輸送途上でどういう農薬が使用されるか、されたかななどということについても、これは調査をされたことはないのでしょうか。

○説明員(大澤進君) 輸送途上における農薬の使用状況についてございますが、ただいま農水省の方からも御説明がありました。これはそうすると、今は効果の確認を行いまして厳重な検疫措置を行つております。具体的な数字でございますが、昭和六十年の数字でございますけれども、輸入数量五百五十四万八千トンのうちでございますが、一匹でも害虫が発見をされますとその部分について蒸煮をしているわけでございまして、その数字が百十六万六千トンというふうな数字になつております。この場合には、先生御案内とのおりでございますが、主としまして臭化メチルによる蒸煮ということでございます。

○稲村稔夫君 そうすると、これは目で見ての害虫のことだけですね。輸入小麦がどういう農薬にさらされてきていたか、こうしたことについては、これは具体的にチェックしているんですか。

○政府委員(浜口義晴君) 植物防疫法上の観点から……

○稲村稔夫君 だから、あなたにお聞きしておるんじやない。

○政府委員(後藤康夫君) 先ほど申し上げましたように、私ども食糧庁といたしましても、安全性の重要性にかんがみまして、輸入時にサンプルを抽出して残留状況の調査をいたしておりますが、これにつきましては、農薬いたしましては臭素、EDB、それから有機塩素剤のBHC、DDT、デイルドリン、エンドリン、それから有機磷

剤のパラチオン、こういったものにつきまして国際基準がそれを定められておりますので、それを基準にいたしまして検査をいたしておりますし、そのほかスミチオン、マラチオンといった有機燃剤につきましても国際基準に従いまして農薬残留の検査を行いまして、その基準をオーバーしないいかどうかということを十分チェックをいたしまして輸入をいたしておるわけでございます。

○政府委員(浜口義晴君) 今先生御指摘のとおりでございまして、植物防疫法によりまして、海外から輸入されます穀類あるいは種苗、果実につきまして植物検疫を実施しております。病害虫が発見された場合、消毒等の的確な措置を通じまして、病害虫の侵入、あるいは蔓延の防止に努めておるところでございます。

この小麦でございますが、害虫が発見された事例がございますので、その際には蒸煮剤による処理を実施しております。処理後に植物防疫官みずから効果の確認を行いまして厳重な検疫措置を行つております。具体的な数字でございますが、昭和六十年の数字でございますけれども、輸入数量五百五十四万八千トンのうちでございますが、一匹でも害虫が発見をされますとその部分について蒸煮をしているわけでございまして、その数字が百十六万六千トンというふうな数字になつております。この場合には、先生御案内とのおりでございますが、主としまして臭化メチルによる蒸煮をいたしておられます。最近船も大きくなりまして、また需要地が全国に散在をいたしておりますので、一船で二港に揚げたり、大型船の場合は三港で揚げたりといふふうなことがございます。

○政府委員(後藤康夫君) 特定の輸入港でチェックをいたしております。最近船も大きくなりまして、また需要地が全国に散在をいたしております。先ほど来申し上げておりますように、我が国が輸入をしております小麦というのは、アメリカと豪州とカナダと三ヵ国に限られておりますので、こういった検査の安全性についてはチェックがでてきておるというふうに考えておるところでございます。

○稲村稔夫君 聞いたことに答えてもらわなきや困りますよ。私、今全体の中でサンプリングはどのくらいやつてあるんですかと、こう聞いているんです。検査をするためのサンプリングというの、じゃ、全体の何%くらいをサンプリングとして、何%といつたらしいですか、具体的に何かでこういうサンプリングをやつてあるから、全体を大体七〇%カバーして、三〇%問題あるんですけども、その七〇%カバーができる、こういうことになるんですか。その根拠を聞きたい。

上というように御理解いただきたいと思います。
○稻村稔夫君 そこで、具体的に農薬については、
食品衛生法の四条の二あるいは七条でいろいろと
書かれていて、それをさらに受けて食品添加物等
の規格基準というのができている。こういう形に
なっていますが、これでは、ここでもつて私たち
が見ていると、小麦の規格基準でいけば、小麦の
成分規格の中で、これこれこのものはこういう
ふうな検出をされはいけない、これこれが限界
ですよと、こうされているもの以外、記載されて
いるもの以外は、この法文をそのまま読めば、こ
れは検出されはならないものになるんじゃない
か。だから検出されたら非常に問題だということ
になるではないでしょうか。ところが、フェニ
トロチオン、マラチオン等は国際基準はあつた
て、我が国のこの法律の中には書かれていないん
ですかね。基準のないものを検出したということ
になつたら、食品衛生法上はそれは違反だとい
うことになりますか。

○説明員(内山壽紀君) 先ほども御説明申し上げ
ましたように、残留農薬の基準というのにつきま
しては、私どもの方も今の基準 자체で十分であ
るというようには考えているわけではございません
。したがいまして、この残留農薬基準のいわゆ
る拡充と整備ということを現在やつてあるわけで
ございまして、そのときには、先生御指摘のマラ
チオン、フェニトロチオンにつきましても、国内
的にいわゆる食品衛生法に基づく基準を作成した
いというふうに考えておるわけでございます。

○稻村稔夫君 まだきていないということであ
りますから、これは非常に問題なんですね。先ほ
どそれで猿のことも見てもらつたんですというこ
となんですけれどもね。

そこで、もう私の持ち時間がほとんどなくなつ
てしましましたので、本当にこの問題もつともつ
と詰めなきやならぬというふうに思つていたんで
すけれども、まことに時間的な制約でもつて残念
であります。しかし、私がこんなことをずっと申

上へ
については、少なくとも農薬についてきちんとしましたのは、輸入小麦についても同じです。
履歴書が必要じやないか。アメリカなりカナダなり豪州なりでどういう農薬が栽培中に使われて、ういうふうにしてこういう農薬が使われたというようなことが、一連がずっとと明らかになってきて初めて、サンプリングのことをさつき聞いたらなかなかよくわからなかつたから、お答えがないままに経緯をしてしまいましたけれども、結局サンプリングぐらいでは対応できるものじゃない。全体にやっぱりこれは疑つてみなきやならない。現実にこういうことをやつてみれば輸入小麦粉の場合は全部出てくるんですからね。それが基準値であるかどうかということの議論は別にしましてね。ということになるわけありますから、そういう履歴書づくり等を十分にやつてもらわなきやならぬ。しかし、この履歴書づくりということを考えることもさることながら、やはり国内産小麦粉といふものの生産であれば、それこそ国内基準に合わせて、先ほどのあれじゃないけれども、マラチオンをまぜて使つちゃいけないんでしよう。そういうことがきちんとできるわけですよ。履歴書がちゃんとついたものができてくるわけですかね。そういう観点からも国内産小麦を十分に生産をするための努力をしてもらわなきやならぬ。こういう観点があるからかなり厳しい言い方をいたしましたけれども申し上げてまいりました。

いうこともこれもどうもまだ納得しておりません。しかし、それをまあ一步引き下がつて見ていくと、くとしても、パリティ価格というのは、この間もいましたけれども、だれが計算しても同じ答えが出でくる。言つてみれば、大臣この間、金の物差しという表現だったでしょうかね、を使いまして、たが、そういうものになりますね。それにあと一回んしゃくの、参酌のゴムの分がくつつくんですということになりますけれども、今度は生産性向上をはかる物差しだとか、それから品質の改善をはかる物差しとか、この間からいろいろと議論いたつて、これなかなか物差しつくるのは大変なことだと思います。これを金の物差しだと皆さんは理解してもらうには容易なものじゃない。よほどしっかりと理説的なきちんとしたものをおいていただかなければ、皆さんのが金の物差しだといつぱい理解はしてもらえないと思うんです。ということになりますけれども、これから先、そういうものを十分考えていただきながら、そして今度のこの審議の中でもいろいろといつぱい論が出てきています。皆さんから質問が出ていることが、まだみんな詰め切れてないものがいつぱいあるんだというふうにも思いますが、しかし、少なくともここでもつていろいろと議論されたことが、これらの米価審議会で今度具体的に算定方式決めるんでしょう。その中には積極的にこれは生かして、国会での審議を生かしてもらわなきやなりません。そういうことも意見も十分に踏まえてやつていただきなければならないと思うんですけども、その辺のところも考えながら、特に今回の法改正というのをあえてなぜやらなければならなかつたか。その辺のところを再確認を提出いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長(岡部三郎君) 午前の質疑はこの程度とております。

○委員長(岡部三郎君) 午後一時まで休憩いたします。

午後零時二十四分休憩

午後一時三分開会

○委員長(岡部三郎君) ただいまから農林水産委員会を開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、高杉忠臣君及び八百板正君が委員を辞任され、その補欠として山本正和君及び鈴木和美君が選任されました。

○委員長(岡部三郎君) 休憩前に引き続き、食糧管理法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○及川順郎君 前回の質疑の続きをよろしくお願いしたいと思いますが、まず今回の改正案で、新算定方式を昭和六十三年産の大麦、裸麦及び小麦から適用とした理由についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(後藤康夫君) 実は今回の改正法案は、御案内のとおり前通常国会に提出をいたしました、継続審査という形になつたものでございます。したがいまして、提出の時点での改正法案を成立させていただきましてから算定方式の検討に入ることになりますと、六十二年産麦については時間的に余裕が極めて少ない。そしてまた算定方式と申しますのは、もう収穫が始まつたときに大体固まつてくるというふうなことはやはり生産者の方々にもいろいろ不安な状態をもたらすということになりますので、改正後でかかるだけ早く米価審議会の小委員会で算定方式を検討していただくことについたしておりますけれども、その結論を得てこの改正法の適用をやるといふこ

第八部 農林水產委員會會議錄第六號 昭和六十二年九月三日 [參議院]

になりますと、やはり六十三年産麦からということにならざるを得ないのではないかということ、六十三年産麦から適用するというふうに御提案を申し上げているわけでございます。

○及川順郎君 現在の審議経過から見まして、賛否につきましては別といたしまして、この新算定方式が具体的に麦作農家に示されるのは何月ごろですか。

○政府委員(後藤康夫君) その点、米価審議会での小委員会でどの程度御検討に時間を要するかということにかかるまいろかと思っておりまます。そういう意味におきまして、どのくらいの時間ということを私今ここで直ちに確定的な期間をちょっと申し上げにくいのでございますけれども、やはり例年六月に麦価を決定をいたしておりますので、そういう点からいたしますと、それにある程度時間的な余裕を置いてやはり結論を出します。来年の春ぐらいまでにできたら六十三年産麦からの算定方式はこういう考え方でやりますということがお示しきればいいなというふうに、私どもとしてはそういう期待をいたしております。

○及川順郎君 この間北海道へ参りまして、飛行機の上から、もう既に来年の秋まきの畑の準備が始まっているわけですね。農家にとりますと、作物面積の計画はもう今から見通しを立てなければならぬ。そういう時点での価格の算定方式がまだ明示されていない。言うなれば、そうした不安を抱えながら麦作計画を立てなければならぬ。こういう農家の営農計画に大きな不安要素になつている問題につきまして、確かに前国会提出、継続審議という状況がござりますけれども、率直な気持ちとしては一年ぐらい延ばしてもよいらしいんではないか、こういう感じを率直にするわけですね。この点に対する御見解はいかがでしょうか。

○政府委員(後藤康夫君) 私ども本來できましたら、通常国会に提出をいたしましたので、前国会での法案が成立をいたしまして年内ぐらいでそれを申し上げるわけですが、それが一番望ましいことではないかと思つておつたわけでございます。そういうふうに思つておつたわけでございますが、前回の質疑のときにも申し上げましたように、新しい算定方成を検討するといたしましても、これは米価審議会の小委員会の中にいろいろな生産サイド、実需サイド、また中立の方も入つておられますし、そういふた御検討の中でやはり行政価格の連続性と申しますか、そういうふうなことについては当然配慮がなされるだらうというふうに思つておりますし、私どもも当委員会でもそういうふうな御意見を賜つておりますので、そういうことも小委員会に伝えながら算定方式の御検討をしていただくことにならうかというふうに思つておるところでございます。

○及川順郎君 麦価の激減のないようにぜひこれが十分な配慮をお願いしたい、このように思うわけでございます。

次に、自給率と麦作政策につきまして若干私伺いたいと思うんですけれども、一九七三年から一九八二年までのデータをちょっと取り寄せまして付面積の計画はもう今から見通しを立てなければならぬ。そういう時点での価格の算定方式がまだ明示されていない。言うなれば、そうした不安を抱えながら麦作計画を立てなければならぬ。こういう農家の営農計画に大きな不安要素になつている問題につきまして、確かに前国会提出、継続審議という状況がござりますけれども、率直な気持ちとしては一年ぐらい延ばしてもよいらしいんではないか、こういう感じを率直にするわけですね。この点に対する御見解はいかがでしょうか。

○國務大臣(加藤六月君) 我が国の穀物自給率が他の先進国に比べまして低い水準となつておるということはいろいろ反省もせられ、考えさせられるところでございます。またある面ではたびたび当委員会でも申し上げておりますが、穀物を輸出けれども、ただいま申し上げましたように衆議院で継続審議ということで今日御審議をいただいているような状況でございますが、前回の質疑のときにも申し上げましたように、新しい算定方成を検討するといたしましても、これは米価審議会の小委員会の中にいろいろな生産サイド、実需サイド、また中立の方も入つておられますし、そういふた御検討の中でやはり行政価格の連続性と申しますか、そういうふうなことについては当然配慮がなされるだらうというふうに思つておりますし、私どもも当委員会でもそういうふうな御意見を賜つておりますので、そういうことも小委員会に伝えながら算定方式の御検討をしていただくことにならうかというふうに思つておるところでございます。

○及川順郎君 麦価の激減のないようにぜひこれが十分な配慮をお願いしたい、このように思うわけでございます。

次に、自給率と麦作政策につきまして若干私伺いたいと思うんですけれども、一九七三年から一九八二年までのデータをちょっと取り寄せまして付面積の計画はもう今から見通しを立てなければならぬ。そういう時点での価格の算定方式がまだ明示されていない。言うなれば、そうした不安を抱えながら麦作計画を立てなければならぬ。こういう農家の営農計画に大きな不安要素になつている問題につきまして、確かに前国会提出、継続審議という状況がござりますけれども、率直な気持ちとしては一年ぐらい延ばしてもよいらしいんではないか、こういう感じを率直にするわけですね。この点に対する御見解はいかがでしょうか。

○國務大臣(加藤六月君) 我が国の穀物自給率が他の先進国に比べまして低い水準となつておるということは難しい側面もございますけれども、適正な自給率の水準をどの程度とどうやあに将来展望することはいろいろ反省もせられ、考えさせられるところでございます。またある面ではたびたび当委員会でも申し上げておりますが、穀物を輸出することを国はとしておる国々の自給率という問題と我が国とはある面ではそういう点が違うのではないだろうか。それから我が国の国土、自然の状況といふものは非常にいろいろな面に制約があるわけでございます。そういう面から畜産に必要なとする飼料穀物の大部分というものを輸入に依存せざるを得なかつたということがそういう一つの大きな数字になつてきたのではないだろうかとも考えられるわけでございます。しかし、いつも申し上げておりますように、食糧は国民生活にとって最も基礎的な重要な物資であり、一億二千万人に及ぶ国民に食糧の安定供給を図つていくとともにこれが農政の基本的役割でございます。そういう点を考え、また国民の納得し得る価格での食糧の安定供給に努めるということもこれも基本でございます。限られた国土条件の制約のもとで可能な限り生産性の向上を図ることを中心には各般の施策を開拓しまして国内での基本的な食糧供給力の確保に努めなくてはならない、かたく強く考えておるところでございます。

今申し上げましたように、作目別には飼料穀物等について先ほども申し上げましたが、国土条件の制約等により輸入に依存することはやむを得ませんが、米等現に国内で自給する体制を確立しているもの、あるいは今御審議をいたおる麦その他、こういうものにつきましても一層の生産性の向上を図ることにより、その供給体制を維持することが必要であると考えております。

○及川順郎君 ただいま大臣お述べになりました麦ですけれども、先ほど私がデータを示しました一九八二年に例をとりますと、小麦の例でわざかに一二%、ここ数年増産傾向にはございましたけれども、それでも一四%にすぎないわけでございまして今後も努力をしてまいりたいというふうに考えております。

なお、昨年の十一月に公表されました「二十一

世紀へ向けての農政の基本方向」と題します農政審の御報告によりますれば、この中で单収の高位安定化とあわせまして各種の施策を図る、それによりまして生産コストの低減を図るとともに実需者のニーズに即した品質の改善を推進をしようと、それによりまして日本めん用を中心としたましての総需要量の一一定程度を国内生産を確保することを旨としろと、こういう内容の御報告をいたしました。おるわけございまして、こういつた線に沿いまして生産の振興に努めてまいりたいというふうに考えております。

○及川順郎君 資源配分から見た自給率という点では、やはり今の御説明を伺つておりますても、率直に言いまして穀物政策に問題はないかなといふ感じを強くするわけでございますが、大臣は日本の国情という点から先ほど御答弁をしていただきましただけれども、確かに視点を変えまして国土の広さという条件ではアメリカやカナダなんかの国土面積、これはもう非常に広いわけでございますけれども、英國やフランスなどはさほど面積は広いわけではないわけですね。それでも一〇〇%前後の自給率を保つていています。食生活の違いによるといふことも考えられますが、やはり政策的に食糧生産分野の対応に問題があるんではないか。つまり我が国は狭い国土の中で農産物のある部分においては輸入によつて賄う、無資源貿易立國として工業生産を出していく、こういう状況があるわけですから、その中において人材も含めて資源配分で、産業全体に占める食糧生産分野を軽視しているという嫌いがどうしてもぬぐい去れないわけです。

例えばそういう視点から麦作政策を見てみますと、一方では輸入拡大の圧力が内外ともに今強いわけです。そのしわ寄せが農産物に集中していく。貿易収支の黒字減らしに対しても農産物の輸入がどれだけ貢献するかということは別といたしましても、やはり今後農産物の輸入拡大の圧力は続くと覚悟しなければならない。その中でやっぱり日本農業は生き残つていかなきやならない。穀物

のこの政策もそういう視点からやっぱり基本的に確立をする必要が迫られているのではないか、このように非常に思うわけでござりますけれども、これを旨としろと、こういつた内容の御報告をいたしました。おるわけございまして、こういつた線に沿いまして生産の振興に努めてまいりたいというふうに考えております。

○國務大臣(加藤六月君) 私も、実は率直に申し上げましてイギリスの自給率の向上ということ、また、ある面では四方海に囲まれた国といふ

で、我が日本と非常によく似ておるということで比較検討あるいは勉強してみました。そして一つだけ思い当たつたことは、イギリスに行ってロンドンから鉄道に乗つて北の方に一時間ないし二時

間走つてみますと、一番英国内で変化があつたといふのは、原野やあるいは放牧してあつたところが畑になつて麦を植えておるという、その二十年

前、十年前とごく最近との間の変化に実はびっくりしました。イギリスも我が日本と同じように第

一次、第二次世界大戦で大麥食糧危機を味わつた国として、やっぱり国民的コンセンサスあるいはイギリスの自給率の向上というのを見たり分析したりしたこともあります。またその反面、冷

静に見ますと、イギリスの場合の地形といふのは、我々住宅政策、土地問題を考えるときにも、可住面積が非常に広い。山地が少ない。面積は日

本より狭いわけありますが、可住面積、農耕地適地面積から言うたら日本の何倍かに相当する。

そして人口も逆である。こういつた問題等を考えざるを得ないわけです。

そしてまた反面、我が国の戦後農業における米、先ほど農蚕園芸局長がお答えいたしましたよ

うに、小麦あるいは大麦の自給率といいますか、非常によかつたのが急激に悪くなつた。それはあ

る面では大部分が飼料用、酪農用ということがあります。特に鶏とかあるいは一般的な飼料用作物に非常

に使われておる。そしてそれはある面では、鶏や卵は物価の優等生と言われ、今は暴落して大変困つておりますが、そういうことになる。そこら辺

で我が国民のとる栄養、カロリーの分における配分その他の等考えて、先ほどお答えした飼料用穀物まで日本で自給するのは、ちょっと率直に申し上げましてこれは無理かなと。今御議論いただいておる麦の関係で見ましては、もう日本産の小麦の大部分はある面ではうどん用といいますか、めん用でござりますね。せめてその分をしつかり上げていかなくちやならぬ。

先般もちょっとここでお答えしたんですが、私はうどんが好きで、讃岐うどんが大好きなんあります。あれは一〇〇%日本の麦かと思つておつたら、ASWが七割も使われておる。それで稻

村委員はあれで味が悪くなつたと言われたんです。私は味はそう悪くなつていないと思つんですけれども、そこら辺の問題等は大いに考慮していかなくちやならぬ。

それからもちろん一部日本の麦でパンをつくつておるのも試食したりなんかもしてみまして、これはアメリカ産の小麦を使つたパンに比べてちよ

つと歯切れが悪いなとかなんとかいう感じもしまつたが、ある面では用途の拡大も図りながら少な

くとも当面はめん用だけの自給率は上げるようにならぬ。穀物全体についても、主要穀物は先ほどお答えしたように、米等を中心とするものはこれはしっかりとやつていかなくちやならぬ

と考えておるところでござります。

○及川順郎君 麦の需要動向につきまして、午前中にも若干出ておりましたけれども、私ももう少しこの問題伺つておきたいと思うわけでございま

すが、やはり需要と生産というのはこれはもう密接不可分でございまして、今回の法改正は需要動向に結論的にはどのような影響を与えるのかなど

この問題伺つておきたいと思うわけでございま

すが、このままでは内麦率をどの程度ぐらいの水準が妥当とお考えになつておられるか、これが一点ですね。

○及川順郎君 今内の内麦の需要量でそれほど、

総需要量に占める内麦率をどの程度ぐらいの水準が妥当とお考えになつておられるか、これが一点ですね。

それから需要の状況を見てまいりましたら、小

麦の需要状況を例にとりますと、ほぼ横ばいとい

う。例えば小麦粉ベースで見た場合、一人一年当たりの純食料というこのデータでは、三一・八キログラム、これは変わつておりません。六十年実績ではわずかに減りまして三一・七キログラムの状況である。こういう状況の中で、一方ではマカ

ロニとかスペゲッティー、ピスケットなど二次加工品の輸入が大幅に増加している傾向があるわけ

でござりますね。こうした推移を踏まえまして、食生活のニーズに応じた工夫をすれば需要拡大の余地がまだあるのではないか、前段の第一問の質

問とあわせましてこの需要拡大に政府はどういう取り組みをなさうとしているのか。この二点を

お伺いしたいと思います。

○政府委員(後藤康夫君) まず麦の需要動向全体につきましては、昨年十一月の農政審報告でも九年代へ向けて、つまり昭和六十五年以降の食生活なり農業生産についての検討が行われまして、今お話がございましたように、小麦、大裸麦それそれ近年の動向から見て一人当たりの消費は大体横ばいだらうといふ見込んでおるところでございます。そういった中で、国内産小麦の需要拡大の問題でござりますが、これまで日本めん用としての利用面につきましては、品質特性の異なります国内産小麦と外国産小麦とを混合しまして、一定のめんの品質を維持するためのいろいろな工夫でありますとか、あるいは国内産小麦の品質、産地によりまして品質がかなりばらつくというような問題がございまして、これが需要者側が使いにくいというような声もござりますので、それを均一化するためのいろいろな品質調整のための努力といふふうなことをやつてまいりました。

それから、主としてめん用でござりますけれども、めん用以外につきましてもパンなり、あるいは即席めんへの利用といった新規用途の開発にも努めているところでございます。幾つかのパンのメーカーあるいは地元の粉といいますか、地粉といいますか、地元の粉といいますか、地粉といいますか、そういうものと外国産の小麦とをある割合で混ぜまして、おいしいパンがつくれないか、あるいはまた農林六十一号一〇〇%で、ただこれでござりますとグルテンがちょっと足りないので、パンとしての膨らみとか、すの入り方が悪くなりますので、グルテンを添加しながら国内産小麦で食パンをつくるとか、そういういろいろな開拓努力も行われているところでございます。

今後ともそういう各般にわたります需要拡大のための努力と、それから原料の麦につきましての品質の改善、それからまた物流の合理化というふうなことをあわせて、全体として一人当たりで

お伺いしたいと思います。

○政府委員(後藤康夫君) まず麦の需要動向全体につきましては、昨年十一月の農政審報告でも九年代へ向けて、つまり昭和六十五年以降の食生活なり農業生産についての検討が行われまして、今お話がございましたように、小麦、大裸麦それそれ近年の動向から見て一人当たりの消費は大体横ばいだらうといふ見込んでおるところでございます。そういった中で、国内産小麦の需要拡大の問題でござりますが、これまで日本めん用としての利用面につきましては、品質特性の異なります国内産小麦と外国産小麦とを混合しまして、一定のめんの品質を維持するためのいろいろな工夫でありますとか、あるいは国内産小麦の品質、産地によりまして品質がかなりばらつくといふうな問題がございまして、これが需要者側が使いにくいというような声もござりますので、それを均一化するためのいろいろな品質調整のための努力といふふうなことをやつてまいりました。

それから、主としてめん用でござりますけれども、めん用以外につきましてもパンなり、あるいは即席めんへの利用といった新規用途の開発にも努めているところでございます。幾つかのパンのメーカーあるいは地元の粉といいますか、地粉といいますか、地元の粉といいますか、地粉といいますか、そういうものと外国産の小麦とをある割合で混ぜまして、おいしいパンがつくれないか、あるいはまた農林六十一号一〇〇%で、ただこれでござりますとグルテンがちょっと足りないので、パンとしての膨らみとか、すの入り方が悪くなりますので、グルテンを添加しながら国内産小麦で食パンをつくるとか、そういういろいろな開拓努力も行われているところでございます。

今後ともそういう各般にわたります需要拡大のための努力と、それから原料の麦につきましての品質の改善、それからまた物流の合理化というふうなことをあわせて、全体として一人当たりで

お伺いしたいと思います。

○政府委員(後藤康夫君)

現在輸入されておりま

す麦製品の主なものはといいますと、マカロニ、スパゲッティ、それからビスケット、それに乾めん、大きく見ましてこの三つの分野が麦製品の輸入の主なものでございます。マカロニ、スパゲッティとかビスケットにつきましては、本場志向とか高級品志向といったような風潮もございまして、輸入が従来から増加をしておりましたけれども、最近円高傾向によりまして、参考人のお話をございましたけれども、それがさらに進んでいます。

○政府委員(後藤康夫君)

現在輸入されておりま

す麦製品の主なものはといいますと、マカロニ、スパゲッティ、それからビスケット、それに乾めん、大きく見ましてこの三つの分野が麦製品の輸入の主の

か。

それからもう一つは、財政負担がだんだん内麦

については大きくなつてきている。それを外麦と

のコストパール方式でやつていているということに対

する批判もあるわけですね。今基本的に、今回の

法改正の意図とも関連するわけですから、そ

れを少なくとも財政赤字を出さない水準でいこう

としているのか、むしろそういうものを解消の方

向に向けようといふ気持ちでいるのか、この点に

ついての見解を伺つておきたいと思います。

ではないかということが懸念をされるという状

況でござります。確かに前年同期のこういつた

り国内供給量との関係でござりますが、既にお答

え申し上げましたように、わが国の国内で生産を

されますが小麦の品質という面から申しますと、主

としてやはりめん用の原料としての小麦粉に充て

るということでございまして、用途の面で制約も

ございませんけれども、それは数字でということに

は〇・二%ということでおきまして、国内の需

要量あるいはまたそれに見合いました供給量の中

に占めるシェアとしてはまだ輸入品というのは小

さいレベルでございます。

麦製品関係、小麦関係の企業の海外進出でござ

りますが、今まで私どもが把握いたしました

ところでは二十四社、五十三現地法人、品目としま

してはインスタントラーメンとかパン、ショウゆと

いったようなところが中心でござります。これら

の海外進出企業の生産は、現地のマーケット、あ

るいはまたその進出されました国からその近くの

第三国に輸出をされるというような生産の仕方で

ございまして、日本の企業が海外へ出てまいりま

す第二次加工品の輸入の伸びといふことから見るとか

なり高い伸び率になつておりますが、例えばビス

ケットについて申しますと、国内需要量に占める

比率が昨年度で四・一%、乾めん類につきまして

は〇・二%ということでおきまして、国内の需

要量が六百四十一万トンで、その

うち六十五年見通しでの生産量が百二十二万トン

と、小麦の総需要量が六百四十一万トンで、その

うち六十五年見通しでの生産量が百二十二万トン

といふような割合で見込んでおるところでござい

ます。

それから、麦の国内麦の財政負担の問題でござ

りますが、これは近年内麦の管理と外麦の管理を

通じて麦管理で赤字を出さないようによつてやつ

て、内外麦コストパール方式といふことでやつて

まいつたわけでございます。そしてまた、これが

臨時行政調査会の答申の中でも、こうつた方式

が認められているということで、今日までその考

え方に従つてやつてまいつておつたのでござい

ます。しかし内外価格差が非常に大きくなりま

すと、外麦コストパール方式といふことでやつて

まいつたわけでござります。

それから乾めん類につきましては、從来から

安価なものが若干輸入されておつたのでござい

ます。これが、これも円高による割安感からさらに

ますとグルテンがちょっと足りないので、パンと

して、輸入が従来から増加をしておりましたけれども、最近円高傾向によりまして、参考人のお話をございましたけれども、それがさらに進んでいます。

それから乾めん類につきましては、從来から

安価なものが若干輸入されておつたのでござい

ます。これが、これも円高による割安感からさらに

りませんと、まあ安易に外麦の利益というものにこれまでのようによつて異なるものといふうこれまでもいろいろな面から難しくなつてきていたことがあります。

○及川順郎君 今回の法改正で、現行法も改正案の方にもこれは再生産の確保といふことが明示されているわけですね。やはり、財政問題といふのは国としては非常に重要な問題であるわけですが、赤字負担を何とか縮小したいという気持ちが働くわけですが、農家の現場の人たちの気持ちとすれば麦作が採算に合うかどうかということが一番関心のあるところでございまして、そういう観点からこの再生産の確保といふのは農家の人たちの気持ちとして採算のとれる麦作といふやうに理解していいものだらうか。こういう率直な問い合わせがあるわけですね。

この点に対する御見解を伺つておきたいことと、もう一つは改正案の参酌要素の一つである麦の生産費その他の生産条件といふことですけれども、具体的にはどういう地域、どういう階層、いつの年の生産費や生産条件を採用するかといふことでこの価格水準に大きな変動が出てくるわけでもござりますね。やはりそういう意味ではこれがいまひとつ明確でない、こういう感じをぬぐい去れないのでござりますけれども、生産費方式に改めたいという意向について、この点に対する政府の基本的な考え方、これを伺つておきたい。

○政府委員(後藤義勝君) 再生産の確保といふことでございますが、再生産を確保することを旨としてとていう用例は農産物の価格政策に関する事項でござりますので、非常にたくさんあるものでござります。生産費方式をとっているもの、それから麦、大豆のよう、これまでパリティ方式でまいりましたもの、あるいは食肉のように、いわば需給実勢価格が規定をされております。その解釈といふのは、やはり対象の作物なり制度の趣旨、目的あるいはその対象農産物の政策的な政策説導方法といった

ようなことによつて異なるものといふうに考えております。

今回の法改正で御提案申し上げておりますように、生産性の向上と品質の改善といふ現下の緊急な課題にこたえようという考え方を盛り込んだものでござります。したがいまして、我が国の麦作が限られた国土条件の制約のもとではありますけれども、そういう制約条件のもとで国民に納得されるような生産性を持つた扱い手なり地域によって麦作が行われ、そして需要の動向に即した安定的な土地利用型農業として発展を麦作がしていくように理解をいたしております。

どういう生産費の、いつの時点の、どういう地域の、ということでおきますけれども、この辺はまさに算定方式をどういうふうに組んでいくかといふこととの内容の問題にならうかと思ひますが、したがいまして米価審議会での御検討を待つわけでござりますが、一つ申せることは、まさに御實問のそういう生産費のとり方といふことが麦作の場合には稻作に比べまして同質的でない畑麦、田麦、北海道、都府県といふようなことで、かなり生産費のあり方も違つておるといふようなことで、生産費のとり方については米よりも難しいいろいろ検討すべき問題があるといふことは自覚をいたしております。それから、固地的な生産、そして物流の合理化といふようなことも考えますと、やはり主産地形成といふことが今非常に進んでおりますので、そういう主産地での生産費としておりますので、そういうものが一つの手がかりになるのではないうふうに考えております。

○及川順郎君 生産性の向上の関連で國芸局長に伺ひたいんですけれども、私は先日、網走支庁管内を農業の方々と懇談をいたしました。確かに生産性向上の対策として、例えば輸作及び水田大とか機械化、一貫体制とか、こういうことが述べられているけれども、現実に農家の実態といふ

のは農家資産と借金との均衡バランスの上で、すれすれのところで勝負している。これが病氣等で何か激しくばつとお金が出るような状況があつた場合にはもう離農する以外はない。こういう非常に深刻な話が相次いだわけです。これは、当然場合に、まず農協から借りる。それが均衡を崩した場合にはもう離農する以外はない。こういう非常に深刻な話が相次いだわけです。これは、当然

全體に対する問題ではないとしましても、私はやはり麦作農家の一面の眞実の姿を浮き彫りにしているのではないか、こういう感じがしたわけでございますが、今全国レベルでこの生産性の向上といふ面で進めている政策的視点から、この現場の実情との乖離といいますかギャップといいますか、こういう点をどのようにお感じになつておられるか、その点を伺つておきたいと思います。

○政府委員(浜口義勝君) ただいま先生のお話しの点は、具体的な経営の問題といつしまして実際に働いている方々の健康の問題とか、あるいは具体的な借入金の問題等々に絡まる問題であろうと思ひます。

私も一つは、極めて理想的なと言つたら語弊があるかもしませんが、例えば農政審の答申などで、昭和七十年に向けまして、地域地域に応じました大型の機械を導入して生産性のコストダウンを図る、この場合具体的な数字で言いますと、大半分ぐらいになる試算があるわけでございまして。そういう現行の先進的な機械を駆使いたしました場合に、かなりの程度のところの生産性向上できるということで理想として掲げておりますけれども、そういうものを現実におろしていく場合におきまして、まずは一つ一つ地域の土壤条件あるいは気候条件等に応じた一つのモデルをつくつていかなければいけないだろう。それからもう一つは、先生御指摘のように、經營を組み立てる場合におきまして、まずは一つ一つ地域の土壤条件あるいは金融といったようなものを前提にして組み立ていかなければいけないだろうといふうに考えておりまして、その間をつなぐ一つの有力な方向といたしまして、フェース・ツー・フェースといいましょうか、そういうことなどで農

家の方々の悩みといったようなものを受けとめていく普及組織といったようなものも活用していかなきやいけないだろうと思います。

林水産省として考えてみた場合には、それぞれの分野分野で各局が受け持つておりますけれども、一つは基盤の問題、あるいは経営の問題の技術上の問題、そういう問題をできる限り経営の問題として生かすよう組み立てる実証的な問題というものをもう少しきめ細かくやっていかなければならぬといふことでございまして、ことしから始まつております水田農業確立対策においては、それこそ大臣御出席を賜りまして、各都道府県のといいますか、第一線で働いております普及員の方々の約半数にお集まりいただきまして、そういう実態に即した指導を今後とも続けて吸い上げていくように、それに対して具体的な対応をきめ細かになすようにといふ激励も行つたようなところでございまして、今後ともそういう一つの理想像と現実の具体的な像が結びつくような努力を重ねていきたいといふふうに考えております。

のは農家資産と借金との均衡バランスの上で、すれすれのところで勝負している。これが病氣等で何か激しくばつとお金が出るような状況があつた場合にはもう離農する以外はない。こういう非常に深刻な話が相次いだわけです。これは、当然場合に、まず農協から借りる。それが均衡を崩した場合にはもう離農する以外はない。こういう非常に深刻な話が相次いだわけです。これは、当然

全体に対する問題ではないとしましても、私はやはり麦作農家の一面の眞実の姿を浮き彫りにしているのではないか、こういう感じがしたわけでございませんが、今全国レベルでこの生産性の向上といふ面で進めている政策的視点から、この現場の

実情との乖離といいますかギャップといいますか、こういう点をどのようにお感じになつておられるか、その点を伺つておきたいと思います。

○政府委員(浜口義勝君) ただいま先生のお話しの点は、具体的な経営の問題といつしまして実際に働いている方々の健康の問題とか、あるいは具体的な借入金の問題等々に絡まる問題であろうと思ひます。

です。例えてみましても、品質改善奨励額の基準額で優良品種に対しても多くつけるというぐあいに金額のランクで差額をつけてはいるのに、そうしたことが反映されずに、それでもなおかつ作付面積が低下している原因をどうとらえておられるかといふ点。

それからもう一つは、今回の改正においては、需要の動向に即応した良品質麦への生産誘導を図る措置、こういうぐあいにその目的を盛り込んでおるわけございますが、価格の算定にいかなる客観的基準を用いたのか、あるいはまた、本法改正後、中長期的に見てどの程度差額導入をしようとしているのか。既に生産者と実需者との間で実施されております麦管理改善対策において、契約奨励金の額に品質評価等に応じた銘柄のランクがつけられておるわけですね。このように民間におけるランクづけと政府の品質格差にどう整合性を持たせておるわけございます。

○政府委員(後藤康夫君) まず、これまでどうしで品質評価が比較的高いものの作付シェアが低下をしてきたかという問題でございますが、これはやはり麦管理改善の中の品質区分、Aランク、Bランク、Cランクというものを私ども都道府県の農業試験場の栽培試験の結果を使いまして、产地、品種ごとにもちろんばらつきがございますけれども、グループ全体として平均をしてみますと、やはり品質評価の高いAランクのものは単位収量が全体として低うございます。Aランク、Bランク、Cランクの間にはそう単収差が認められました。麦管理改善で、契約生産奨励金で数百円程度の奨励金を今までつけてきてたわけでございますが、例えばAランクとBランクでございますと二十キロぐらいの単位収量の格差がございます。二百五十円とか三百円というようなオーダーの品質奨励金ではなかなかインセンティブにならないというふうな声が生産者サイドからも需要者サイドからもあつたわけでございます。

そういうことを考えまして、本年の麦価決定

に当たりまして、いわばAランクの品質評価の高いう麦をつくると十アール当たりの手取りりが少なくなるというような状態はやはり少くとも解消したい。そういうことでそのAランク、Bランク、Cランクの単収差に着目をいたしまして銘柄区分ごとの価格をつくったということをございます。政府の決定いたしました価格の銘柄区分のIとIIがBランクに、それからIIIがC、Dランクに該当するよう、産地、品種の銘柄別にグループ分けをいたしまして、中庸の二種類のものの銘柄区分のIIの一等でございます。銘柄区分のIIIにつきましてはたしか六・三%といふうに、いわばはほとんど下がらない。品質評価の非常に低い、供給の割に買い受け希望の非常に少ないグループにつきましては価格の下げ幅を少し大きくするという形で、生産誘導を図り得る価格設定の第一歩ということでやつたわけでござります。

今後これをどういうふうに運用していくかといふことですが、一方では麦の製粉適性、

二段加工適性についてのいろいろな基準づくりが、今作業が行われておりますと、そういうものをお一方で見ながら、他方では今回の銘柄格差の導入が生産面にどういうふうに響いてくるかということを見ながら、格差の幅なり、あるいはまた銘柄の区分の仕方ということにつきまして勉強をしてまいりたいというふうに思つております。

○及川順郎君 品質の問題では、一昨日の正田参考人も言つておりますけれども、品質を需要者ニーズに合つたものに改善をしていただきたいとバイオなどをやりまして品質改良するのにどのぐらいかということについて十年ぐらいはかかるいう、そういう希望が反映されていないとまで言つておりまして、先ほど午前の質疑の中でも、

まして、非常にそういう点から考えますと、これまでの品質の改善に対する取り組みというものの弱腰といふことがどうしても指摘せざるを得ない、こういう感じをするわけです。とりわけ、最近におきましては食生活の多様化が進んでおるわけでございまして、これに沿つた品質の改善といふのはこれはもう不可欠な問題でございまして、ぜひ政府としても全力を挙げてこの点に取り組んでいただきたいし、またあわせまして、強力小麦に属するような品種ですね、これが日本の気候や土質的にできないのかどうなのか、この点も含めて積極的な品種改良の取り組みを強く要望をしておきたいと思うわけでござります。

私がまだいろいろ申し上げたかつたんですが、何か御予定があるようございまして、最後におきたいわけございますが、山梨県内のある製粉業者の方と先日懇談をしたわけでございますが、規模で言いますと内麦二千トン、外麦三千二百トンくらいは扱つている業者でございます。率直な意見をそのまま伝えさせていただきますと、一番困っているのは何かというと、やっぱり内麦でつくりました粉の処理ですね。これが非常に困つておりますと、もう四、五カ月抱き込んでいる、ストックがある。外麦の粉とブレンドしないと売りに出せない。こういう状況があるんだけれども、外麦が入つてこないというんですね。これはひがみ根性かもしませんが、そういう前置きがあつて言われたんですけど、やはり外麦は大手会社には潤沢で中小業者ほど内麦を押しつけられてきているんじゃないかという、こういう気持ちにもなると、こういうことを率直に言つております。

そのほか円高の影響とか製粉ができる二二%のふすまの処理、この売りさばきがなかなか進まない、こういう声が出ておりました。政府の売り渡し状況に不都合はないと思いますが、私は思いましたし、それも麦作の歴史というのは私たちがまだ子供のころから日本においては行われていたわけでございました。

○政府委員(後藤康夫君) まず内麦の売却の仕方でございますけれども、大手と中小で何か差別をしているというようなことは決してございません。製粉用小麦について申し上げますと、まず四半期ごとに小麦粉の需要動向等を踏まえまして、全国の売却数量、売却率というものを決めまして、製粉企業別に、製粉企業別には過去の一定期間、これはずっとと移動して動いて買い受け実績がまた反映されるようになつてくるわけでございまが、その売却数量に応じまして売却率を企業別に決めまして、その枠内で製粉企業が買い受けをするということになつておりますと、内麦につきましては麦管理改善対策の中で製粉企業と生産者団体の間で締結されました流通契約を尊重して内麦の引き取りが年間平均的になるようやっておられますし、外麦につきましては各企業の銘柄別等の希望を踏まえてやつておるわけでござります。むしろ問題は、やはり内麦の生産が近年急激に増大をしてまいりました関係で、品質問題が顕在化をしてきておりました。政府の売り渡し状況に不都合はないと思いますが、私は思いましたし、それも麦作の歴史というのは私たちがまだ子供のころから日本においては行われていたわけでございました。

場としましては難しさがふえてくるということです。どうぞお聞きください。

今製粉業者の方の率直な御意見というのがございました。たゞれども、そういう実態がありますだけに、この委員会でも法改正に品質の改善という文言が入る前に銘柄格差を入れたのはおかしいではないかといふ御意見もあるわけでございますけれども、それほど緊要な状態に良質麦の生産誘導ということは緊要の課題になつてゐるというふうに御理解をいただけたら大変ありがたいと思うわけでございます。

○國務大臣(加藤六月君) 本法の改正のねらいは生産性の向上と品質の改善を期したものでござります。

算定方式の問題はございませんが、たひたて申上げておりますが、米審における小委員会等で御議論、御審議ござりますが、当季

○委員長(岡部三郎君)　この際、加藤農林水産大臣は衆議院本会議に出席するため、二時四十分までは休憩いたします。

午後二時四十分開会
○委員長(岡部三郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
休憩前に引き続き、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言を願います。
○下田京子君 食管法の一部改正ということでの法律は麦作振興を目的としてということで、言ってみれば今までパリティで価格を決めていた。しかも、そのパリティ価格を下回らずというようなも

のを改めて、生産条件であるとか需給動向であるとかあるいは経済事情、三つの参考事項の上の二つの配慮事項というようなものを入れて価格を決定するんだという法改正の内容なんですが、そもそもパリティというのは何なのかということを確認したいんです。

これは昭和二十二年に麦、パレイシヨ、そしてお米、これらがGHQの指示でもつてパリティ方式という形で採用されたと思うんです。その理由は何かというと、戦後の激しいインフレーションのもとで生産資材あるいは労賃、こういったものが急激に上昇していった。米なども、やみなんかが横行しているという中で物価スライド方式という形でそもそも採用されたんだ、そういうことです。

○政府委員(後藤康夫君) そのように承知をいたしております。

○下田京子君 私どもは、このパリティ方式については問題点があるわけだということを今までずっと指摘してきました。その問題点の一つは何かといいますと、生産費・所得補償方式と言われるような形でのそういう再生産と生産者の所得を補償していくという点で、生産費をカバーしているかどうかというと大変問題がある。そこで、実際に昭和二十七年から四十八年の間、この麦価の生産費のカバー率がどうであったのかを見ますと、三十六年を除いて、あとは第二次生産費をカバーしていない。これも事実でございますね。

○政府委員(後藤康夫君) さようでございます。

○下田京子君 こういう問題点があるパリティ方式ですけれども、しかし、そういう中で増産に取り組んできて生産性が向上する、するとそれが価格に反映する。そういうメリットもまたあるわけです。しかも、下支えをきちっと置いているという点での大変いい意味もあるわけでございますけれども、いずれにしてもパリティ方式というのはいわゆる生産費・所得補償方式にはまさらない、これも事実だと思います。そうですね。

○政府委員(後藤康夫君) パリティ方式と生産

○下田京子君 一般的には申し上げられないと言つても、今おっしゃったようにこのパリティ方式でなければ第二次生産費がカバーされないので、いつてその適否ということもあるかと思いますので、いずれがすぐれているということは断定的に一般論として申し上げるわけにはまいらないと思います。

○下田京子君 一般的には申し上げられないと言つても、今おっしゃったようにこのパリティ方式でなければ第二次生産費がカバーされないので、いつてその適否ということもあるかと思いますので、いずれがすぐれているということは断定的に一般論として申し上げるわけにはまいらないと思います。

○政府委員(後藤康夫君) 生産性の向上が全く反映されないと、いうことを利点と見るか欠点と見るかということも見解の分かれることころではないかと思つております。

○下田京子君 メリットかデメリットかは別に見て、生産性を向上させるんだということが今まで、価格算定方式に生産性の動向を考慮しないという方式であるというふうに思つております。

○下田京子君 昭和五十二年の六月八日に実は当時の大河原太一郎食糧庁長官がこの問題についてちゃんと述べているんですよ。「生産性向上のメリットが全部農家に帰するような仕組みになつております物価均衡としてのパリティ方式の方が非常に有利だ。この論議はなぜ出ってきたかといふと、生所方式をという要望が強いときに、パリティというものは生産性向上のメリットがこうやつて反映するのだと、ちゃんとお述べになつているん

○政府委員(後藤康夫君) 大変長いこの問題についての御論議の経過を踏まえたお尋ねであろうと思ひますけれども、生産費・所得補償方式の場合には、かかつたものは見るということでございますから、生産費が上がれば上がるということです。ですが、生産性向上が進みますれば、その生産性向上の部分も価格に反映されるという方式であります。確認したかというと、生産性向上のためだと言ひながらかつては同じ理由でパリティ方式をとってもきたんです。今回は生産性向上だと言いながらそこのパリティをやめるんです。これはどういうことなんですか。

○政府委員(後藤康夫君) パリティ方式のもとにおりまして、物価スライド方式でございますから、生産性が向上いたしますとそれが生産者の手元に残るという意味で、パリティと生産性との関係が今お話があつたわけでございますが、今回改正に当たりまして私どもが申し上げておりますのは、価格にやはり生産性の動向を反映させる必要があるという意味で申し上げておるわけでございます。そして、その間の関係は決して矛盾はしておらないといふふうに思つておるわけでございます。

○下田京子君 矛盾してなくないとあなたがおつしやつても、現実には生産性向上に資するようにして、その間の関係は決して矛盾はしておらないといふふうに思つておるわけでございます。

○下田京子君 矛盾してなくないとあなたがおつしやつても、現実には生産性向上に資するようになに、こうしたことでもって農家の皆さん方は生産性向上をずっとやつてきた。その結果、今何かといつたら今度はコストを引き下げるんだという形で新たな生産性向上、そのため今まで採用してきたのをやめる。こういうことは非常に恣意的に価格決定がなされるということではなかろうかと思いますけれども、大臣、財政事情先にありきでもつて、今まで言われてきたような、そういう論議を尽くした上での価格決定ということできつちり確約できるんですか、この三つの参酌事項と二

つの配慮事項という格好の法律の中で、
○國務大臣(加藤六月君) 情にさお差せば流され
る、知に立てば角が立つという言葉があります
が、農産物価格を決める場合にはいろいろな要
素、エレメントが働くわけでございます。そうい
う中で財政優先とは考えておりません。提案理由
の説明にも申し上げましたし、またいろいろの機
会にお答えいたしておりますような趣旨でやつて
おるわけでございます。

要は農産物の内外価格差の問題が大変大きな関
心を呼んでおる。そしてまた、そういう中におき
まして現に進展しつつある生産性向上を価格に反
映させていくという必要性があります。そして、
たびたびお答えしておるのであります、量的に
非常に拡大しておる。要は品質とか生産向上とい
うことよりか量をたくさんつくればいいというこ
とがあるわけでございますが、参考人その他から
いろいろお述べになつたような加工適性であると
かいろいろなユーチャーの需要等があるわけでござ
いますが、品質面で外国産の麦に劣るものが多い
わけでございます。ある面では品質問題が顕在化
してきたと考えられるわけでございます。

そしてまた、現行算定方式についていろいろい
な問題があるわけでございまして、二十五、六年
当時と今日との麦作の生産構造が全く異なつてお
る。あるいは当時の実質購買力を今もなお保持し
なければならぬという根拠に乏しくなつておる
こと。それから先ほど申し上げました生産性の向
上が価格に反映するのが限界に来ておる。そして
品質差を価格に反映させることもまた限界に來
おる。こういった基本的な問題があるわけでござ
います。これらを踏まえまして、今回の法改正
から、生産性の向上と品質の改善を基本とした麦
作振興に速やかに移行するという緊要の課題に対
処するために行おうとするものでございます。

○下田京子君 今の答弁の中でいみじくも姿勢が
大きく変わったことが明確になりました。生産性
向上と言いつつバリティ方式をとつてきた、一定

生産性が向上してきた。今新たに品質の問題と生
産性向上、これをやるがために価格決定の仕方を
変えるんだということで態度が変わってきたわけ
です。いずれにしましてもその二つの配慮事項の
一つの問題である生産性向上の問題、このことに
ついての基本的なことを幾つか質問します。

まず第一に、今お話をございましたけれど
も、生産性向上、つまりコストをいかに引き下げ
るかという点でこれは大事なことだ、これだけは
私は申し上げております。ただ問題は、繰り返し
そのほか単収の向上あるいは資材費の引き下げ、
そして節減、こういうことが大事であろう、この
点は間違いないと思いますけれども、改めて確認
させてください。

○政府委員(後藤康夫君) 生産性の向上のための
必要な事項として今おっしゃいましたようなこ
と、いざれも大事なことだということになれば、
そのほか単収の向上あるいは資材費の引き下げ、
た数字は、おつしやるとおり生産費の上でその数
字のとおりでございます。まず、結論的に申し上
げまして、農林水産省といいますか私どもの考え
方の生産対策をいたしまして、やはりコストダウ
ンを図つていくために、生産資材の低減を図つ
ていくことが何よりも肝心だということは仰せの
とおりだというように思います。

ただ、経緯的にもう一つ申し上げてみますと、
五十年と六十年というような経過をたどつて比較
をする数字の際、そこにおきます資材等が生産性
の向上のために投入されたという事実も否めない
ことでございまして、具体的に大型の機械が導入
される、そういう意味で費用の中での農機具費の
ウエートが高まつてきたという点があらうかと思
います。

○下田京子君 そのうちで、繰り返し私は申し上
げてまいりましたが、生産性向上の中特に農機
具などの資材費価格引き下げの問題であります。
この節約が重要だという点、確かに汎用コンバ
イン等が導入されて麦、大豆あるいは米という格好
でもつて使われております。一千万円程度のもの
が、二分の一補助ということで、福島県でもこれ
が導入はされてきております。しかし、その生産
メリットがどうなのかということはおいておきま
して、純粋に麦の生産費調査によるとどうな
のか。十アール当たりの労働時間五十年と六十年比
較してみますと二十六・五時間から十二・二時間、
半分以下になつておりますね。大変生産性向上を
やつてきているわけです。

その中で物貿易の方はどうかといふと、異常な
伸びなんです。第二次生産費の資料をごらんにな
ります。こちら辺を踏まえまして、今回の法改正
といふのはいわば量的拡大を指向した麦作振興
から、生産性の向上と品質の改善を基本とした麦
作振興に速やかに移行するという緊要の課題に対
処するために行おうとするものでございます。

○下田京子君 今の答弁の中でいみじくも姿勢が
大きく変わったことが明確になりました。生産性
向上と言いつつバリティ方式をとつてきた、一定

一千三百七十一円、一・八二倍になつております。
その中で最も倍率が大きくなつておるのは農業費
で五百円から二千三百八十三円と四・七四倍にな
つております。ただし費用合計の中の占める割
合で最も高いのが農機具費です。五十年当時は一
九%が農機具費の占める割合でした。今は二七・
一%と、労働費と同じぐらい、約三割近くが農機
具費だというようなことも明確になつております
で、この農機具費が一・六〇倍という形で伸びて
おります。こうしたことから見ても、生産性向上
の上でこれら物貿易、この引き下げ、節約という
のが大変重要な意味を持つということ、これは当然
だと思いますが、どうですか。

○政府委員(浜口義曠君) ただいま先生挙げられ
た数字は、おつしやるとおり生産費の上でその數
字のとおりでございます。まず、結論的に申し上
げまして、農林水産省といいますか私どもの考え
方の生産対策をいたしまして、やはりコストダウ
ンを図つていくために、生産資材の低減を図つ
ていくことが何よりも肝心だということは仰せの
とおりだというように思います。

ただ、経緯的にもう一つ申し上げてみますと、
五十年と六十年というような経過をたどつて比較
をする数字の際、そこにおきます資材等が生産性
の向上のために投入されたという事実も否めない
ことでございまして、具体的に大型の機械が導入
される、そういう意味で費用の中での農機具費の
ウエートが高まつてきたという点があらうかと思
います。

○下田京子君 機械化によるコスト軽減、これは
私は否定してないんです。それを聞いたんではな
いんで、ただ私の質問について否定はされていな
い。ただ、問題は何かというと、これだけお認め
になつてゐるにもかかわらず、相も変わらずこう
した物貿易等の軽減のための努力がない、これは
申し上げておきたいんです。

次に申し上げたいのは、生産性向上の中での大
事なのが単収の問題。確認してください。EC諸国
が穀物自給率を大変高めてまいりました。七十
代ではなくて、まさに単収引き上げによつてECが

代では純輸入国だったのが八〇年代になつて輸
出国に転換いたしました。農畜園芸局長御承知だ
と思いますけれども、EC、特にフランス、イギ
リスの小麦の単収の動向がどこまで上がつてきて
いるか。

○政府委員(浜口義曠君) FAOの統計によりま
して現実の十年間の単純平均というものを一応出
してみますと、まずイギリスにおきましては反當
五百十九キロ、フランスにおきましては五百六キ
ロという数字になつております。ちなみに日本の
場合、六十年の数字で三百七十四キロというのが
ござりますけれども、この間の五十一年から六十
年の平均ということでとらしていただきますと三
百十一キロ、こういうことで両者の間は格差が開
いております。

○下田京子君 今のお話のとおり、なぜEC、特
にイギリス、フランスが小麦等の輸入国から輸出
国にまで転じるようになつたかというと、単収の
引き上げなんですね。私は動向を言つてくれと申し
上げたんですが、今の単収しかお述べになつてい
ないから申し上げますが、昭和三十一年、四十年
当時ではこれはアメリカ並みだつたんですね。二
百キロ台、三百キロ台だつた。それが今五百キロ
台になつてきてるんです。どうかといふと、アメリ
カの場合にはむしろ今もなお二百キロ台なん
ですね。日本は単収でいけばアメリカよりも多い
んですね。しかし、EC、フランス、イギリスに
比べれば非常にまだ劣つている。

そこで、その規模拡大をいろいろおつしやつて
おりますけれども、それじゃ規模はどうかとい
ふますと、EC全体の作付規模、一戸の農家当たり
で五・四五ヘクタール。それから日本の場合には
○・六七ヘクタール。アメリカはどうか、六十四
ヘクタール。この数字は何を示しているんじよ
う。つまりECはアメリカに比べて規模は格段に
小さいです。しかし単収を大幅に引き上げていく
中で、今アメリカとECの穀物戦争が起きている
わけです。その理由は何か。規模拡大によるもの
ではなくて、まさに単収引き上げによつてECが

輸入国から輸出国に転じたということを物語つて
いるんじゃないでしょうか。

○政府委員(浜口義曠君) アメリカとECの間の
まあいわば穀物戦争の中におきます穀物の輸出入
の数字といふものをたどり、その内容の分析をい
たしてみますと、EC自体が一方では経営規模の
拡大といったようなものの構造変化を遂げるのに
あわせまして、各種の技術革新というようなこと
で、今先生がお引きになられましたような反当收
量といふものの増加というようなことも含めまし
て、いわゆるイノベーションを行つた結果、この
両国、両陣の穀物戦争の一つの方向が出てきたよ
うに私ども見ております。

なお、一言つけ加えさせていただきますと、やは
り日本との関係で、このECの收量をどういう
ふうに考えるかということにおきましては、やは
り端的に申し上げまして、日本の場合とECとの
比較という場合に、単に麦だけではなく、土地
に生産されております麦及び米といったようなも
のもあわせて考えていくべきではないかといふ
うに思います。というのは、一年一作といふよう
な意味におきましてのECの生産量というのがひ
とつ高うございます。そういう意味で、生育期間
が長い、日本と比較いたしまして、さらに登熟期
間も長いといふように思います。

○下田京子君 いざれにしましても、反当收量が
特にECとアメリカの穀物戦争と言われているそ
の大きな理由の中に、ECがアメリカに比べまし
て二倍、三倍にも反当收量を上げてきただとい
うこととはお認めになつた。それは、「のび
ゆく農業」といつて「穀物のジレンマ」、こういう
のに書いてあるんですが、これをお書きになつた

方はアメリカの農業経済学会の元会長さんで、ス
タントン・コーンル大学教授なんですね。そして、
これはアメリカ農務省が委託して、まとめて出さ
れた報告なんですよ。その中で、今私が指摘した

ように「ECの小麦の主要生産地帯は降雨量が多
く、その単位收量は、雨が少なく粗放的經營が行
われるアメリカの地域に比べて二、三倍に達して
いる」と、こういうふうに指摘しながら、一つの
ポイントになると思うんです。過去十年余りの間
にECの高価格支持による増産とそれから今言つ
たこの単収増、技術革新、このことがECの自給
の達成の何よりの教訓だと、こう言つてはいる。こ
れは否定できないでしょう。

○政府委員(浜口義曠君) 先生ただいまお話し
の、農政調査委員会から出されました点について
は、私どもも十分そういうのを読ましていただき
ております。今のように、アメリカとイギリスと
いましようか、ECとの間のいろいろな意味で
の穀物戦争とすべきもの技術的要因といった
ようなものに单収がかなり影響しているのではないか
といふ。それからまた、私どもの対象としておりま
す我が国の麦作におきまして、イギリスと比べた
場合には、終戦の直後二十年代から三十年代割る
かに、かなりの程度差がありましたけれども、フ
ランスと我が国との間は、麦作に関する限りほと
んど同じような单収であった。そういうものが、
先ほども申し上げましたような米と麦というよう
なことを考えていかなければいけませんが、麦作自
体の单収といったものにつきましては、我
が国は米の合つてないものが出てきたといふこ
とは、米番における麦価のとき、その他のときに
もいろいろ承りました。今回の法改正のねらいも
実はそこら邊も考えておるところでございます。
いつも私が申し上げておりますように、消費者あ
るいは実需者に見放された生産というものはあり
得ないという立場にも立つております。

○下田京子君 いざれにしても、大臣、今お話を
お聞きになつて御承知だと思うんですが、フラン
スもイギリスも单収増といふこと、それから
高価格支持制度、両々相まってこれだけ自給率
を高めてきたんです。日本の自給率、今改めて申
し上げるまでありません。そういう状況の中
で、アメリカとECの今穀物戦争と言われている
一つの大きなポイントになつてているコスト差、つ

まり单収、こういう点について日本も大いにやつ
ぱり力を入れていくべきじゃないかというのが一
つの教訓かと思うんです。どうでしょうね。

○國務大臣(加藤六月君) 我が省内におきまして
も、担当各局の皆さん方に单収増の問題について
大いに勉強し、大いに頑張つて学ぶようになが
ね指示しておるところでございまして、またある
面では、我が国の麦作もEC並みのところも相当
出てきつあるという説明を聞いて喜んでおると
ころでございます。

○下田京子君 喜んでばかりおれないでしよう。
だから、品質向上と生産性向上と出していらっしゃ
るのじやありませんか。しかも、本当に喜ぶと言え
るような施策をおどりになつておられるのかどうか。
もう一つの柱である品質問題です。この前、参
考人がこのようないことを言わされました。製粉協会
の代表の方が、このままではうんなどのめん類
が消費者から拒否されるのじやないかという危機
感がある。結果的には実需者の要望が生産面に反
映されていない、ここまで言い切つておるんではな
いか。それからまた、私どもの対象としておりま
す我が国の麦作におきまして、イギリスと比べた
場合には、終戦の直後二十年代から三十年代割る
かに、かなりの程度差がありましたけれども、フ
ランスと我が国との間は、麦作に関する限りほと
んど同じような单収であった。そういうものが、
先ほども申し上げましたような米と麦というよう
なことを考えていかなければいけませんが、麦作自
体の单収といつたものにつきましては、我
が国は米の合つてないものが出てきたといふこ
とは、米番における麦価のとき、その他のときに
もいろいろ承りました。今回の法改正のねらいも
実はそこら邊も考えておるところでございます。
いつも私が申し上げておりますように、消費者あ
るいは実需者に見放された生産というものはあり
得ないという立場にも立つております。

○國務大臣(加藤六月君) 実需者のニーズに今
我が国は麦の合つてないものが出てきたといふこ
とは、米番における麦価のとき、その他のときに
もいろいろ承りました。今回の法改正のねらいも
実はそこら邊も考えておるところでございます。
いつも私が申し上げておりますように、消費者あ
るいは実需者に見放された生産というものはあり
得ないという立場にも立つております。

○下田京子君 一方で喜ばしいと言ひながら、実
需者には怒られているということを認めてお
ります。それで、その品質の面で確かに日本でもいろいろと努力はされてい
ると思うんです。

そこで確認したいんですけど、オーストラ
リア・スタンダード・ホワイトというのが大変め
ん類に喜ばれている、こういうお話なんですか
れども、日本でも、やや落ちると言われつづ
林六十一号とかチホクコムギ、こういうものがい
いと言われておりますけれども、そうですね。

○政府委員(後藤康夫君) 我が国の中にも、
小麦の中にも、品質評価の高いもの、低いものが
なことで、産地、品種によって、いわゆる麦管理
改善対策の中でも昨年まで三つ、ことしからは四
つのグループ分けというようなものもできておる
わけでございます。

○下田京子君 そうしますと、実需者の要望が生
産面にほとんど反映されてない、この指摘も間違
いです。なぜ私がこれを言つたかというと、チホ
クコムギの場合には、これは北見農試だつたと思
いますが、の試験によりましてオーストラリア・
スタンダード・ホワイト、これと匹敵するとい
うのが出ております。そういうことですね。

○政府委員(後藤康夫君) A.S.W.に匹敵するとい
うところまではまいりませんけれども、Aラン
ク、Bランクといふようなランク分けで申します
と、現在のところチホクはBランクの方とい
うような感じの位置づけになつておろかと思
います。チホクコムギにつきましては北海道で試験
研究、それから行政、さらにまた生産者団体も大
変に苦労されまして、チホクコムギの作付、生産
が急速に伸びております。そういう意味におきま
して、下田先生今おつしやいましたように、我が
国は生産者、生産段階におきまして品質への対応
が全く行われていないというのは、私はちょっとと言
い過ぎではないかというふうに思つております。

○下田京子君 私もそう思つたからあえて言つた
んです。全く実需者の声が生産に反映されてない
というふうに思つています。それどころか
官能評価の計、これを見ますとチホクコムギと今
言つたオーストラリア・スタンダード・ホワイト
はほとんど同じなんです。ただ問題は北海道でこ
のチホクコムギがどんどん切りかえられている。
しかし一面で何が問題かというと、これは雪腐
れる品種だと言われています。とすればこの雪腐

れの防止剤だと倒伏防止剤だとまかなかやならない。それがまた農薬にかかるでいくとかいろいろいろいろな問題がある。そういうところもつともっと研究を注いでいかなきやならないんじやないかということを私は指摘したいんです。そちらにまず——いいえ、違うんです、大臣。言いたいのは、大臣、そういう研究をまずやった上で、さあ生産性向上をした、で、価格もというふうに見ていくのが行政ではないでしょうか。おしりをたたいて価格引き下げて、さあ規模拡大だ、品種はといつたらこれからと、これは間違いじゃないですかということを私は指摘したいんです。

これは指摘にとどめて、具体的にお聞きしたい点は、実は福島県で坂下町というところに農試がありまして、ワカマツコムギというのが今大変喜ばれてるんですが、これはCランクなんです。東北はAランクゼロなんです。私は今あれこれなぜAランクにならぬか云々は言いません。しかし、単収だとか、それから地元のいろいろなそういう加工関係の方々からも喜ばれているのが明確ですから、そういう点を配慮してランク付もし、そしてまた品種改良のためのそういう研究、予算面でもプロジェクトだけではダメです。経常経費もきつちり確保して、人的にもそして具体的に、さあ国際的に比べても大丈夫だという見劣りをして、すぐこうこうこうだという展望示せます。

○政府委員(畠中孝晴君) 大変激励をいただいておりますけれども、すぐにといふにおつしやられるとなかなか難しい面がございまして、先ほど来農蚕園芸局長が述べておりますように、なかなか麦の日本でつくる場合のいろいろな制約がございまして、先生もおつしやいましたように、オーストラリアのいろいろな品種を持つてきて交配をしてやつていれば品質面ではよくなつていくわけですが、雪の降るところで、ああいうふうにたくさん降るところで麦をつくっているのは日本だけでございますので、そういう抵抗性を持つた品質とこざいますので、そういう抵触性を持つた品質とならない。それがまた農業にかかるでいくとかいろいろいろいろな問題がある。そういうところもつともっと研究を注いでいかなきやならないんじやないかということを私は指摘したいんです。そちらにまず——いいえ、違うんです、大臣。言いたいのは、大臣、そういう研究をまずやった上で、さあ生産性向上をした、で、価格もというふうに見ていくのが行政ではないでしょうか。おしりをたたいて価格引き下げて、さあ規模拡大だ、品種はといつたらこれからと、これは間違いじゃないですかということを私は指摘したいんです。

これは指摘にとどめて、具体的にお聞きしたい点は、実は福島県で坂下町というところに農試がありまして、ワカマツコムギというのが今大変喜ばれてるんですが、これはCランクなんです。東北はAランクゼロなんです。私は今あれこれなぜAランクにならぬか云々は言いません。しかし、単収だとか、それから地元のいろいろなそういう加工関係の方々からも喜ばれているのが明確ですから、そういう点を配慮してランク付もし、そしてまた品種改良のためのそういう研究、予算面でもプロジェクトだけではダメです。経常経費もきつちり確保して、人的にもそして具体的に、さあ国際的に比べても大丈夫だという見劣りをして、すぐこうこうこうだという展望示せます。

</

す。

いざれにしましても、私ども買付けをいたしましたときには需要者側の意向もいろいろ聞きながら、そしてまた、こういった夾雑物などについては、必要に応じて機会をとらえてアメリカにもいろいろ話をしながら対応をいたしております。

○下田京子君 いろいろなことを申されました。これはどちらも約一四%です。違つてないということです。

いざれにしても、私は検査体制に問題があると思うんです。それで、アメリカ政府の穀物検査官がどうなのか。資料も持つております。これが年々減つているんです。免許検査官が九百十人から八百八人に減るとか、そのほかの検査官も減っている、こういう状況の結果であると思うんです。

そこで、大臣、私はこの問題を指摘したいことは何かというと、アメリカの検査結果が日本の検査規格で言うとどうなるか。二等か等外に相当するといふようなものもある。そして、日本では食管法改正で、今言ふように、銘柄とともに等級差といふようなことをさらに拡大していくという方向をとつてゐるにもかかわらず、一方アメリカの品質については現実的にこういう問題が野放しといふが起きてゐる。もう一つの問題は、アメリカ産の品質低トが言われてゐる状況の中で輸入が減るどころかシェアがあふえてきているんですね。これは何といつてもアメリカからの強い要請ということではないか。

そこで、きょうの新聞にも出ていましたが、「穀物一千万吨購入要請」、アメリカから日本に発展途上国への援助用に回してくればというお話を出しております。この件について大臣はどのようにお考えですか。

○國務大臣(加藤六月君) まず前段のアメリカ産

小麦の夾雑物の件でございますが、私も機会あるごとにアメリカ側にそこら辺は正すように強く言つております。

それから、本日の新聞に出ましたこの問題ですが、当省として農林水産省として米国からこのようないわゆる穀物援助構想について正式に提案を受けたことはありません。なお、こうした対外穀物援助という案件は、直接には外務省の所管事項でござります。

○下田京子君 正式には、こうのお話は当政府農水省には出でていない。でも、これは内々の話だと出しているんです。自民党、関係省庁というようなところで議論になつてゐる。だから自民党として、大臣は正式に大臣としては話は聞いていないけれども、そういうお話は承つたことはあるんですね。

○國務大臣(加藤六月君) 数年前から、ある面で申し上げますと、戦後世界経済の復興に尽くしたアメリカのマーシャルプランというのがあります。このマーシャルプランの日本版をいろいろ国內でも検討し勉強しておられた方々がおられます。そういう方々の中から、マーシャルプランの日本版といふこといろいろあつたわけでございますが、党の正式機関でこれを検討したといふことはございません。それからまた、当然政府も正式機関でこうすることをやつたことはございません。

○下田京子君 正式機関では党も政府もない、改めて正式といふことを大臣が強調されていますが、党の正式機関でこれを検討したといふことはございません。それからまた、当然政府も正式機関でこうすることをやつたことはございません。

○下田京子君 外務省と、当然農水省は相談にあり、内々に個別には出でているというふうにも受けとめますが、具体的に、これは外務省でそれども、実際には今アメリカが現に四千九百万トンから的小麦の在庫を抱えていますね、在庫率八二%ですか。しかもECとの穀物戦争、そういう中で日本に対し何とかして、米ももちろんですが、小麦もさらにこういう形での途上国援助構想

というのが出てくるでしょう。具体的にお話があつたらどうされますか。

○國務大臣(加藤六月君) 外務省がいろいろ判断するだろと思ひます。

○下田京子君 そのときの価格差補給金、二十四年から二十七年のたつた四年間の間で、何と二百七十億円です、米麦合わせですけれども。つまりこれだけ国内麦の方が安かつたんです。そして、食管法が成立した翌年、昭和二十八年にアメリカの麦、穀物が過剰になつて、それを押しつけるためにMSA協定が二十九年に成立されているんです。この内容、報道によれば、今の日米貿易不均衡のは正に役立つだけではなくて、その他もろもろ、牛肉、オレンジ、米なんかの日米農産物貿易摩擦の激化が広がつてゐる中で、一定役に立つのではなかろうかというようなことで四年間で十三億ドル、実に二千億円です。一年間で五百億円でしょ。それを国内には輸入しないけれども、それを第三国へ援助という格好でやるという話の記事なんですね。いろいろ話は出でているようですが、正式に外務省から話が出たときに大臣としてはどういう態度をとられるんですか、きつぱりとお断りになられますね。

○國務大臣(加藤六月君) 假定の仮定になるわけでもござりますけれども、外務省からそういう話が農水省に来ると考へておりません。

○下田京子君 考えられないといふことですから、まあその立場からいえば、出たときにはそれは応じないだろという意味があるのかなと思いますが、はつきりお答えにならなかつたところがまた問題ではないか。

そこで私は、一貫してアメリカから日本に対する圧力がなされてきているわけです。そもそも農業つぶし、その根源はどこにあるかといふことになりますが、党の正式機関でこれを検討したといふことはございません。それからまた、当然政府も正式機関でこうすることをやつたことはございません。

○國務大臣(加藤六月君) 世に一部にそういうことをおっしゃつておられる経済学者もおられることがあります。このことを承知しております。

○下田京子君 そういうことをおつしやると、當時の学校給食法というものがどうだったのかといふことを聞きたいんですね。学校給食法は何て書いてありますか。

○説明員(石川晋君) 当時の昭和二十九年に学校給食法ができたわけですが、学校給食法は「この法律の目的」として、国民の食生活の改善、それから児童の健康の育成、こうすることを目的にした法律というふうになつております。

○下田京子君 この学校給食法の提案理由の説明

つたというふうに承知をいたしております。

○下田京子君 そのときの価格差補給金、二十四年から二十七年のたつた四年間の間で、何と二百七十億円です、米麦合わせですけれども。つまりこれだけ国内麦の方が安かつたんです。そして、食管法が成立した翌年、昭和二十八年にアメリカの麦、穀物が過剰になつて、それを押しつけるためにMSA協定が二十九年に成立されているんです。この内容、報道によれば、今の日米貿易不均衡のは正に役立つだけではなくて、その他もろもろ、牛肉、オレンジ、米なんかの日米農産物貿易摩擦の激化が広がつてゐる中で、一定役に立つのではなかろうかというようなことで四年間で十三億ドル、実に二千億円です。一年間で五百億円でしょ。それを国内には輸入しないけれども、それを第三国へ援助という格好でやるという話の記事なんですね。いろいろ話は出でているようですが、正式に外務省から話が出たときに大臣としてはどういう態度をとられるんですか、きつぱりとお断りになられますね。

○國務大臣(加藤六月君) これは一つには問題なのが、余剰農産物の購入協定なんです。大臣うなづいておられますね。そのときこの協定に基づいて日本は約五千萬ドル相当の麦を購入したわけです。日本円にすると約百八十億円です。アメリカはそのうち約二割、その一部を愛知農業用水等に使ひましたり、はあるんですが、あとは日本の兵器産業、そして日本にいる在日米軍のための武器購入等々にも回されています。この学校給食法なんです。あわせて同二十九年にできたのが学校給食法なんです。この学校給食法というものが何なのか。まさにアメリカの余剰小麦の買い付け法と言つてもいいんではないか、そういう性格であった、これまた否定できませんが、あとは日本の兵器産業、そして日本にいる在日米軍のための武器購入等々にも回されています。この学校給食法という背景があるんです。あわせて同二十九年にできたのが学校給食法なんです。この学校給食法というものが何なのか。まさにアメリカの余剰小麦の買い付け法と言つてもいいんではないか、そういう性格であった、これまた否定できませんが、どうですか。

○國務大臣(加藤六月君) 世に一部にそういうことをおっしゃつておられる経済学者もおられることがあります。このことを承知しております。

○下田京子君 そういうことをおつしやると、當時の学校給食法というものがどうだったのかといふことを聞きたいんですね。学校給食法は何て書いてありますか。

○説明員(石川晋君) 当時の昭和二十九年に学校給食法ができたわけですが、学校給食法は「この法律の目的」として、国民の食生活の改善、それから児童の健康の育成、こうすることを目的にした法律というふうになつております。

○下田京子君 この学校給食法の提案理由の説明

要旨を読みます。今にかかるところだけ申し上げますと、学校給食法の目的に基づき実際にどうしてその余剩小麦を受け入れていつたか。「我が國の現下の食糧事情から申しまして、今後国民の食生活は、粉食混合の形態に移行することが必要であると思うのであります。米食偏重の傾向を是正し、また粉食実施に伴う栄養摂取方法を適正化することは、なかなか困難なことでありますので、学校給食によつて幼少の時代において教育的に配慮された合理的な食事に慣れさせることが国民の食生活の改善上、最も肝要であると存じます。

なお、当時の我が國の食糧事情という問題、あるいはまだ一時言われた米を食べれば糖尿病になる、粉食を食べれば糖尿病にならぬという、世間でいろいろ言われたこと等を今の御質疑を通じて思い出しておきますが、またある面では我が国は米食と並びましてだんごといふおいしい民族的芸術食品を生み出していることもこの際申し上げておきます。

場を預かる文部省としては、これらこの値引きの率をまた下げるなどというようなことがないよううに御希望されていると思うんですけれども、その辺どういうお考えなのか、一点。

それからもう一つ、独自におやりになつていくべきという点で、私は何も特定のお米をどうこうと言ふことはありませんが、ただ学校給食用に回つてゐるお米というのは一、二類が四割で、三類が約六割、資料いただきましたてわかりました。しかし、いずれにしてもそれぞれの産地のお米があるのは米だけじゃありません、野菜だとか果物だとか、内貿も含めて学食給食の中こもつと取り入れ

給食導入のときに、パン食との間での価格差を埋める、あるいは米飯給食の普及を図るということです。値引き措置が講じられているものござりますが、そういう観点から今後の値引きの価格等につきましても関係省庁と協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○下田京子君 今の文部省の御要請、受けて立つてくれますね、食糧庁長官。

○政府委員(後藤康夫君) 私ども学校給食用の米につきましては、文部省今おつしやったとおりございまして、いろいろ地域レベルでの取り組みも丁寧であります。私ども

卷之三十一

○説明員(石川晋君) 当時の学校給食は、学校給食と申しますのは昭和二十一年、戦後の我が国

大変食糧事情の厳しい時期に始まつたといふものでございますが、そういう背景を受けまして、昭和二十九年に法律を制定するに当たり、国民の食生活の改善等を目的とする、特に学校給食はその時脱脂粉乳、それからパンというもので実施していくといった経緯、背景をもつてこのような提案理由ということになつたと思ひます。

一緒になつて、食生活改善だ、パン食普及だ、粉食奨励だといっておやりになつたじやありませんか。

それで私は、しかしこうしてつくられた学校給食の中で、昭和五十年に一部今給食のあり方等についての食生活の再確認ということが議論になつて、米飯が取り入れられたというのは意味がある。これが、この問題を解決する一つの手である。

○説明員(石川晋君) 学校給食の御飯の給食といふのは、先生お話しのとおり、五十一年から計画的にその普及を図ってきたわけであります。が、その目的とするところは、我が国の食生活、食糧事情というものを勘案しながら、学校給食を通じて、食文化といいますか、こういいうものの多様化を図る、こういった意味で教育的に有意義ではないかと、こう二点に合意につきまつた。こういふ點

それから、学校給食用のお米の値引きの問題でございますが、これは私どもの食糧管理勘定の予算の問題になるわけでござりますので、予算組成までの過程で毎年決めていく問題でございますけれども、文部省ともよく御相談をしながら、六十二年度に見直しをやつたといふことも踏まえまして、十分慎重に検討してまいりたいと思つております。

○下田京子君 大田 どうですか 一昔学者じ
ありませんよ。法律の提案理由説明にそういうう
とが明確に出てるんです。しかもそのときの議
論、これはいろいろやりとりがありますけれど
も、今言つたくだりの、幼いころからその小説を

ることだと思ふんです。たゞ一学年終食法そのものは依然として「小麦又は小麦粉を」ということになつております、政令あるいは省令等で米飯の導入ということになつてゐるだけなんです。ですから、この導入に当たつても今多くを読み上げ

点から考えますと、第二点に当たりますが、おもしろいお米を、特に地元のお米ということは大変意味があることだと思っております。現在食糧庁の方から供給されているお米も、そういうことで貢

○下田京子君 前向ぎの答弁ようやく一つ出来た。
そこで、確認したいことなんですかけれども、大臣、何と言おうと、実は農水省のOBになります

主原料とする粉食、パン食になれさせていこう、つまりアメリカの小麦戦略に基づいてその一環として学校給食が制定された、これでも否定されまさか。

るつもりはありませんけれども、実施に当たっては、地域や学校の実施及び条件整備の進捗状況を勘案して、画一的、強制的にならぬようとにうただし書きまでついているわけです。そうです

則として地元産の新米が各学校に供給されて、いろいろな理由でございますが、特にそれらのうち自主流通米として出回ってしまうようなものについても、地元の生産者あるいは市町村が協力して学校に供給して、これがまた一つの問題であります。

○**國務大臣 加藤六月君** 私が言つた一部学者といふのは今日は今日という意味でありまして、今日いろいろのことが言われておる中に、その当時のアメリカの大統領アイゼンハワーが日本人に小麦の種しつけ法としてやつたというようなことを今日いろいろ言われておる人がおります。そのことを趣して申し上げたわけでござります。

ね、そういう中で、しかし伝統的な食生活である米飯を学校給食に取り入れていったという点を評価して値引きもなされたと思うんです。文部省、この点でさう一回ほど、この学校給食の米飯用のお米の値引き率が下げられてきている。来年概算要求、大体骨子まとまつてきました。これからは農水省との協議になるでしょうけれども、直接現

結していいたくともうなことも、一昔の県町村で行われておりますが、これらのこととは、学校給食というものを通じて家庭や地域と学校の連携がより深まる、あるいは学校給食が一層充実するという点では大変結構なことではないかと思つております。

また、第一点目の御質問でござりますが、米飯

要請されてきてはいるものの相源は何からかといふことは、このうえで、

日米関係が他の欧州諸国と決定的に違う点は安全保障条約にある。だから日本の防衛問題と経済開拓問題は絶えず裏腹の問題として日米間では出てくる。基本的には日米安全保障体制のもとで、経済もリンクで考えねばならなくなつて

るところに問題がある。

と、こう言っているんです。私は、もう時間がないから、この指摘非常に重要なと思うんです。全く安保があつて今の農産物のいろいろな市場開放要求なども出てきていると思います。しかも、それが具体的にどうあらわれているかという点で、

まず最初に事実だけ確認してください。

一九八〇年九月、これは第二次ジョーンズリポートという格好でアメリカで出されているんですねけれども、どういうふうに言っているか。「農産物貿易問題の解決のカギは、日本農業の長期的構造改革と米国の供給保証にある。」、「こういうふうに言つております。そして「日本は大豆、小麦、飼料用穀類について、米作からの転換の必要もあり、自給率向上を望んでいるが、これは米国的主要な輸出品である。……日本がかかる穀物の自給率向上を強調することは新たな保護主義の危険を生む懸念がある」、こういうことを言つています。次、八一年の十月に第三次ジョーンズリポートが出来まして、「日本では小麦の価格も、消費者がコメの代わりに小麦に向かうために、人為的に高く維持されている。こうした人為的な高価格によって小麦の消費が抑えられているため、日本での小麦の消費が抑えられる」と考へられる、こういう事実、これは何も認める認めないではないなくて、あることは承知していると思うんです。

続いて問題は、一九八四年九月、日米諮問委員会報告の中で何と言つているか。米、小麦など広大な農地規模を必要とする作物はやめなさい、果樹、野菜、そして草花など小規模農地で効率的に生産できる農業生産に構造転換すべきだと、こう言つておられるわけです。このときに初めて日本政府を代表して中曾根さんがロン・ヤス関係だといふことであつて立つ、その中で出でたのが前川リポートであり、あるいは行革審査申であり、農政審査の方向、こういう状況で今の日本農業が本当に向うでいるのか、つぶされるのかという問題の根源になつておられるんだということが明らかだと思うんです。私はこういう路線でもつて農業つぶしを

断じてさせてはならないと思うんです。生産性向上の名において、品質向上の名において、今すぐ価格決定ということありますけれども、日本農業のこれ以上の縮小をさせない、縮小か振興かという点での大臣の決意を聞かしていただき質問を終わります。

○國務大臣(加藤六月君) ジョーンズ報告の件は承知しております。また私も農林大臣になる前に、さらにそのずっと前にもたびたびアメリカに行つておりますが、あるアメリカの有力議員が日本へ初めて行つた、成田へおりて東京まで行つたけれども、あの間に田んぼや畑が見えた。あれは全部日本はゴルフ場にすべきではないかというようなことをまじめに提案してきた議員も実際におりました。

まあいろいろなことがあるわけですが、一つだけ申し上げておきたいのは、我が國の農産物開発を迫つておるのはアメリカだけではありません。ケアンズグループを初めとして多くの諸外国が我が国にいろいろ言つてきておるわけでございまして、日米安保とアメリカの関係でアメリカが我が国の農業開放を迫つてきておるだけではないということをひとつ御認識いただきたいと思います。

私は、最近の世界農産物貿易、きょうも御意見の中におきましたけれども、農産物の過剰供給といふことをひとつの御認識いただきたいと思います。

私は、今価格の中にあち込んでしまつておられる生産奨励金をこれまで分けて、生産費方式で価格を決定するわけだから、生産費の上積みの生産奨励費を分けて、そして規模拡大する農家にそれほど多く支払はれておられない。副業農家やいわゆる第二種兼業農家や小規模農家といふものには、まあこちらの水田転作で集団的にやるやつはそれでいいとして、小さな生産規模でやるものにはそういう生産奨励金はつけないでいく。何か差別化していかないと土地が出てこないのじゃないかと思うんですが、どういう国際情勢といふものも冷静に見ていかなくてはならない。そういう中で我が國の貿易黒字が九百億ドル、あるいは対米貿易黒字が五百億ドルを超すという、この一事をいつも諸外国が、あるいはアメリカの有識者が追つてくるわけございます。我が國全体としてそういう問題、考えなくてはならない問題も率直に言つてあるわけでございま

ばくして言つております。もちろん農林水産大臣として、また農林水産省としては省を挙げて我々が國の農業が生き残れるためのあらゆる手段、方法を講じていくということをございますので、誤解のないようによろしく御認識いただきたいと思います。

○三治重信君 麦のパリティ価格から生産費方式に変えていくのは、一つの伏線として、だれでも予想しているように、農政審の答申の線に沿つてできる限り国際価格に近づけていくという基本方針から出でているわけなんですが、そうすると、結局価段を下げていけば農家の所得は減る。それを減らさないためにはやはり一戸当たりの農家の生産規模を拡大しなくてはならない。こういう結論になるわけなんですが、そうすると小麦をつくる農家の生産規模を拡大する方式をどういうふうにして性急にやれるかということなんですが、その方策についてどういうお考えを持つておられるか。

私は、今価格の中にあち込んでしまつておられる生産奨励金をこれまで分けて、生産費方式で価格を決定するわけだから、生産費の上積みの生産奨励費を分けて、そして規模拡大する農家にそれほど多く支払はれておられない。副業農家やいわゆる第二種兼業農家や小規模農家といふものには、まあこちらの水田転作で集団的にやるやつはそれでいいとして、小さな生産規模でやるものにはそういう生産奨励金はつけないでいく。何か差別化していかないと土地が出てこないのじゃないかと思うんですが、どういう国際情勢といふものも冷静に見ていかなくてはならない。そういう中で我が國の貿易黒字が九百億ドル、あるいは対米貿易黒字が五百億ドルを超すという、この一事をいつも諸外国が、あるいはアメリカの有識者が追つてくるわけございます。我が國全体としてそういう問題、考えなくてはならない問題も率直に言つてあるわけでございま

方策、こういうことになると思う。その第一には、やはり私は第二種兼業農家の方から土地を供出されるような指導体制というのか、価格体制というよりほかにないじやないのか、こういうふうに思いますが、どういう方策で生産規模を拡大していくのか。

○政府委員(浜口義晴君) 御指摘のとおり、生産性を上げていくためには、そして生産コストを下げいくためには、土地利用型農業においてはやはり規模を拡大していくといふことはどうしても必要だというようになります。

昨年の十一月に御報告を賜りました農政審議会におきましても、このアプローチの仕方ということで、大きく分けまして二つの道を提示しているわけでございまして、一つはやはり個別経営農家の規模拡大という道でござりますし、もう一つは集団を活用いたしました規模拡大ということでござります。そういうことに応じまして、水田の場においては、麦あるいは大豆と水稻を組み合ったものの中でも单収あるいは労働時間、そういうことで、高水準の水田農業における生産性の試算というものがなされておりまして、その中におきましては、麦あるいは大豆と水稻を組み合わせた形の中でも単収あるいは労働時間、そういうことで、高水準の水田農業における生産性につたもの改善を図りながら、コストというものについてほぼ七十年を前提にいたしまして大体五割程度のものにしていこうということが出されているわけでござります。

なお、この数字の点につきましては、一応理想的な形でございまして、それぞれの今申し上げました二つの道といふのは、やはり地域におきます土地条件あるいは経済的な意味を含めますいろいろな土地の借地がしやすいとかと、あるいは土地の流動化が進みやすいかというようなことでございまして、前者につきましては四通り、例えば農業の受託により作業規模の拡大を図るタイプといふのが主流になるのではないかというような具体的な提案がなされているわけでござります。

後者におきましても、三通りの道がございま

て、例えば都市近郊等兼業化地帯におきましては、生産組織の機能分担という形で、兼業農家も包摶をいたしまして、中核となる農家を中心にして組織が行われるべきであるという提案がなされているわけでございます。

こういった提案を受けまして、私どもいたしましては、これが各県におきましてどういう程度の実情、実態を踏まえた上で具体的な姿ができるかといふ問題につきまして、来年度予算におきまして各県に一地区ずつのモデル地区をつくつていただくべく予算等を要求しておるところでござります。

○政府委員(後藤康夫君) 生産振興調整額にお触れになつたわけでございますが、生産振興調整額の取り扱いにつきましては、これがパリティ方式のもとで取り入れられた価格算定上の考え方といふことでございまして、算出された価格の中でパリティ部分と生産振興調整額といふのは別に区別されておるわけではありません。混然一体になつてある一つの価格ができるおることでございまいすが、改正法が成立をいたしました後、米価審議会で算定方式について御検討いただきまして、この生産振興調整額の取り扱いについても、あわせて当然のことながら価格算定方式の中で検討していただきたいことになりましたので、その検討にまたざるを得ないわけでございます。

先生おっしゃいますように、もしも価格という形で農家について一定の性格に応じて違った価格を立てるということはなかなか価格政策上は、やはり一部追加というようなことがござりますので、難しいかなといふふうに思つております。たゞ、最近の内外価格差の拡大とか製品輸入の増加傾向といったような状況の中、生産性の向上が急務になつておるということからいたしますと、農政全体の中で価格政策にも財政負担がございましたし、そのほかいろいろな生産対策、構造対策でも財政負担がございます。そういうもののバランスを、やはり生産対策、構造対策というような

ものに傾斜をしていくとか、あるいは価格政策の面でも価格水準そのものについて、構造政策との連携を強めていくといふ方向というのには、やはり今後考えていかなければいけない問題だと思います。

○三治重信君 段二人の方向で大体想像がつくわけなんですが、そうだとすると、価格の生産費方式の中では、今度の米審で麦作生産奨励金というような漢としたものは加えないで価格が決まるといつても、元來積んじやつているわけだから、そうち簡には減らないだろうと思うんです。それを減らして、そりして麦価を若干生産費から減らしたならば、そういうような生産拡大の委託生産なり、それから生産の組織が集団的にやるようなところに奨励金を出すとか、もう何かそれ相当やらぬとこれ僕は生産費が下がらぬと思うし、また、実際に品種でいくと麦はえらい、大豆よりも一つ問題があるね、品種が非常に低劣だという。需

要に合わぬというわけだ。それと合わすといふことになつてくると、これは個別の計画はできるだ

け生産規模の拡大の指導的な農作業をやる人の方がよりいいというようなことで、麦は大豆よりも、これから、そこらひとつ今度の改正でぜひやつてもらいたいと思うんです。

それと、麦は転作が、主として米の生産制限かかるその裏作として麦を奨励したために麦づくりがえらいふえてきた。ふえてきたんだけれども、どうも麦は消費がそれほど、需要の方がいやだいやだとうこう言つてゐるのに、さらにこれづくれと、こういうことになつてくると、これはどうもひと

ふうに見えるか、こういうことをひとつ話題にしてみたまうわけなんだ。その場合に、やはり私は前回の農林水産委員会のときでも、この水田の生産制限のときにはわゆるこういう原料米や、ことしまたちよつと試作をするという飼料米といふような線が出てきているんだけれども、これは前回の農林委員会をやつたときに、この過剰対策のときにはこれを盛んに言つたわけ。ところが、食糧庁は断固として生でつくめる米以外は水田につくらせまい、こういうふうにしたんだが、どうもこの水產委員になつて帰つてきてみると、と、他用途米とかいう非常にハイカラな名前をつくつて水田につくらしているね。それからまた、ことしから銅料米のやつも試作としてつくらせることは、これはこうやつてもうきちんと政策決めちやつてかと思うんですね。そういう意見が一つ。

それからもう一つは、やはりどう考えてみてもこれはこうやつてもうきちんと政策決めちやつているからこれは当分続くんでしようけれども、それは続けていいんだけれども、水田農業確立助成金というのは、これはどう考えてみても生産規模の拡大や生産性向上に役立つ補助金では絶対ないと思うんですね。これはもう従来の所得を補償するだけ、そういうふうに思うんですが、その点についての御意見を。

○政府委員(後藤康夫君) 他用途利用米と飼料用米のお話をございましたが、他用途利用米につきましては、米の需要の拡大、それから水田の有効利用を図るという観点に立ちまして、転作として

生産計画を、そう急に減反をふやしたから急に麦作をふやす、十何%ふやすというんだから、これはことし大変なこつちやなと思うんだけれども、そこをよく見てやつてもらいたいと思うわけなんだが。

そこで、僕は水田の過剰対策というものが今、七十七万ヘクタールではなくてもじやないがこしの豊作からいくといふといかない。いかないといふことになつてくると、ことしから始まるこの水田農業確立対策というものが何となく初年度から非常に基本数字が危ういものになつてしまふやせぬか、こういうふうに思うわけだ。しかし、今後六年間、前期と後期として一応決めたところだから、それを変えるということをも要請するわけではないんだが、そのせつからく決めたやつをさら

にこれがこう六年間このままで僕はもたぬよう気がする。

そうすると、この次は三、四年たつてどういうふうに見えるか、こういうことをひとつ話題にしてみたいと思うわけなんだ。その場合に、やはり私は前回の農林水産委員会のときでも、この水田の生産制限のときにはわゆるこういう原料米や、ことしまたちよつと試作をするという飼料米といふような線が出てきているんだけれども、これは必ずしもこのところあるんだろううけれども、こんなものも研究して、それからどういうふうにするかと、それからえさんなどいふるのはこれは無限大に輸入しているわけなんだから、その中にちょっと

ませるぐらい、幾ら生産したつて大したことない、まさるぐらい、もう小麦と外麦をまとめて値段上げるよりか飼料用としてつくつたやつを輸入飼料に、これも用途によって混入できるところとで

きぬところあるんだろううけれども、こんなものも研究して、それからどういうふうにするかと、もうトウモロコシやトウキビなんかと合うようないいとこだらうけれども、こんなものも研究して、それからどういうふうにするかと、それは早くに研究してやつしていく方がいいんじゃないのかと、それからもう一つは、やはりどうか考へてみても生産規模の拡大や生産性向上に役立つ補助金では絶対ない

米を生産しながら主食用より低い価格、生産費の手取り価格が主食用の約半分でございます。それで、加工用に供給する仕組みにいたしまして、五十九年度に導入をされました。それで当初なかなか実行上の難しさもございましたが、現在ではすつかり定着をしてまいりました。ことしから発足をしました水田農業確立対策におきましても、用途の拡大を図りながら数量を増加さしているところでございます。

小麦の製品関連をしまして二次加工品の輸入というような問題が当委員会でも御議論ございまして、お米につきましても、やっぱり二次加工品で自由化物資のものがございます。こういった点から考えましても、加工用需要といふうなものを合理的な価格で供給して国内産米の需用先として確保し、また水田の生産力を活用していくという点からいきましても、私どもこの他用途利用米をこれからも育てていきたいというふうに思つておるわけでございます。

それから、飼料用米でございますが、これも水田農業確立対策の中でとにかく一つの考え方として生産者の自主的な取り組みというのを基本にしながらメニューや中に入れたわけございまして、これにつきましては何といましても相当多収のものが開発をされませんと、飼料用の価格と現在の米の価格との差が余りにも大きいくらい問題がございまして、主食用でございますと、ことし五・九五%の引き下げをいたしましたけれども、トン二十九万円ぐらいでございますが、飼料穀物の国際価格の低下と円高によりまして、飼料としては恐らくトン一万五、六千円の値段にしか輸入飼料との価格競争関係からすると売れないということがございまして、この辺のところを、一つは飼料用の品種開発というようなことがどこまでできるか、

〔委員長退席、理事高木正明君着席〕

それからまた、ある程度やはりこれ生産者の共補償というようなことを伴いませんと三十万円近いものがほとんど一万五、六千円ということでござ

いますので、その辺をどういうふうにカバーしてあるわけでございます。

○政府委員(浜口義曠君)

ただいま第二の点で先

生御提起になりました水田農業確立助成補助金の問題でございます。この点は、私どもこれまで実施してまいりました稻作転換方式といったものにつきまして、各地域におきます農家の方々の工夫あるいは経験といったようなものに依拠しまして、今回六十二年から新しい施策として発足するに当たりまして徹底的な議論を内部でやりました。それで、今申されましたいろいろこの対策につきましては新しい試みと新しい柱というものを立てたわけでござりますけれども、特に奨励金のものにつきましては、従来からの米から他作物への転換を重視しました奨励措置といったようなものを変えまして、構造政策的な視点にいこうというようなことから、奨励金の名前も助成金というような形で名前を変えました。

〔理事高木正明君退席、委員長着席〕

何としてもそういう生産規模の拡大と生産費の引き下げという方向に相当馬力をかけたやり方であります。それで、これにつきましては何といましても相当多収のものが開発をされませんと、飼料用の価格と現在の米の価格との差が余りにも大きいとい

う問題がございまして、主食用でございますと、

いかとかというようなことが非常に大きな問題としてあるわけでございます。

○三治重信君

大分御説明で苦心の存するところもわからぬわけではないんで、方向は僕が素人なりに考えた方向と当たらずといえども遠からずの方向で努力されていくことだろうと思っておるわけなんですが、

この内容は、一つは加算制度にその点があらわれておりますけれども、稻作転作を通じる生産性の向上を目指といたしまして、農地流動化による規模拡大、あるいは担い手を中心とした生産性の育成というのに配慮して交付していく、そういうものでひとつは交付金の加算というものを定めたわけでございます。さらに、これにつきましては各地域におきまして農業者が共補償といったようなことを自主的に、自発的にされたわけでござりますが、そういったような全国各地におきましては、新たにひとつの交付金の加算というものを定めたわけでございます。さらに、これにつきましては、一生懸命になつてつくらして金たくさん出すよりも、ここまで踏み込むならむしろ米の品種改良なりその用途別の品種にして、つと徹底的、大たんに変えていく方が遠回りのようでも結果としては近道のようになることもひとつ考えてやつてもらいたいと思うんです。

○國務大臣(加藤六月君)

世界農産物の過剰状態

をしてバランスをとらにやいかぬということで大転換も必要なんです。

もう一つは、僕はやはりあれだと思ふんです

が、外国から日本に輸入せし輸入せい、こう言うのも、やはり基本的に日本の農業生産の基盤的な維持というものの限界というものを決めて、それは先進国の中でも日本が国民に対する農業生産物の供給割合はこの辺までを限度と考え、それ以上に

いう試みがなされたところでございます。

○國務大臣(加藤六月君)

世界農産物の過剰状態

がいつ解消するかと言われますと、これはなかなか

か難しい想定でございます。今日世界における天

ちなんに、こういったものにつきまして全国各

政策的なものに変換をしたということでございま

す。

○國務大臣(加藤六月君)

世界農産物の過剰状態

はそういうので過度の結局補助金をつけても、ま

あ米が過剰ぐらいでほかのはそう大して過剰でな

い。だから、米の過剰に対してもほかの作物に転換

候あるいはいろいろな問題もありまして、一つはソ連の作況、一つは中国の作況、一つはインドの作況等もいろいろ今後世界の農産物貿易に影響が、ストックの解消はどう響いてくるかということがあるわけでございます。片一方また、世界がこれほど穀物過剰になつておきながら相当多くの国で食糧不足で飢餓状態になつておるという、こういう現実もあります。後段の分は御質問の趣旨でなかつたわけでございます。私は、こういう今日の世界におけるまず農産物輸出の奨励金問題等につきましても、あるいはこれに伴ういろいろな市場開放問題についても、一つの、へ理屈や言いわけではなしに、日本自身が哲學といいますか、日本がはつきりした考え方を持つていかなくてはならないと考えております。

そういつた中におきまして、一つは日本は世界最大の農産物の輸入国であるということ。それからいま一つは、したがつて世界農産物貿易に最大に貢献しておるのは我が日本であるということ。そこら辺からいつもも言つておるわけですが、それでも、またじつと考えますと、今日のような競争、農産物のダンピングということは、ある面で言うと、これは誤解を招いてはいけませんけれども、日本のように世界最大の農産物輸入国にはメリットに働くことも率直に言つてあるわけです。しかし、これはある面では不安定な状態であります。私たちには、そういう面、国民に対して安定供給という立場があるわけでございます。したがつて、OECOあるいはベネチア・サミット、そうして一番にやめてほしいのは輸出奨励金という問題でございまして、そこら辺をどうやるか。

ある面で言いますと、ウルグアイ・ラウンドの合意ができたときに、アメリカは最初、これを一番にやめるというのでファーストラックといふ表現をしていろいろ国際的に働きかけてきましたが、昨年の暮れぐらいからファーストラックといふことを言わずにアーリーハーベスト、早い結

果、収穫を期待しようではないかということです。ざいまして、そこら辺、ウルグアイ・ニューラウンドにおきましても、新しい交渉、ルールづくりについてアメリカは既に一つの提案を行つておるところでございまして、これから諸外国がいろいろな提案を出すと思いますが、とにかく農産物のストックの解消ということと輸出奨励金、補助金、これをやめるということは非常に大切でございますけれども、また一方、農業というものはもうそれぞれの国がそれぞれの国情に合つたような国境保護措置といいますか、助成措置を含めていろいろな問題を持つておるわけでございまして、一般工業製品のようなわけにはいかないところに私は今日国際的ななかなか解決しない問題があると思うわけでございます。

そういう中にあって、ある面で言いますと、世界最大の農産物輸入国といふことは、農業生産においても日本はある面で国際分業しておるんだと、先ほどお答えしました飼料作物に関するようないことは、ある面では国際分業をちゃんとやっておるんだという問題があります。そういう中で、今後我が国の自然環境といふものを保全しながら、どうやって一定の自給率を維持していくか。それから農業においてもこれからは失業問題、雇用問題が非常に大切になつてきております。私は、そういう面については政府・与党の会議、関係閣僚会議においても、農村における失業問題、雇用問題を考えてほしいということも強く訴え、またベネチア・サミットにおいても農業における雇用という関係の言葉が入つたのはそういうところにあるわけでございますが、結果的に、今日我が国が置かれておる立場といふものを冷静に見ながら、国内においても国際競争力のある農業というものを育てていく。この表現は足腰の強い農業という、あるいは農業として自立する農業といふ表現、いろいろあります。ある面では国際競争力のある農業といふものを、しかもそう時間がなければ、大至急育てるべきものは国際競争力あるもの

に育てていくところに今日の我が国の農業の置かれておる立場がある。どうもお答えになつたかどうか、脱線しましたが、私はそのように考えておるところでございまして、これら諸外国がいろいろな方向に進める。もう一つ考えられますことは、現状の中でも改善をしていく方向。それから三番目に考えられることは、現状の枠を取り外す方向で改革を進めていく。この三つの方向が考えられると思います。大臣はどの方向で改革を考えておられるのかお尋ねしたい。

立法考査局の資料によりますと、加藤農水大臣はかねて食管制度改革の必要性を強調され、しかも食管の根幹を堅持して改革を進めると言つておられます。ならば、食管の根幹を堅持した改革とは一体どのような改革を考えておられるんですか、お聞きしたい。

○國務大臣(加藤六月君) 食管制度の根幹といふのは、私は米を政府が責任を持って管理することにより、生産者に対してはその再生産を確保し、また消費者に対しては安定的にその供給責任を果たすという制度、これを私が表現した食管制度の根幹、あるいは食管制度の基本という表現もしておりますが、ここら辺を維持するということです。

しかば改革ということでございますが、これは昨年の農政審の報告もいただきましたが、農政審のその報告の方向に沿つて、事情の変化に即応して国民の各階各層の皆さん方の理解と協力が得られるような適切な運営、改善、改革を行つていただきたい、こういうお答えを今までにしておるわけでございます。具体的には、まず第一は生産者米価の適切な決定、二番目は自主流通米の拡大等による米流通の活性化。次は、集荷、販売の両面にわたる流通体系への競争条件の導入、それから四番目は、米の需給調整と政府の過剰在庫発生防止のための生産者・集荷団体等の主体的取り組み、こういった面における運営改善、こういったものを国に置かれておる立場といふものを冷靜に見ながら、国内においても国際競争力のある農業といふものを育てていく。この表現は足腰の強い農業といふ、あるいは農業として自立する農業といふ表現をしておるわけでございまして、これが非常に複雑また多岐であります。例えば、ことし復帰十五年目になるわけですが、十五年目にして初めてこの食管法の網をかぶさる、そういう時点で年度は改まる、こういうことを考えますときには、沖縄の十五年の間に歩んできたそれを経過とこの食管法との一体結びつきからいろいろと問題が発生しておるんです。それで、その具体的な問題について四、五点お尋ねする前に、次のことをこの機会にひとつ再確認していただきたい

○喜屋武真榮君 もう一点お聞きします。改革の

というふうに思います。

これは沖縄における稻作農家の実態、いわゆる収穫農家の数がたつた九百戸、そして作付面積、沖縄に陸稻はございません、水稻のみ七百四十九ヘクタール、収穫量が二千四百十玄米トンですね。そうすると、沖縄県民の年間米の消費量は、約百二十万人であります、足りません。約百二十万と押さえて消費量が年間八万トン。そうしますと、県内の沖縄県民の稻作の自給率はたつた三%なんですね。そうすると九七%は輸入米、こういう状況なんですね。

ところが、なぜそうなったかということを、この機会にまたよつて申し上げますと、今から四十二年前の米軍の上陸とともに山を崩し、畑をならして水田を埋める、ブルドーザーで平たんにして戦争への道を、南部戦線への道を築いてきました。そして今日、コンクリートで固められておる。こういうこととさらにもう一つは、水田を埋めてサトウキビの転作に変わつたという、この二つの面が、今日といえども稻作の自給率がたつた三%の実情であるということを理解してもらいたい。

だから、沖縄では減反政策とかということは無関係である。増反政策をいかににするかということが課題である。そうして生産性の向上、それから品改良、このことが今当面の問題として力を入れなければいけない、また入れられておる、こういうことなんですね。幸いに、細々ながら昨今の水稻の成績を見ますと、沖縄が上位で全国で良と評価されておるわけです。これは一縷の喜びでございますが、こういう実情を踏まえてこれからのお尋ねで不在でござりますので、私からお答えを申していこうとしておられるかお聞きしたい。

○政府委員(後藤康夫君) 担当局長が突然のお尋ねでござりますので、私からお答えを申しますが、どうかわかりませんけれども、ただいま喜屋武先生から、いわば戦後の沖縄が歩まれました苦難の道というものを踏まえて今後の沖縄の稲作なり、あるいはまた米の問題について考えていくようにといふことを、それは私自身それを実感しておる

どもそのお気持ちを受けとめてこれからいろいろ

考えてまいりたいと思つております。

○喜屋武真榮君 ひとつ今の稻作の増産、品質の改良と向上、量産の面ですね。この点は大いに力を入れて検討してもらわなければいけないということを要望しております。

次にお尋ねしたい一つは、沖縄の本土復帰後十五年間にわたって実施された食糧管理法の一部適用除外の、いわゆる特例措置という形で今日に至つておる。その見直し論が今問題にされておるわけですが、まだ食管法の適用も受けたばかりの沖縄が見直しによってまたさらにならうことになるだろかということを心配しております理由は、最初、復帰直後の沖縄におけるいわゆる特例の措置は、米価は四分の一から始まって漸じて、そしてだんだん値上げをしまして、そして十五年目ににして本土並みにならなければいけないことがあります。本土並みにならなかったということは高い値段に吸い込まれたといふことなんですね。そうすると、沖縄が近づけるという努力が行われまして、その結果、米麦価に関する特例措置が六十二年五月で終了いたしまして本土と同一になつたということ、それからまた、十五年間の間に流通体制の整備も進んだといったことがございまして、食糧管理制度への移行がスムーズにできるというようになつたという背景が一つございまして、国民の主食供給を図るために、食管法のもとで国が責任を持つ価格も含めて安定供給を図るというとの必要は沖縄県においても変わるものではないといふに私どもも考えておるわけでございますし、沖縄県といたしましても、県御当局の方も県民生活の安定を図るために食糧管理制度の適用を要請いたしておりますことから、今回沖縄県におきましても本土と同様に食糧管理制度を適用するということにいたしたものでござります。

次に沖縄における米の流通の問題でお尋ねしますが、現在の米穀の流通は指定業者、それから卸販業者、小売業者のこの三段階制になつております。ところが、本土の場合には卸と小売、二段階ですね。このように大きく違つておる。そこで気になりますことは、今回のこの食管制度の適用による制度の移行は、沖縄の場合どのようなスケジュールで運ばれるのでしょうか、このことも非常に不安の種であります。お聞かせください。

○政府委員(後藤康夫君) 改正法のもとにおきます沖縄県の米の流通につきましては、沖縄県での実態というものがござりますので、これに配慮しまして、県民生活に混乱の生じないようにしたいというふうに考えております。現在、沖縄におきましては、お話をよつておられますように三段階でございますが、私ども指定業者を卸販業者に、それから今卸販業者と呼ばれております方々を小売業者に、そして沖縄におきましては日本のお米屋さんという伝統的な概念に当たるようなお店ではなくて、いろいろなものをおつておられる、その中にお米を売つておられるというお店が一番最後の消費者と接触をしておられるところでございますので、これは

わけであります、それで沖縄県民がそういう気持ちで、本土並みになつた代償として一体この食管制の問題がどういうメリットがあるのかどうか、こういう疑問を持つてゐるんです。その点いかがですか。

○政府委員(後藤康夫君) お話をとおり、四十七年沖縄の復帰に際しまして、沖縄県におきます米麦価の水準が本土と非常に大きくなつて離れていたということ、それからまた、流通体制がかなり違つておる。その見直し論が今問題にされておるわけですが、まだ食管法の適用も受けたばかりで古米、古々米を持っていくといふようなことはやつてはおらないと思いますし、今後もまた戦中戦後にかけて大麥御苦勞なさつた沖縄県民の方々に我々がそういうようなことをしてはならないとわかる限りをいただきたいと思うわけでございます。

○喜屋武真榮君 私のさきのを否定しておられるようだが、本土と同じように良質米が全面的に行なわれたといふことは、よく最近はどうか知りませんが、少なくとも古米のまざつた米が来たという事実は私は否定はしません。確かにそれが過去においてありました。

次に沖縄における米の流通の問題でお尋ねしますが、現在の米穀の流通は指定業者、それから卸販業者、小売業者のこの三段階制になつております。ところが、本土の場合には卸と小売、二段階ですね。このように大きく違つておる。そこで気になりますことは、今回のこの食管制度の適用による制度の移行は、沖縄の場合どのようなスケジュールで運ばれるのでしょうか、このことも非常に不安の種であります。お聞かせください。

○政府委員(後藤康夫君) 改正法のもとにおきます沖縄県の米の流通につきましては、沖縄県での実態というものがござりますので、これに配慮しまして、県民生活に混乱の生じないようにしたいというふうに考えております。現在、沖縄におきましては、お話をよつておられますように三段階でございますが、私ども指定業者を卸販業者に、それから今卸販業者と呼ばれております方々を小売業者に、そして沖縄におきましては日本のお米屋さんという伝統的な概念に当たるようなお店ではなくて、いろいろなものを売つておられる、その中にお米を売つておられるというお店が一番最後の消費者と接触をしておられるところでございますので、これは

今度の法におきまして小売販売業者の販売所を、プランチというふうに俗称しておりますが、こういう制度を今度の法でつくつておりますので、ちょうどそれには位置づければすんなりとはまるのではないかといふふうに考えております。

時期の問題につきましては、流通業者の指定なり許可制、特に販売業者の許可制への円滑な移行を図りますためには十分な周知期間を設ける必要があるといふふうに思つておりますので、沖特法の一部改正法では「一年を超えない範囲内において政令で定める日」と規定をされておりまして、具体的には昭和六十三年、来年の二、三月を目途に施行をいたしたいといふふうに思つております。

また、この法施行の際に、現に米穀の卸なり小売りの業務を行つてゐる方々は、法施行の日から六ヶ月間は食管法の八条の三第一項の許可を受けないでその業務を行つておられるといふふうに規定されておりますが、法施行後六ヶ月以内に食管法に基づきます卸なり小売りの業務の許可の手続を進めるということによりまして、円滑な移行を十分な余裕期間を見て図つていくようになつたい、こういふふうに考えておるところです。ざいもう一、二お尋ねします。

この場合、特に米についての小売販売業者の営業が、沖縄の場合には法的には今規制がないわけなんですね。いわゆる自由である。自由に販売が可能である。そこで消費者は最も寄りの商店やあるいはスーパーとか雑貨店、非常に便利に気軽に消費者は米を買っておるんですね。ところが制度の改正によつて、自由に購入できる従来の便利がどうなるだろか、損なわれないだろか、こういふことを生活に結びつけて、家庭に結びつけて、それなりにみんな心配しておるわけなんです。このこともひとつ十分分配慮しておらつて、いわゆる言葉を変えて言いますならば、既得権の侵害がないうふうに尊重してもらいたいと、こう考へておる重ねてお望みます。いかがですか、その点。

○政府委員(後藤康夫君) ただいま申し上げましたように、沖縄県におきます販売業者の許可制を導入いたしますと当たりましては十分な周知期間を設ける、それからまた法施行後、一定の期間は販売業務の継続を認めることにして、そういう経過措置をとる期間の間に諸準備を整えて円滑に移行ができるよういたしております。しかし、先ほども申し上げましたように、沖縄の現行の流通実態に即しまして、現在三十五ございます御販売業者を小売業者に、それから約八千あります小売販売業者を販売所に位置づけるように考えておりますので、小売店なりスーパーなどで現在お米を購入している消費者に不便を來すというようなことがないよう、これは十分配慮をしてまいりたいと思います。

御案内のとおり、近年におきましては、本土におきましても米の小売販売業者につきましてはかなり新規参入も行われまして、先生御案内のとおり本土でもコンビニエンスストアでござりますとかスーパーなんかでも米が売れるような状態になつておりますので、本土でもそういう状態でございましてし、沖縄における現在の流通実態といふものを見分踏まえて対応しておるつもりでございまますので、御心配のないようにいたしたいと思ひます。

○喜屋武真榮君 くどいようであります。もう一つお尋ねします。それは、制度の改正によつて米の販売については沖縄側からしますと許可制になるわけですね。そうなりますと、現在の取り扱い各業者の生活の立場から、許可制の導入に当たつてはすべての業者の営業を、今まで取り扱つておる業者の営業を見つめていますとおりの精神でござります。何としておこなうべきかと申しますと、沖縄側から私から申し上げますと、必要があると思ひますが、またそうしてほしいとお思ひますが、その円滑な移行を図るために十分な配慮が払われるるに信じますが、念には念を押したのですので、許可の面から、どうなりますか、どう考へておられますか。

○政府委員(後藤康夫君) ただいまの先生のお考へにかかわらず、所長の御心配のないようになっておらぬこところにあるように思ひます。しかしながら、本年度に入りましてから米価の引き下げ、減反対して結構でございます。それで、またその衝に立場にある方々からすれば、これはもう必死に考えておる生活権の問題である。既得権の擁護であり、そして沖縄が、結局論的に言ひますと、國の犠牲、戦争の犠牲、戦争はそれが起こしたが、國だ。ならば沖縄の格差の、あるいは戦争による被害の一切の責任は國が負うべきではないか。こういった基本的な立場に立つて、沖縄開発庁ができたのは一体何のためか。そして特別措置法が一体生まれたのは何のためか。そういったことを十分に原点に返つて常に理解してもらわぬと、時がたつといふと、もういいんじやないか、これ以上要求するな、甘えじやないか、我々は決して甘えはいたしません。結論は本土並み、格差を是正していくといふこの終着の目的がある。だから、本土並みに到達すればいつでもお世話をなりました。もう来年からよろしくおこないますと、こう言ひたい。そう言わしていただきたい。そのことが戦争の犠牲を國の責任において償うということなんです。こういう意識を沖縄県民は叫ぶと呼ばないとかかわらずみんな潜在意識として持つておるということを十分認識していただいて御配慮賜りたい。大臣の所見を求めて終わります。

○国務大臣(加藤六月君) 沖特法をつくり、沖縄開発庁を設置いたしましたのも、喜屋武先生がおつしやつたとおりの精神でござります。何としておこなうべきかと申しますと、沖縄側から私から申し上げますと、必要があると思ひますが、またそうしてほしいとお思ひますが、その円滑な移行を図るために十分な配慮が払われるるに信じますが、念には念を押したのですので、許可の面から、どうなりますか、どう考へておられますか。

しかし反面、生産者の側にすれば、生産性の向上や品質の向上に本格的に取り組むいとまがないままに、現実に農家所得の大額減収は免れられません政策であります。たとえ政府が決められた法に従い、諸要素を勘案して算出された算定値が低価格になることかたとえ当然なものであつたとしても、これを受け取る農家自身の生活実感からは、なぜ農産物だけがこんなに低く抑えられ、農民だけがたたかれなければならないのかとの感じを持つものもまた当然だらうと思います。

最近、農協たたきや農業たたきが厳しさを加え

ております。私たちが対話をする多くの生産農家の方々の意見は、確かにこれらの意見の中には私たちも啓発されるものがあります。しかし実態とかけ離れた批判、事実誤認ではないかと思う批判もあります。それらに対して生産者側から論議あります。その批判が事実としてひとり歩きをし、消費者に不信を買つておるものまた事実であります。

素朴な意見ではありますが、次のような話を私にしてくださいました。お米が余っているときになぜ米価上げだ、今こそ競争体质をつけるべきではないか、それが証拠に農家の庭先を見ても一通りの農機具がちゃんとそろえられてある。多額の投資を必要とするだろうなぜあれを共同所有することができないのか。その御意見はよくわかります。しかし今度の田植えは五月の連休にしようと思えば、また相手もそのように思いますのが当然であります。したがって、いたしまして、私が思ひますと、どんなどうかとさえ思ふこともなく、単独所有をいたしております。言われば不経済所有であります。不効率な使用によるもの当然であります。けれども、批判ばかり受け取るのではありません。私たちがそのような不効率ではないと思ひます。私たちがそのような不効率所有を、不経済所有をいたしておるなればこそ、農機具メーカーは倒産をしないで今日まで来られたのではないであります。しかも、その機械を買うお金は、お米を売つたお金で買つております。月給で貰つておりますのであります。経済界にこれほど大きな貢献をいたしております私たちがなぜたたかれなければならないのか、このように申されます。

ついでにもう一つの問題を申し上げます。農民は補助金で過保護されておるという批判が大きくございます。そんなになくとも保護されて生きておるのであつたら後継者に苦勞するはずがございませんのに、現実はそうではございません。確かに農業には国の手厚い施策があり、補助金もたくさんあります。例えば土地改良、基盤整備を見

てみましても、多額の補助金が出ております。政府の補助金、地方自治体が上積みしてくれる補助金、そして不足分を約20%自己負担という名前において銀行から借り入れをし、二十カ年をかけて、二十五カ年をかけて、そして年賦償還をいたします。そのようにして集めた金は一文も農民の懐には入らないのです。全部が建設業者さんに回ります。公共事業がこれほどやかましく言われるときに、私たちはそのため名前貸し業をやっておるだけではないのでしょうかとさえ思ふこともございます。けれども、この施策はありがたい施策でありますので、そばかりは言うておられますが、世の中をもっと広く考えていただいて、持ちつ持たれつであるとすれば、農民だけがたたかれるのは余りにも酷なのです。余りにも酷なのは余りにも酷なのか、と、

こういうことでございました。

ついこの間も、私の選挙区のある町を調べまして、そこでもつと痛ましい話を聞きました。私の町には三十歳を過ぎた専業農家の跡取り息子で結婚もできておらないのが百八十人おりますといふことでした。そんなにたくさん専業農家があるはずがありませんので、もう少し掘り下げる聞いてみますと、やっぱり大規模経営の跡取りさんにも同じような波が押し寄せておるというようなことでございましたが、国民同士もつと相互理解を深めていかなければならぬ。そういうためには農民側の主張をだれがしてくれのか、やっぱり農林水産省にお願いもし下さい、生産者団体であります農協、わけても全中の皆さん方のこの面における発言は大変重要だ、このように私は思つております。

こういったことですから、農民としても経済社会に生きていかなければなりません。採算に合わない生産を続けることもできません。生産者価格が相当下がつても耐えられる優良例として引き合いに出されますのはすべて大規模経営農家であります。が、大規模経営農家とてやつぱりその農家の主導者は卓抜した経営能力に支えられて大変な努力の積み重ねをして今日を築いておいでになります。

す。だから、そういう優良事例があるからといつて、それだけで農業の将来を描かれるということは極めて危険なことだと私は思つております。

今農村には専業農家と兼業農家の別があります。

農家の方が安定的であるように私は思ひます。それは安定した兼業収入があるからであります。我が国農産物価格政策が先ほど申し上げましたように下がる方向に動き出しましたのですが、そういう中で下げ幅と下げる速度が今後極めて重要なと思いますが、それを誤ると、兼業農家よりもむしろ日本農業の担い手であります専業農家が先に行き詰ることになることを心配いたします。兼業農家は、家計収入に農業収入の占める割合が少なく、農家として受けける打撃がそれだけ少ないからであります。

中核専業農家の行き詰まりは、日本農業の行き詰まり、崩壊につながりかねません。そうしたら、この中核農家をつぶさないで、しかも兼業農家も農業継続しやすい日本式農業へ改革の方針を模索すべきなのではないか。私自身もその処方せんは持ちません。優秀な農林行政担当の皆様方が衆知を集め、そういう方向に進めていただきたいのもまた一つかと思いますが、この点について大臣の所信をお尋ねいたします。

○國務大臣(加藤六月君) 大変難しい問題だと承りました。

まず第一は、農機具関係、特に兼業農家が使う農機具関係、当委員会においても米、麦における生産費に占める農機具のウエート問題があります。そういう中で、一番私は問題になるのは、兼業農家の農機具使用、そのうちの一一種兼業と二種兼業の違い、同じ兼業農家といいましても、一種兼業と二種兼業の違いはあると思ひます。そしてまた、けさほどもお答えしましたが、地域によつて専業農家の非常に多い地方、あるいは二種兼業農家のウエートが多い地方、これはもう随分あるわけでございます。

ある面では本州の大

部分はそういう中で混住社会が非常に進展しておられます。

そこで、まず、さきの第百八通常国会において、本院における最後の通過成立法案として集落地域整備法を御審議していただき、通過させていただきます。そのもの、私も農機具メーカーにいろいろ注文もつと、あの法が予算をつけて着実にしていくことによつて、兼業問題等の一つの大きな解決になつていくのではないかと考えておりますが、農機具のもの、私も農機具メーカーにいろいろ注文もつけ希望もしてきました。したがいまして、不経済使用といふ表現をされました。農機具も出たことはあります。農機具も出たわけでございますが、我が省としましても何とかこれを効率的な使用にしなくてはならないというふうに思つて、いろいろ系統団体に要請もし、今後リース方式といふもの等も来年度から何とか導入していくこと、いろいろな問題を解決しなくてはならない。

そしてまた、私は兼業問題いつも言つてあります。一般的産業における労働時間の短縮が行われ、週休二日制が着実に伸びてくることによつて、二種兼業農家がますますふえるといふ一つの矛盾を我々は抱えておる。そういう中で、経営規模の拡大あるいは生産性向上をやるといふところにいろいろな苦しみがあるわけでございます。農機具の使用についてはさらには検討しまして、一台の農機具の年間を通じての相当時間の使用ということ、あるいは他地域へもこれを使わすというところのアイデアが今浮んできてるわけでございまして、これらを進めていかなければならぬと思つております。

それから農民は補助金の過保護の中でと言われておりますが、私はそうは思つておりません。戦後四十何年たきました。職業選択の自由は保障されており、そして移動の自由も保障されておるが、國においてなぜ農業後継者が少ないか、あるいは何百何十戸という農家が減つたかといふことは、これは農業が過保護ではなくにサラリー

マンにどんどんかわってきているわけでございまして、その場合は兼業農家としてサラリーマンになつておる場合もありますが、完全に農業を廃止して大都市に出てきてサラリーマン化した人もあります。農業がいいのならそういう職業の移動というものは起こらないはずであります。やはり農業は厳しい、苦しい、いろいろな問題があるからこそ、そういう戦後における人口の大移動、そして過密過疎問題という問題も発生してきたと、こう考えておるわけでございます。

この問題につきましてもいろいろな批判等あるいは提言があります。山田先生もおっしゃいましたように、事実誤認に基づくもの、あるいはもともと農業たきをやろうとして言われる批判といふのと、逆に農業を救い、農業の未来に何とか明るい希望があります。山田先生もおっしゃいましたように、私は真摯なまじめな提言には謙虚に耳を傾け、取り入れるべきものは取り入れなくちやならぬ。しかしながら事実誤認に基づき、あるいはまた感情的に農業たきをされる方に対してもは敢然として反論もし、また堂々とその過ちを申し上げなくてはならぬ、こう思い、また私自身も率先してそのように続けておるつもりでございます。

それから、これはまたよく申し上げておるのでありますが、世界じゅうどこでも農業問題についてはそういう苦しみを世界の国々は持つておるということが、それで冒頭御指摘になりましたが、我が国は過去数年の間に農業に対する補助金は四〇%近く削減をしました。アメリカは九五六%ふやしております。ECは百九十何%ふやしております。この事実を日本の有識者の皆さん、国民の皆さんにぜひ認識してもらいたいということをまたある面では私機会あることに言つておるのでござります。しかしそうであるにしても内外価格差があるということはこれは厳粛なる事実でございます。この内外価格差、これは生産者価格において比較検討するのか、消費者価格において比較検討するのか、いろいろの論理はありますけれども、要は、

我々は国民に対してもよりおいしいものをより安く供給していくことの大前提があるわけでございまして、ここら辺の問題は生産者である農民の急ではないか。そしてまた、兼業農家の間においてもそれぞれの方法を講じていかなくてはなりませんが、これを専業農家と兼業農家がともにと言われますと、率直に言つて限られた予算、限られた政策の中でのういう方式を講ずるかといふことは、真剣に検討いたしますけれども、中核田農業確立対策における転作であり、あるいはまたいろいろな問題があるわけでございますが、決して過保護ではないと、私も考えております。

それから嫁取りの話まで触れられました。先般、私は一日農林水産省で同じ意見が出たので、

こうお答えをしておきます。実は私の選挙区のある町にも嫁取りがなくて、外國の人をお嫁さんにしている世帯が五世帯あります。そこで、それをいろいろ調べましたら、その家庭にはお嬢さんもおったのでありますけれども、お父さん、お母さんは農業者は嫁はやらぬというので、農業以外への自分の娘は嫁にやつておいて、自分の男の子供には嫁がないという、これは若干矛盾しております。お母さんがそこら辺を考えてもわなれば困るということを申し上げたんです。ところが、ある

東京都内の中小企業の社長と会ったときには、農家は潤つて大変いい、我々の会社の従業員は嫁をとる金もない、もう少し加藤、農業に厳しくと言つて、大都市の中にも、嫁をとる苦しみというのが若いサラリーマンの中にもある面では現実に起こつてきておる。こういう現象というのはある面では農村にも大都市の中にもあるのかなという感じを持つておるわけでございます。

最後が、兼業と專業農家の両方が成り立つといふ問題でございます。兼業といいましても、先ほど申し上げました一種兼業と二種兼業がありまして、ここら辺どうかという、しかし何としても足腰の強い国際競争力のある日本の農業を育て、守つていくためには、私たちはやはり中核農家、意

欲ある農家あるいは生産性の強い生産組織、これら辺を中心育て上げていくことが当面焦点の急ではないか。そしてまた、兼業農家の間においてもそれぞれの方法を講じていかなくてはなりませんが、これを専業農家と兼業農家がともにと言われますと、率直に言つて限られた予算、限られた政策の中でのういう方式を講ずるかといふことは、真剣に検討いたしますけれども、中核農家、意欲ある農家、そこら辺を中心に行べきである。そして、ある面では二種兼業農家の皆方も、レジャーとして、楽しみとして農業をおやりになつておられる方々、これどうしたらいののか。我が国は職業選択の自由の国でございますので、ここら辺はそれぞれの本人の自覚にまつ以外ないのか。それから、全体的に見て農業者が非常に高齢化してきております。さりとてそういう中で農地を手離さないといういろいろな理由を当委員会でも申し上げたことがあるのですが、こちら辺が次々、まあ手離していただけるようになるのか。そのためには、政策的にも進めていきますが、も時の経過というのが大変長くなるのじゃないか、こう思つております。

以上、お答えになつたかならなかつたかわかりません。大変長くなりましたが、私のお答えとしてお述べ願っています。

○委員長(岡部三郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岡部三郎君) 他に御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○菅野久光君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、食糧管理法の一部を改正する法律案に対し反対の討論を行うものであります。

近年、我が国農業をめぐる内外の情勢は厳しいの一語に尽きると思ひます。内にあつては、米を初めとする主要農産物が生産調整を余儀なくされ、厳しい減反政策の中で農業者は何を生産すべきかわからなくなつてゐる一方、農産物価格は低迷を続けております。さらに、これに加えて急速な円高によつて、国内経済は圧迫され、雇用条件は悪化し、農家経済は、かつてない不安定な状態に置かれております。また、外にあつては、我が国に対する諸外国からの強い農産物市場開放の要求は、聖域とされてきた米にまで及んで農業者は実情であります。

このようなときに、政府は、農政審の答申に基づいて新しい農政を打ち出すことを表明しておりますが、その内容を見ると、農産物価格の内外格差の縮小を図るために農業保護政策の大枠を見直してあり、これは、構造政策に名をかりた価格政

策からの撤退にほかならないのです。

近年、各種農産物価格は、抑制的に決定されましたが、本年に入り、米価を初めとして麦価、乳価等の大幅な引き下げが行われ、これが農家及び農村の経済に大きな打撃を与えたことは、周知のところあります。農家及び農村をこのようない手までもその基盤を破壊することになり、結局は、構造政策も前進できないこととなるのであります。さらにまた、農業、農村の疲弊は、現在、我が国の喫緊の要務である内需の拡大にとっても、地場産業の振興にとっても極めて大きなマイナス要因であります。

今回の食管法改正は、端的に言えば、価格引き下げのため以外の何物でもないのであります。

以下、反対の具体的理由を簡単に申し述べます。

第一点は、パリティ価格を下限とするという価格算定方式を廃止することにより麦価算定の基礎が明確でなくなったことであります。このため、価格が国の財政事情等により恣意的に決定されることが懸念されるのであります。

第二点は、生産性の向上を価格に反映させることを本改正案はねらっていることであります。生産性向上メリットの大部分を価格の引き下げ要素として反映させることは、農業者の生産意欲を著しく阻害し、麦作の健全な発展にとって決して好ましい方法ではないのであります。

第三点は、麦価算定方式の変更に伴う麦作振興の関連対策が確立されていないことであります。今回の改正に関連して基盤整備の円滑な推進が必要な農家負担の軽減、あるいは、麦の品種改良対策、生産費の軽減措置等について具体的な施策が、審議を通じても政府から明示されていないのであります。

第四点は、安全性に問題のある外麦に対する安全性チェック体制の問題であります。このチェック体制が極めて不十分であるにもかかわらず大量

の麦が輸入されているのであります。国民の健康上にも重大な影響を及ぼしかねないということあります。しかも、このような状況のもとで、生産者麦価引き下げ等国産麦生産を減らす要因を重ねることは、決して容認できないのであります。これをもちまして反対討論を終わります。

○下田京子君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となつております食糧管理法の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

本改正案は、いわゆるパリティ価格を下限として生産者麦価を決めるという現行の規定を全面的に改め、麦の生産費その他の生産条件、需給動向、経済事情の三つの要素を参酌し、さらに麦の生産性向上と品質向上に配慮して生産者麦価を決めるというものです。これは質問の中で明らかにしたとおり、日本農業の縮小、解体を求める内外の圧力に屈した農産物価格政策の全面的改悪の一環です。

問題点の第一は、この法案がパリティ価格を下限とするという規定を外し、政府が生産者麦価を恣意的に歯どめなく引き下げるのをねらいとしていることです。

そもそも、パリティ価格によって小麦生産者は一貫して生産費を大幅に下回る低麦価を押しつけられ、昭和二十七年に九七%であった第二次生産費カバー率は年々落ち込み、四十五年には七〇%にまで引き下げられました。この結果、小麦の自給率は現行食管法成立直前の昭和二十五年の四三%から五十年には四%にまで落ち込むなど、壊滅寸前に追い込まれました。この背景にはM.S.A.協定以来のアメリカの余剰穀物受け入れと国内麦の安樂死政策であり、パリティ方式はこの政策推進のとてことなってきたのです。

同時に、昭和四十八年の食糧危機に伴って政府は麦に生産振興奨励金をつけるなど、極めて不十分とはいえ、一定の生産回復の措置をとり、自給率も六十年には一四%まで回復しました。しか

し、日本農業を犠牲にして経済摩擦を解消することをねらうアメリカと日本の独占資本にとって、

麦の生産回復は邪魔者以外の何物でもありませんでした。だからこそ米議会、日米諮詢委員会などの露骨な内政干渉と、これを受けた臨調や前川リポート、さらには昨年の農政審議会報告などで麦の生産縮小と財政負担の軽減をねらって、さまざま提案を行ってきたのです。

今回の法改正の背景にあるのはこうした圧力であり、これに屈して今や足かせになつたパリティ価格を下限とするという条項を投げ捨て、麦の第二の安樂死政策に踏み出すことをねらつたものであります。

第一に、本改正案は生産費を一つの参酌事項としているものの、これは生産費・所得補償方式とは全く異なるものです。改正案は、小麦の国際的過剰や財政負担などの需給事情、経済事情を重要な参照事項としているほか、生産性向上、品質向上を価格決定の際の配慮事項としています。これはいずれも価格引き下げをねらっている以外の何物でもありません。質問の中でも指摘いたしましたが、生産性向上、品質向上のために必要なのは単収と品質向上のための技術開発であり、生産資材価格の引き下げです。このような政府が当然行うべき努力は不十分なまま、価格引き下げによって生産性や品質を向上させようというのではなく逆立ちした政策です。

我が党は一貫して麦など自給率の低い作物に米並みの価格補償大都市労働者並みの労賃を償う価格を要求してまいりましたが、これこそが日本農業を守り発展させる土台です。こういう日本農業の発展に逆行する本改正案に強く反対することを表明して、討論を終わります。

○委員長(岡部三郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

食糧管理法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(岡部三郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

宮島君から発言を求められておりますので、これを許します。宮島君。

○宮島滉君 私は、ただいま可決されました食糧管理法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、二院クラブ・革新共闘の各派及び各派に属しない議員山田耕三郎君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

食糧管理法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

麦は、国民の食生活に不可欠な農産物であるばかりでなく、畑作における合理的な輪作の基本作物として、また、水田における重要な転作及び裏作作物として農地の高度利用と農家の所得確保を図る上で大きな役割を果たしている。よって政府は、中長期的展望に立って、国内産麦の自給力の向上をめざした生産振興を図るとともに、本法の施行に当たっては、次の事項の実現に努め、生産農家の経営安定に万全を期すべきである。

一、麦の政府買入価格については、生産者の理解が得られる算定方式を確立するとともに、その算定に当たっては、従来の価格算定の経緯、麦作の生産実態等をも十分勘案し、再生産の確保が図られる価格を実現すること。

なお、生産性向上の反映については、農家のへの還元にも十分配慮して行うこと。

二、品質格差については、需要の動向と併せて、良品質麦の開発普及の実情等にも十分配慮した運用を行うこと。

三、麦作の生産性向上を図るために、土地基盤の整備、農地流動化の促進、麦作集団の育成、

機械化一貫作業体系の確立、栽培技術の改善等に必要な施策の拡充に努めること。

四 国内産麦の品質改善とこれによる需要の一層の拡大を図るため、加工適性に優れた早生・多収品種の開発普及に努めるとともに、

地域の条件に即した良品質麦の作付け及び適切な栽培管理等に対する指導を強化すること。

五 麦の品質向上と流通の合理化を図るために、共同乾燥調製・ばら流通施設の整備等広域的な集出荷体制の確立を積極的に推進すること。

六 水田における転作及び裏作作物としての麦作については、水田の持つ高い生産力を最大限に発揮させるため、麦作の圃地化、排水対策を一層推進するとともに、作期競合回避技術、栽培管理技術の開発・改良等の試験研究の充実強化を図り、その成果が生産農家に円滑に普及するよう努めること。

右決議する。

以上でござります。

○委員長(岡部三郎君) ただいま宮島君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(岡部三郎君) 全会一致と認めます。よって、宮島君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの附帯決議に対し、加藤農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。加藤農林水産大臣。

○国務大臣(加藤六月君) ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしました。十分検討の上、善処してまいりたいと存じます。

○委員長(岡部三郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたい

と存じますが、御異議ございませんか。

「[異議なし]と呼ぶ者あり」

う決定いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十八分散会

九月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実等に関する請願(第一五一九号)

○委員長(岡部三郎君) 御異議ないと認め、さよう

う決定いたします。

本日は、これにて散会いたします。

第一五一九号 昭和六十二年八月二十六日受理

米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実等に関する請願

請願者 宮城県遠田郡南郷町大柳明神七ノ

紹介議員 片倉伸一外三百六十九名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

昭和六十二年九月十九日印刷

昭和六十二年九月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W